NISSAY

2025年6月改訂

ご契約のしおり
定款・約款

しおり番号：202506A

ニッセイみらいのカタチ

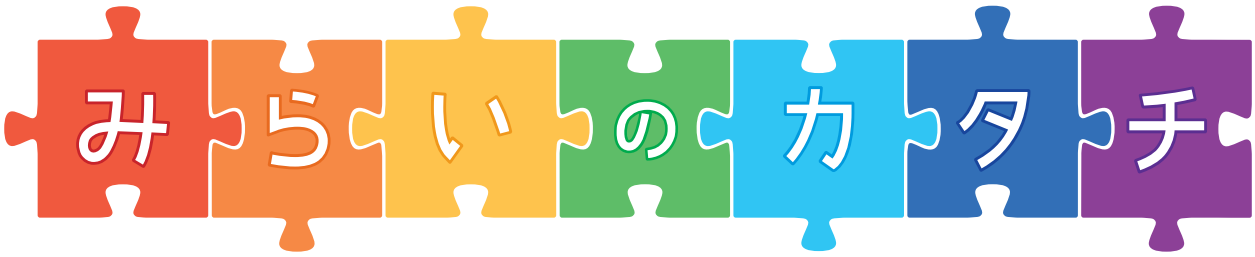

日本生命保険相互会社

はじめに

申込みにあたっては、「特に重要なお知らせ（『契約概要』『注意喚起情報』を含む）」の内容を確認・了解いただくとともに「ご契約のしおり－定款・約款」につきましても、必ず確認ください。

特に重要なお知らせ

これらをあわせて「特に重要なお知らせ」と呼びます

契約概要

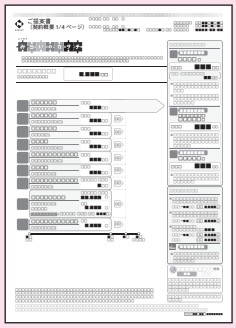

（ご提案の際または申込みの際にお渡ししています）

注意喚起情報

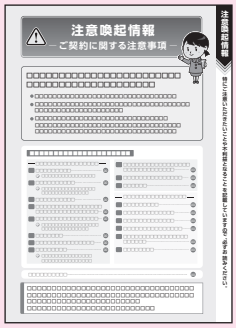

（申込みの際にお渡ししています）
（「注意喚起情報+ご契約のしおり－定款・約款（共通版）」の巻頭に記載）

お申込内容　お客様控

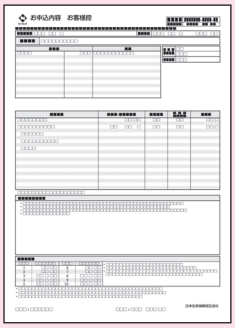

見直し前契約明細書
（保障見直し制度・一部保障見直し制度・保障追加制度を利用の場合）

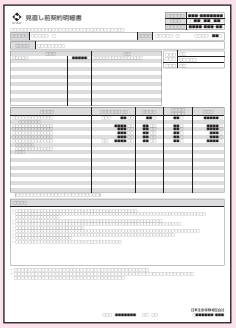

（申込みの際にお渡ししています）

「注意喚起情報」および「ご契約のしおり－定款・約款」について

注意喚起情報

特にご注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。 …▶ 申込みの際にお渡しています「注意喚起情報+ご契約のしおり－定款・約款（共通版）」の巻頭に記載

＋

ご契約のしおり－定款・約款

ご契約のしおり	ご契約についての重要事項（告知義務、保障内容、保険金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。	…▶ P.5～
定　款	当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載しています。	…▶ 規程-3～
約　款	“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載しています。	
お客様ID等に関する規程（個人向け）	お客様ID発行等、個人のお客様のサービス利用に関するとりきめを記載しています。 契約日が2024年10月1日以前の場合はお客様ID規程が、 契約日が2024年10月2日以降の場合はログインID利用規程が適用されます。	
法人向けお客様ID規程	お客様ID発行等、法人のお客様のサービス利用に関するとりきめを記載しています。	

ご契約のしおり ・・・

用語等の説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６３

規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ １

○ 定款 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ３

○ 約款 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ７

契約基本約款 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ １０
終身保険（有配当 2012）給付約款 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ２２
養老保険（有配当 2012）給付約款 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ２８
年金保険（有配当 2012）給付約款 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ３５
定期保険（有配当 2012）給付約款 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ４３
生存給付金付定期保険（有配当 2012）給付約款 ・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ４８
新３大疾病保障保険（有配当 2022）（死亡保障 100%型）給付約款 ・・・・・・ 規程－ ５５
新３大疾病保障保険（有配当 2022）（死亡保障 10%型）給付約款 ・・・・・・・ 規程－ ６５
特定重度疾病保障保険（有配当 2018）給付約款 ・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ７５
生活サポート保険（有配当 2024）給付約款 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ８３
認知症保障保険（有配当 2020）給付約款 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ９６
入院総合保険（有配当 2019）給付約款 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－１０５
がん医療保険（有配当 2012）給付約款 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－１１７
特定損傷保険（有配当 2012）給付約款 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－１２８
リビング・ニーズ特約（2012） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－１３５
保険料払込免除特約（2012） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－１３９
個人年金保険料税制適格特約（2012） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－１４５
保険契約の見直しに関する特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－１４７
特定契約の追加に関する特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－１６７
保険料口座振替扱特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－１７０
保険料クレジットカード扱特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－１７２
保険料団体扱特約（甲） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－１７３
保険料団体扱特約（乙） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－１７４
事業保険扱特約（2012）（甲） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－１７５
事業保険扱特約（2012）（乙） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－１７６
別表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－１７７

○ ログインID利用規程・法人向けお客様ID規程 ・・・・・・・・・ 規程−２０３
ログインＩＤ利用規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程−２０４
法人向けお客様ＩＤ規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程−２１２

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項（告知義務、保障内容、保険金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。

ご契約内容の確認

「契約内容通知書」が交付されましたら、以下の記入欄に記入および次ページのチェック欄にし点チェックのうえ活用ください。

■ご契約情報の記入欄

契約番号	―	契約日 ＊1	年　　月　　日
契約者			
被保険者			

＊1　一部保障見直し制度・保障追加制度を利用した場合は、今回加入した保険契約の追加契約日を記入ください。

ご契約のしおりの見方

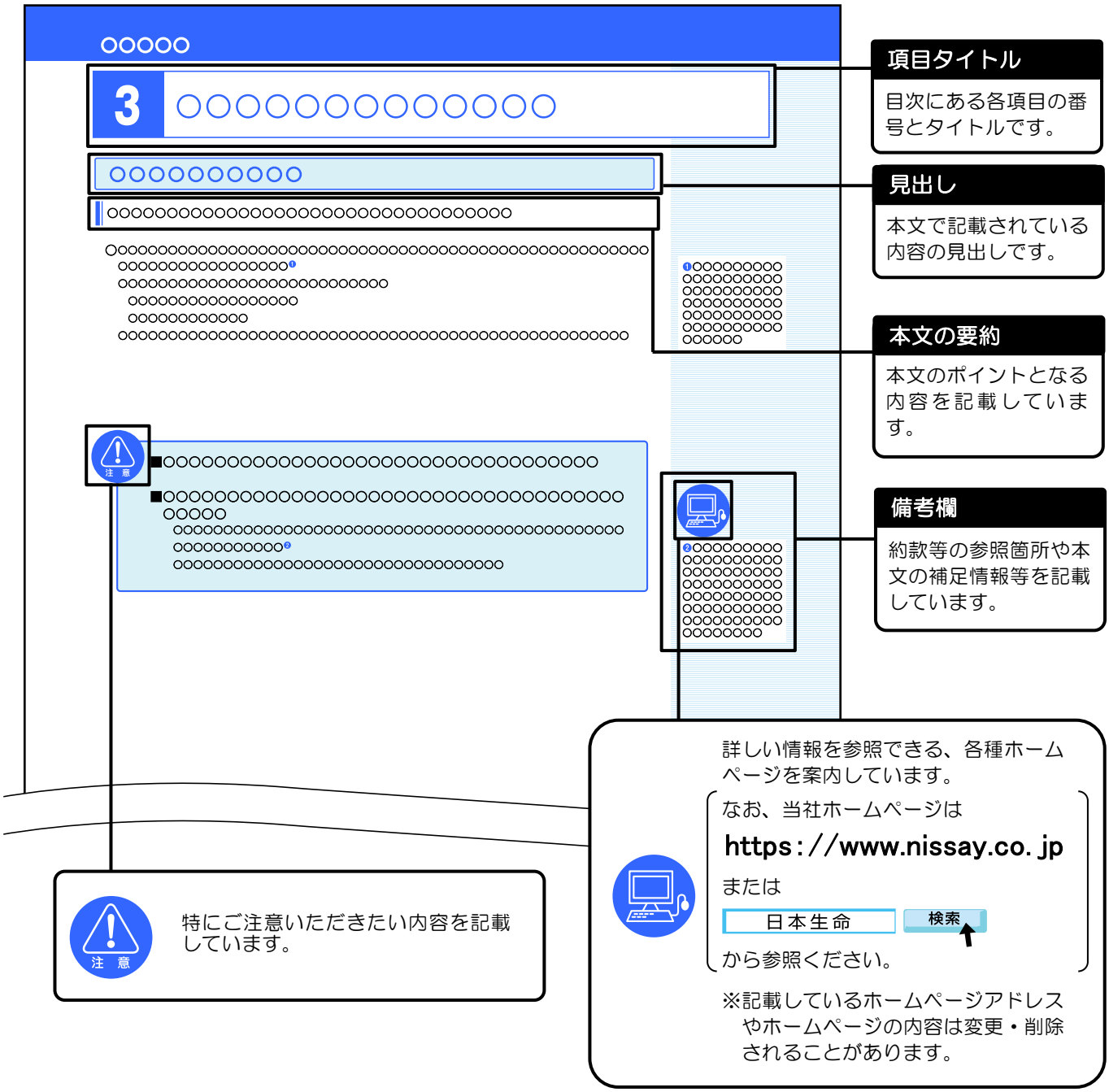
○○○○○
3 ○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○

■保険契約のチェック欄 ＊1

（今回加入した保険契約に ☑ チェックしてください。）

○支払事由の詳細については、「8．保障内容」をあわせてお読みください。

			ご契約のしおり参照ページ番号
□	終身保険 ※	終身にわたって死亡に備える保険	P44
□	養老保険 ※	一定期間、死亡に備えながら資産形成ができる保険	P45
□	年金保険	計画的に将来必要な資金を準備できる保険	P46
□	定期保険 ※	一定期間、死亡に備える保険	P48
□	生存給付金付定期保険 ※	一定期間、死亡に備えながら生存給付金を受取れる保険	P49
□	新３大疾病保障保険 ※	がん・急性心筋梗塞・脳卒中に備える保険（死亡保障の型は選択できます）	P51
□	特定重度疾病保障保険	死亡保障を抑え、特定重度疾病に重点的に備える保険	P64
□	生活サポート保険	身体障がい状態と要介護状態に備える保険	P70
□	認知症保障保険	死亡保障を抑え、認知症に重点的に備える保険	P80
□	入院総合保険	入院・外来手術等に備える保険	P85
□	がん医療保険	がんによる入院・手術等に備える保険	P95
□	特定損傷保険	不慮の事故による骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療に備える保険	P100

□	保険料払込免除特約	所定の３大疾病等により所定の事由に該当した場合に保険料の払込みが免除される特約	P101
□	リビング・ニーズ特約 ＊2	余命６カ月以内と判断されるときに、死亡保険金の全部または一部を受取ることができる特約	P104

＊1　一部保障見直し制度・保障追加制度を利用した場合、今回加入した保険契約以外の保険契約の内容については、各保険契約の加入時等に提供しているしおりを確認ください。また、すでに確認いただいているしおりの「■保険契約のチェック欄」でチェックしている保険契約であっても、今回のご契約内容には含まれなくなる場合があります。今回のご契約内容については「契約内容通知書」を確認ください。

＊2　リビング・ニーズ特約は、上記の保険契約のうち、末尾に「※」のある保険契約に自動的に付加されます。
（新３大疾病保障保険（死亡保障１０％型）の場合は付加されません。）

目的別もくじ

ご契約にあたって

この保険の特徴について知りたい

1．ニッセイみらいのカタチの特徴 P10

8．保障内容 P44

申込みを撤回したい

2．申込みに際して
・クーリング・オフ制度 P17

告知義務について知りたい

6．健康状態等の告知義務 P40

保険料について

保険料の払込方法を変えたい 保険料をまとめて払いたい

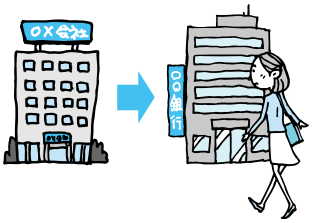

12．保険料の払込方法 P110

いつまでに保険料を払込むのか知りたい

13．保険料の払込期月・保険料期間 P112

保険料の払込みができなかった

14．保険料の払込みの案内と保険契約の解除 P114

ご契約後について

保障内容を見直したい

21．ご契約後の保障内容の見直し
・保障見直し制度　等 P143

解約したい

19．解約と解約払戻金 P134

受取人を変更したい

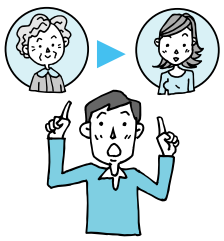

23．保険金等の受取人の変更 P148

保険用語の意味については、「用語等の説明」を確認ください。

いつから保障が開始されるのか知りたい

7．責任開始（保障の開始）と契約日 P43

保険料の負担を減らしたい

21．ご契約後の保障内容の見直し P145
・保険金額等の減額
・払済保険への変更

住所・名前等が変わった

24．住所等の変更に伴う手続き P149

税金について知りたい

25．生命保険と税金 P150

被保険者が死亡した場合、病気・ケガで入院や手術をした場合

保険金等の請求の流れについて

15．保険金等の請求 P115

受取人が請求できない場合

16．指定代理請求人・法定相続人による請求 P120

※保険金等のお支払い等、詳しい説明については次の事項を確認ください。

保険金等のお支払いの対象になるか？

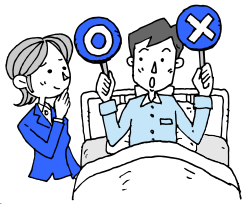

8．保障内容 P44

保険金等をお支払いできない場合

18．保険金等をお支払いできない場合 P123

手続きについては、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口、ニッセイコールセンターまたは保険金・給付金ダイヤルに連絡ください。

ニッセイコールセンター
０１２０－２０１－０２１（通話料無料）
＜ご高齢のお客様専用（シニアほっとダイヤル）＞
０１２０－１４７－３６９（通話料無料）
保険金・給付金ダイヤル
０１２０－２７９－４８１（通話料無料）

受付時間　月～金曜日　９：００～１８：００
土曜日　９：００～１７：００
（祝日、１２／３１～１／３を除く）

1 ニッセイみらいのカタチの特徴

ニッセイみらいのカタチは、ライフプランにあわせて、
『保険種類』・『保険期間のタイプ』を自在に設計できる保険です。

『保険種類』の選択　　『保険期間のタイプ』の選択

『保険種類』の選択

■複数の保険契約を組み合わせて一体の保険として加入することができます。
■単独で加入することもできます。

P13・14もあわせてお読みください。

＜複数の保険契約を組み合わせて加入する場合に選択できる保険種類❶＞

❶2025年6月現在の取扱いです。

終身保険＊	P44	養老保険＊	P45
年金保険	P46	定期保険＊	P48
生存給付金付定期保険＊	P49	新3大疾病保障保険＊	P51
特定重度疾病保障保険	P64	生活サポート保険	P70
認知症保障保険	P80	入院総合保険	P85
がん医療保険	P95	特定損傷保険	P100

＜特約＞

保険料払込免除特約	組み合わせて加入する保険契約に付加する場合は、各保険契約すべてに付加されます。	P101
リビング・ニーズ特約	上記、選択できる保険種類のうち、末尾に「＊」のある保険に自動的に付加されます。❷	P104

❷新3大疾病保障保険（死亡保障10％型）の場合は付加されません。

注意

■ご契約にあたっては、例えば、次のような当社所定の制限があります。
- 終身保険、養老保険、年金保険それぞれを組み合わせることはできません。
- 養老保険や年金保険は、保険期間が終身の新3大疾病保障保険や終身の認知症保障保険と組み合わせることはできません。
- 同一種類の保険契約（例えば、保険期間が有期の新3大疾病保障保険と終身の新3大疾病保障保険）を組み合わせることはできません。

■がん医療保険や特定損傷保険については、他の保険との組み合わせが必要となります。

『保険期間のタイプ』の選択

■加入する保険契約の保険期間のタイプを選択ください。

○保険期間のタイプには、終身・有期（全期型／更新型）があります。

保険期間のタイプ		イメージ
終身		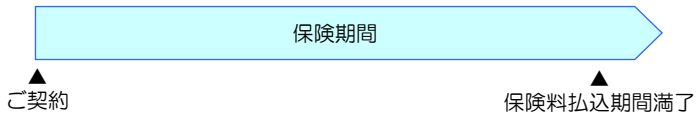 ・保険料は、ご契約時から保険料払込期間満了まで一定です。❶
有期	全期型	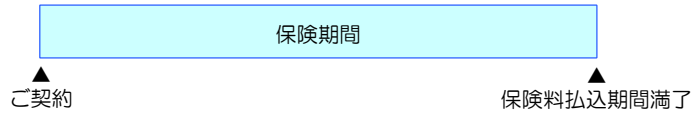 ・保険料は、ご契約時から保険料払込期間満了まで一定です。❶
	更新型	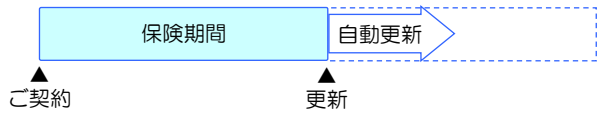 ・保険料は、更新時に変更されます。 ・更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢、保険料率により計算するため、同一の保障内容で更新する場合でも、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

※契約当初の保険料は、終身が最も高く、全期型、更新型の順に安くなります。❷
※保険期間が有期の場合、保険料の払込総額は、通常、更新型のほうが全期型より高くなります。❷

○保険種類ごとに選択できる保険期間のタイプは、次のとおりです。❸

保険種類 ＼ 保険期間のタイプ		終身	有期	
			全期型	更新型
終身保険		○	—	—
養老保険		—	○	—
年金保険		—	○	—
定期保険		—	○	○
生存給付金付定期保険		—	○	○
新３大疾病保障保険	死亡保障１００％型	○❹	○	○
	死亡保障１０％型	—	○	○
特定重度疾病保障保険		—	○	○
生活サポート保険	歳満了年金	—	○	—
	年満了年金	—	○	○
認知症保障保険		○	○	○
入院総合保険		○	○	○
がん医療保険		○	○	○
特定損傷保険		—	○	○

❶次の場合、保険料が変更になることがあります。
・高額割引制度の割引額の変更
・保険料の払込経路の変更

❷保険金額、保険料払込期間満了（更新型の場合は、更新したものとした更新後の保険料払込期間満了）等がすべて同一の場合となります。

❸２０２５年６月現在の取扱いです。

また、ご契約時の被保険者の年齢等によっては、「○」と表示していても選択できない場合があります。

❹新３大疾病保障保険（死亡保障１００％型）は、保険期間が終身の場合、がん要精検後検査等給付金あり型を選択できません。

■複数の保険契約を組み合わせて加入する場合、保険期間のタイプを自在に組み合わせることができます。

○組み合わせパターンは次の（1）～（7）のとおりです。

（1）終身のみを選択

（2）全期型のみを選択

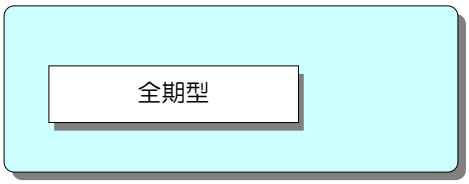

（3）更新型のみを選択

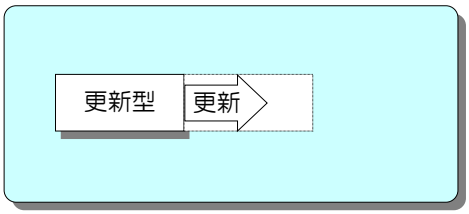

（4）終身と全期型を選択

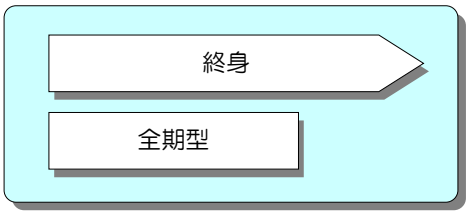

（5）終身と更新型を選択

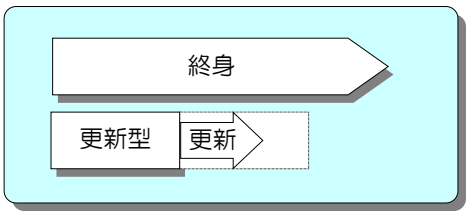

（6）全期型と更新型を選択

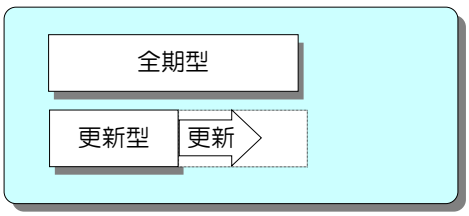

（7）終身と全期型と更新型を選択

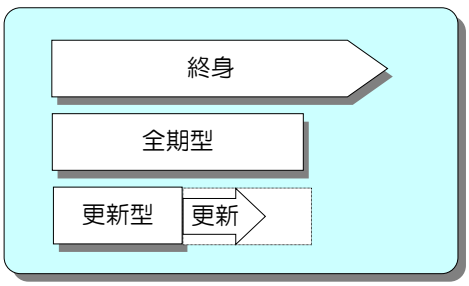

注意

■保険期間のタイプの組み合わせにあたっては、例えば、次のような当社所定の制限があります。

- 終身保険、養老保険、年金保険それぞれを組み合わせることはできません。
- 養老保険や年金保険は、保険期間が終身の新３大疾病保障保険や終身の認知症保障保険と組み合わせることはできません。
- 同一種類の保険契約（例えば、保険期間が有期の新３大疾病保障保険と終身の新３大疾病保障保険）を組み合わせることはできません。

＜指定年齢について＞

保険期間のタイプの選択時に当社所定の範囲内で保険料払込期間が満了する年齢を指定ください。
（更新型に加入する場合は、その年齢が自動更新❶の上限年齢となります。）
この年齢を「指定年齢」といい、組み合わせた複数の保険契約は、すべて同一の年齢となります。❷❸

注意

■保険期間中に指定年齢を変更することはできません。

ただし、指定年齢到達時に保険期間の変更等を行うときは、再度、指定年齢を指定できることがあります。

❶自動更新
「１０．保険契約の更新」参照

❷特定損傷保険については指定年齢が６０歳をこえる場合でも、保険料払込期間が満了する年齢（更新型の場合は、自動更新の上限年齢）が６０歳となります。

❸次の保険契約に加入する場合の指定年齢は、保険料払込期間が満了する年齢ではなく、８０歳となります。
- 保険期間が終身かつ
- 保険料払込期間が満了する年齢が１０５歳

複数の保険契約を組み合わせて加入する場合の当社所定の取扱い

○契約者からの申出により、複数の保険契約を組み合わせて一体の保険として加入する場合、次のとおり取扱います。
（一体の保険として加入した保険契約は、同一の「契約内容通知書❶」にまとめて記載していますので、確認ください。）

（１）各保険契約で同一となる事項

○複数の保険契約を組み合わせた場合、次の（A）～（G）については各保険契約❷で同一となります。
（A）契約日
（B）被保険者
（C）契約者
（D）死亡保険金受取人
（E）死亡時支払金受取人❸
（F）指定代理請求人❹
（G）保険料の払込回数・経路

（２）保険料の払込み

○複数の保険契約を組み合わせた場合、それらの保険料はあわせて払込むこととなります。

（３）保険契約の解約・減額

○組み合わせた複数の保険契約全部の解約のほか、一部の保険契約のみを解約することもできます。
また、保険契約の保険金額等を減額する場合も同様です。

（４）配当金❺

○組み合わせた複数の保険契約それぞれの配当金は合算して積立てられ、契約者からの請求等によりお支払いします。

注意

■上記（１）の（C）契約者～（G）保険料の払込回数・経路を保険期間中に変更する場合は、組み合わせた各保険契約について同一の変更の請求をすることが必要です。❻
また、（D）死亡保険金受取人を変更する場合は、（E）死亡時支払金受取人も同一人に変更することが必要です。

契約者を保険期間中に変更する場合は、組み合わせた各保険契約について同一の変更の請求をすることが必要であるため、組み合わせた複数の保険契約のうち、契約者を法人に変更することを取扱っていない保険契約がある場合には、組み合わせたすべての保険契約において、契約者を法人に変更することはできません。

■組み合わせた複数の保険契約のうち一部の保険契約のみの保険料を払込むことはできません。
また、組み合わせた複数の保険契約の保険料を一括払込または前納によって払込む場合は、すべての保険契約の保険料をあわせて一括払込または前納することが必要です。

■組み合わせた複数の保険契約のうちの一部の保険契約の解約は、次のいずれもが当社の定める金額❼を下回るときは取扱いできません。
・解約しない各保険契約それぞれの保険金額等
・解約した後の組み合わせた複数の保険契約の保険金額等の合計額

■組み合わせた複数の保険契約の保険金額等の減額は、次のいずれもが当社の定める金額❼を下回らなければ、単独で加入している場合よりも低い金額まで減額できる場合があります。
・減額した後の各保険契約それぞれの保険金額等
・減額した後の組み合わせた複数の保険契約の保険金額等の合計額

❶**契約内容通知書**
「２．申込みに際して」の「申込みに際してのご留意点」参照

❷**各保険契約**
複数の保険契約を組み合わせて加入し、保険料をあわせて払込む場合、約款では各保険契約を「特定契約」といいます。

❸**死亡時支払金受取人**
生活サポート保険、入院総合保険、がん医療保険、特定損傷保険の死亡時支払金受取人は、死亡保険金受取人と同一人となります。

❹**指定代理請求人**
「１６．指定代理請求人・法定相続人による請求」参照

❺**配当金**
「１１．配当金」参照

❻１つの変更手続により、各保険契約について同時に変更されます。

❼**当社の定める金額**
詳細は当社ホームページを参照ください。

○複数の保険契約を組み合わせて一体の保険として加入した各保険契約は、保険期間中に組み合わせから外して継続させることはできません。❶（保険契約を更新する場合も、組み合わせから外して継続させることはできません。）

≪具体例≫

○例えば、保険期間中に、新３大疾病保障保険のみを組み合わせから外して継続させることはできません。イメージは、次のとおりです。

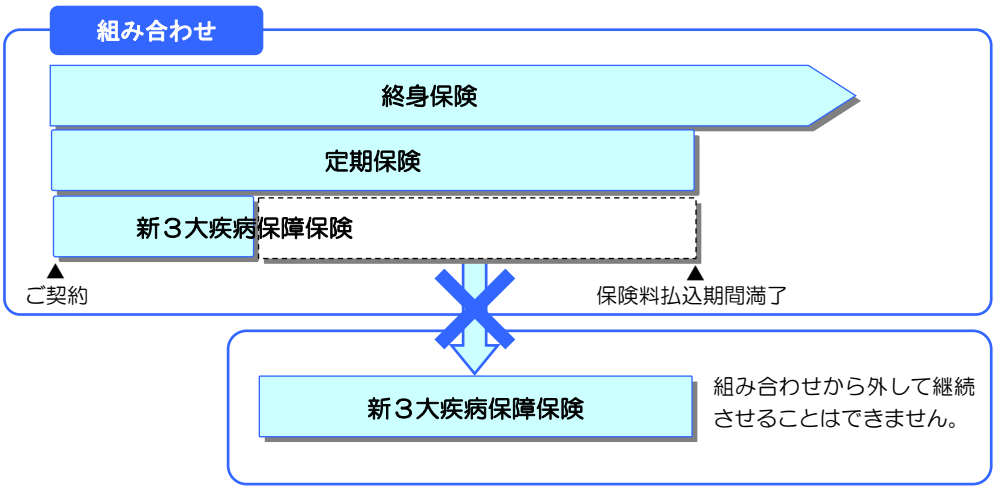

○すでに加入した保険契約どうしを、ご契約後に組み合わせることはできません。

ニッセイみらいのカタチは、複数の保険契約を組み合わせて一体の保険として加入できることが大きな特徴です。当社において、一般的に「ご契約」という場合、複数の保険契約を組み合わせた一体の保険のことをいいます。❷
また、「保険契約」という場合は、終身保険や定期保険等それぞれの保険のことをいいます。❸

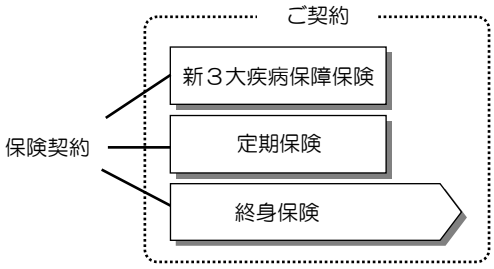

１種類の保険契約に単独で加入した場合、その保険契約のことを「ご契約」ともいいます。❸

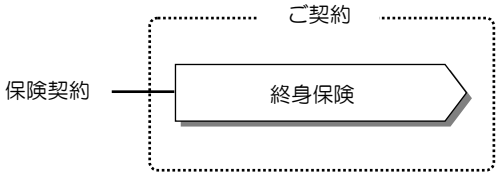

❶年金開始日以後の年金保険や生活サポート年金支払期間中の生活サポート保険等、当社所定の基準にもとづき、組み合わせから外れて継続することがあります。

❷この他にも、複数の保険契約を組み合わせた一体の保険を「パッケージ」ということもあります。

❸特に記載がない限り、付加されている特約を含みます。

高額割引制度

■保障の大きさに応じた所定の保険料の割引（高額割引制度）が受けられます。

○割引適用基準額が３,０００万円以上の場合、高額割引制度が適用され、所定の保険契約について、保険料の割引が受けられます。５,０００万円以上の場合には、さらなる割引の優遇を受けられます。

○割引適用基準額とは、高額割引制度の適用を判定するための基準となる額をいい、ご契約１件単位で計算します。
対象となる保険契約および割引適用基準額の計算に用いる額は、次のとおりです。

割引および割引適用基準額の対象となる保険契約			割引適用基準額の計算に用いる額
終身保険、養老保険、定期保険、生存給付金付定期保険、３大疾病保障保険、身体障がい保障保険、介護保障保険			保険金額
特定重度疾病保障保険			特定重度疾病保険金額
認知症保障保険			認知症診断保険金額
年金保険			年金原資×０．５
継続サポート３大疾病保障保険		１０倍型	３大疾病保険金額
		５倍型	３大疾病保険金額×１．２５
		同額型	３大疾病保険金額×３
新３大疾病保障保険		死亡保障１００％型	３大疾病保険金額×１．１
		死亡保障１０％型	３大疾病保険金額×０．７
生活サポート保険	歳満了年金	保険期間２９年以下	生活サポート年金額×｛１＋（保険期間×０．４）｝＋８０万円
		保険期間３０年以上	生活サポート年金額×１３＋８０万円
	年満了年金	５年❶	生活サポート年金額×３＋８０万円
		１０年❶	生活サポート年金額×５＋８０万円
		１５年❶	生活サポート年金額×７＋８０万円
		２０年❶	生活サポート年金額×９＋８０万円
入院総合保険			入院給付金額×３５
入院継続時収入サポート保険			給付月額×３５
契約日等❷が２０１４年４月２日以降の総合医療保険			入院給付日額×１，０００
契約日等が２０１４年４月２日以降のがん医療保険			入院給付日額×１００
契約日等が２０１４年４月２日以降の特定損傷保険			給付金額×５

❶生活サポート年金支払期間をいいます。

❷**契約日等**
追加契約日を含みます。

※総合医療保険は２０１９年４月２日以降販売を停止しています。
※３大疾病保障保険、継続サポート３大疾病保障保険は２０２２年４月２日以降販売を停止しています。
※身体障がい保障保険、介護保障保険は２０２４年４月２日以降販売を停止しています。
※入院継続時収入サポート保険は２０２５年１月２日以降販売を停止しています。

○高額割引制度の適用イメージは次のとおりです。

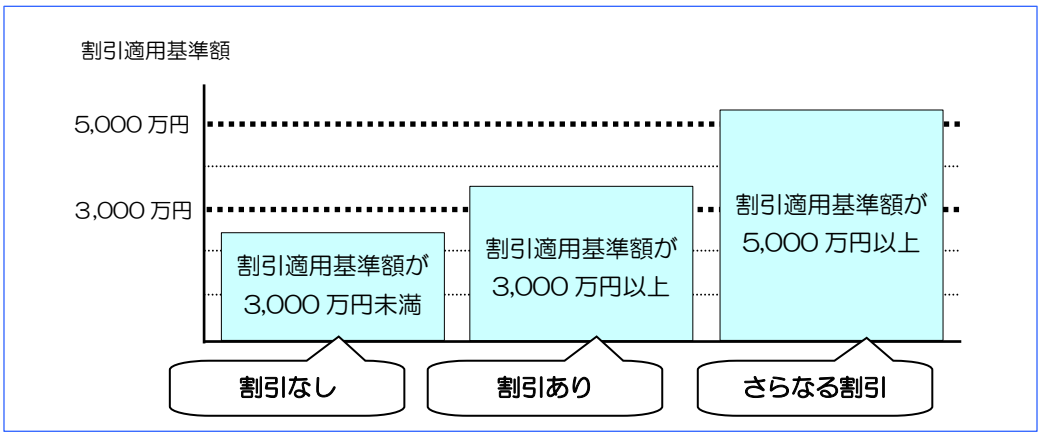

※２０２５年６月現在の取扱いを記載しています。
新たな保険契約に加入する場合には、その時点での取扱内容が適用されます。

注意

■保険金のお支払いや保障内容の見直し等により割引適用基準額が変更された場合には、割引額を変更することや高額割引制度の適用がなくなることがあります。

■今後、更新等される保険契約については、この制度を変更することがあります。

■年金開始日以後の年金保険、継続サポート年金支払期間中の継続サポート３大疾病保障保険および生活サポート年金支払期間中の生活サポート保険は、割引および割引適用基準額の対象となる保険契約に含まれなくなります。

■頭金❶として払込む保険料については、高額割引制度による保険料の割引はありません。

■保険料を前納する場合、高額割引制度による割引がないものとして保険料前納金をいただきますが、毎年保険料として充当する際に、高額割引制度による割引を行います。（保険料前納期間が終了した場合等に、残額を払戻します。）

❶頭金
「１２．保険料の払込方法」の「保険料の払込回数」参照

約款の構成

■各保険契約の約款（普通保険約款）は、「契約基本約款」と「給付約款」で構成されます。
- 各保険契約に共通して適用される事項は「契約基本約款」にまとめて規定しています。
- 保険金等のお支払いができる場合等は、各保険契約の「給付約款」に規定しています。

（１）契約基本約款

○契約基本約款では、ニッセイみらいのカタチで組み合わせることができる各保険契約に共通して適用される基本的な契約事項について規定しています。

＜規定内容の例＞
- 告知義務、告知義務違反による解除
- 保険契約の責任開始
- 保険料の払込み
- 保険料の払込みの催告と保険契約の解除
- 保険金額等の減額
- 複数の保険契約を組み合わせて一体の保険として加入する場合の取扱い※

※一体の保険として加入する場合の取扱いを、約款では次のとおり規定しています。（抜粋）

（参考：第28条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）第１項）

１　保険契約の締結の際、保険契約者から複数の保険契約の保険料をあわせて払い込む旨の申出があった場合、会社は申出のあった複数の保険契約について、同一の契約締結時の書面で引き受けることがあります。この場合、同一の契約締結時の書面で引き受けた複数の保険契約をそれぞれ本条において「特定契約」といいます。

（２）給付約款

○給付約款では、保険金等のお支払いに関する事項や各保険契約独自の内容について規定しています。

＜規定内容の例＞
- 保険金等をお支払いできる場合
- 保険金等をお支払いできない場合
- 保険契約者に対する貸付

2 申込みに際して

保険契約の成立

保険契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに成立します。

○当社が保険契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を交付します。

○当社の生命保険募集人❶は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、保険契約を成立させることができません。（当社の生命保険募集人は、契約締結の媒介を行います。）

≪契約締結の「媒介」と「代理」について≫

- 媒介　⇒　生命保険募集人が契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は成立します。
- 代理　⇒　生命保険募集人が契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約の申込みに対して承諾をすれば保険契約は成立します。

❶生命保険募集人
当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

クーリング・オフ制度

保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除ができます。

○保険契約の申込日または「注意喚起情報＋ご契約のしおり－定款・約款（共通版）」を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて８日以内であれば、書面または電磁的記録による申出により、保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除ができます。（保障見直し制度・一部保障見直し制度❷を利用した場合には、制度利用前のご契約に戻します。）

≪例≫

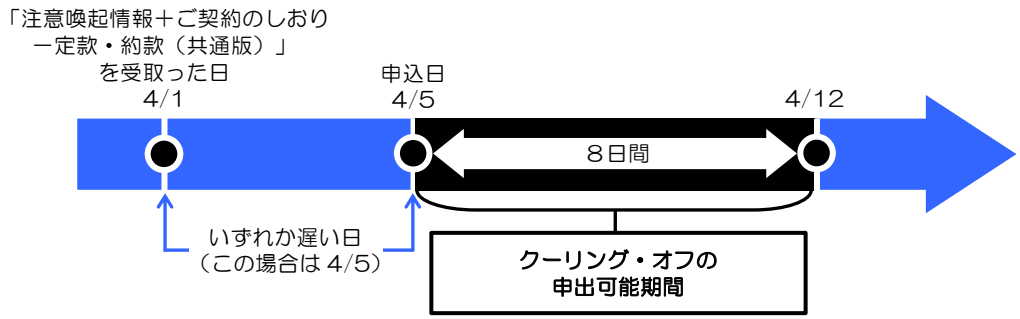

❷保障見直し制度・一部保障見直し制度
「３．申込みに際して保障見直し制度または一部保障見直し制度を利用する場合」参照

○クーリング・オフを行った場合で、すでに払込みいただいた保険料があるときには、当社はその金額を返金します。

注意

■次の場合、クーリング・オフ制度は利用できません。
- 当社指定の医師による診査後の場合
- 申込者または契約者が法人の場合

※具体的な申出方法（書面・電磁的記録）については次ページを確認ください。

次ページにつづく

≪申出方法（書面・電磁的記録）≫

【書面の場合】

・クーリング・オフは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。郵便により前ページの期間内（８日以内の消印有効）に、取扱いの営業部またはニッセイ・ライフプラザ宛に申出ください。

・書面には、申込みの撤回または保険契約の解除の意思を明記し、申込者または契約者のお名前・住所・生年月日を記入ください。

＜記載事項＞
・申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思
（理由の記載は任意）
・申込者または契約者のお名前・住所・生年月日

（記入例）

日本生命保険相互会社　行

私は保険契約の申込みの撤回を行います。
（理由）〇〇〇〇〇〇

申込者（契約者）　日生　太郎

住所　〇〇県〇〇市〇〇町×丁目×番地×号

生年月日　〇〇〇〇年〇月〇日

【電磁的記録の場合】

・当社では、電磁的記録による申出の主たる窓口として、当社ホームページをご案内しています。

・当社ホームページから前ページの期間内（８日以内）に申出ください。

・当社ホームページに記載の手順に沿って必要事項を入力してください。

申込みに際してのご留意点

（１）当社の確認担当職員❶が、申込内容等の確認をお願いすることがあります。

○当社の確認担当職員が、訪問または電話により、契約者・被保険者に次の事項の確認をお願いすることがあります。

- 申込内容がお客様の意向に沿っているか
- 告知内容に相違がないか
- 登録いただいたお客様情報に相違がないか
- 「生命保険のご契約に関する重要書類」を受取りいただいたか　　等

○訪問の際には、本人確認をいたします。次のいずれかの書類を提示ください。

- マイナンバーカード（表面）　・運転免許証
- パスポート　　等

（２）「契約内容通知書」を確認ください。

○当社が保険契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を交付します。
当通知書には保険契約の保険金等の金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載しておりますので、大切に保管ください。

○「契約内容通知書」が交付されましたら、申込内容と相違がないか確認ください。
万一、ご契約内容に相違や不明な点がありましたら、当社まで連絡ください。

○「契約内容通知書」は、保険契約の成立時のみ交付します。
「契約内容通知書」を紛失した場合、再交付はできませんが、ご契約内容については、当社ホームページにて確認いただけます。
（書面での確認をご希望の場合は、当社まで連絡ください。）

（３）「お客様番号（お客様ＩＤ）のお知らせ❷」を確認ください。

○当社は契約者に「お客様番号（お客様ＩＤ）のお知らせ」を送付し、「お客様番号（お客様ＩＤ）発行」ならびに「暗証番号・パスワード登録」等について案内します。❸

❶**確認担当職員**
当社が委託した確認担当者を含みます。

❷**お客様番号（お客様ＩＤ）のお知らせ**
すでに当社の保険にご契約いただいており、「お客様番号（お客様ＩＤ）」をお持ちのお客様には送付しません。

❸「お客様番号（お客様ＩＤ）」等の詳細は、「ログインＩＤ利用規程」、「法人向けお客様ＩＤ規程」および当社ホームページ等を確認ください。

3 申込みに際して保障見直し制度または一部保障見直し制度を利用する場合

※当項目については、現在のご契約の加入時期や、今回加入する保険契約の申込みに際して利用する制度に応じて、次のとおり参照箇所が異なります。

	現在のご契約	参照箇所
（1）	契約日が ２０１２年４月１日以前	保障見直し制度 ・「保障見直し制度とは」 ・「見直し前契約の契約日が２０１２年４月１日以前の場合」 ※一部保障見直し制度は利用できません。
（2）	契約日が ２０１２年４月２日以降❶	＜保障見直し制度を利用する場合＞ 保障見直し制度 ・「保障見直し制度とは」 ・「見直し前契約の契約日が２０１２年４月２日以降の場合」 ＜一部保障見直し制度を利用する場合＞ 一部保障見直し制度 ・「一部保障見直し制度とは」

なお、上記（1）（2）のご契約をあわせて保障見直し制度を利用し、１つの新しいご契約に加入する場合は、それぞれの参照箇所を確認ください。

❶契約日が２０１２年４月２日以降の場合でも、現在のご契約がこの保険（ニッセイみらいのカタチ）の発売前の保険（ＥＸシリーズ）のときは、「契約日が２０１２年４月１日以前」に含みます。

保障見直し制度

保障見直し制度とは

現在のご契約の責任準備金や配当金・据置金等の合計額を新しいご契約の保険料の一部に充当して、保障内容を見直すことができる制度です。

①保障見直し制度の特徴としくみ

○ライフステージの変化等にあわせて、保障見直し制度を利用することで、保障内容を見直すことができます。

○現在のご契約（見直し前契約❷）の責任準備金や配当金・据置金等の合計額を「見直し価格（下取り価格）」として計算し、新しいご契約（見直し後契約❷）の保険料の一部に充当します。

○見直し価格（下取り価格）は、次のとおり計算します。

見直し価格（下取り価格）	＝	見直し価格基準額	－	見直し価格差引額❸
		・責任準備金 ・配当金 ・据置金　等		・契約貸付の元利金 ・未払込保険料

❷見直し前契約、見直し後契約
複数の保険契約を組み合わせている場合、各保険契約が見直し前契約、見直し後契約となります。

❸見直し価格差引額
現在のご契約に自動振替貸付の元利金がある場合は、見直し価格差引額に自動振替貸付の元利金を加えて計算します。

≪保障見直し制度の利用例≫

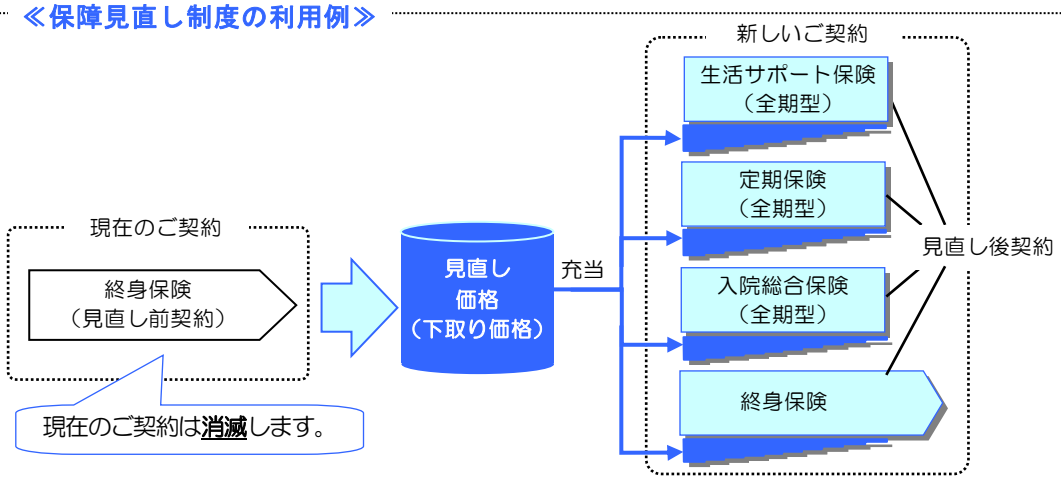

○保障見直し制度利用後に毎回払込む保険料は、見直し後契約の保険料から充当保険料（充当価格❶から充当される保険料）を差引いた金額となります。❷

≪保険料充当のしくみ≫

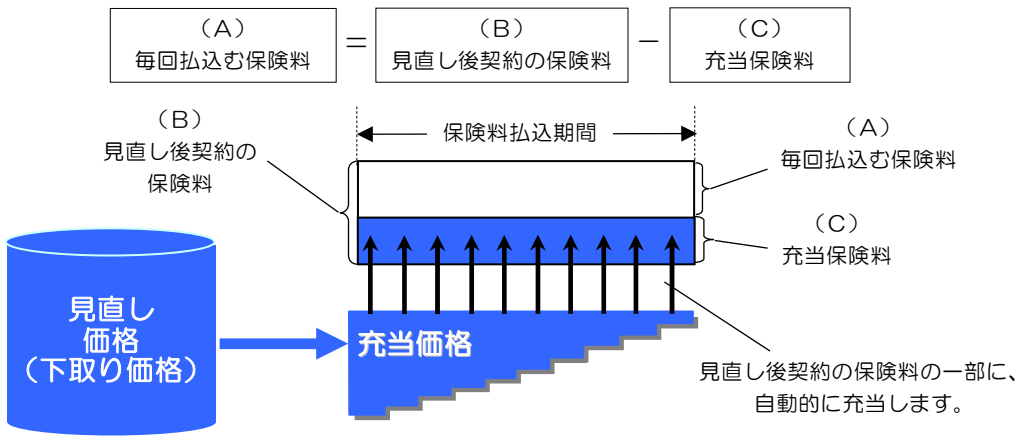

○保障見直し制度を利用して複数の保険契約を組み合わせて加入する場合、見直し価格を充当する見直し後契約を、次のいずれかの方法により所定の範囲内❸で指定ください。

（１）保険期間が有期（更新型❹）の保険契約にのみ充当する方法
（２）保険期間が有期（全期型❹）の保険契約にのみ充当する方法
（３）保険期間が終身❹の保険契約にのみ充当する方法
（４）上記（１）～（３）を組み合わせる方法

○見直し後契約が消滅等❺する場合は、充当価格の残額❻があれば契約者にその金額を払戻します。❼
ただし、見直し後契約を解約等した場合には、見直し後契約の経過期間により、充当価格の残額から所定の金額を差引くことがあります。

注意

■見直し前契約が次に該当する場合、保障見直し制度を利用できません。
- 有効に継続していない場合
- 契約日等❽から２年を経過していない場合❾
- 保険料の払込みが免除された場合　　等

■保障見直し制度利用後に解約した場合、例えば、見直し後契約の新３大疾病保障保険（死亡保障１０％型）、特定重度疾病保障保険、生活サポート保険、認知症保障保険、入院総合保険およびがん医療保険に充当された充当保険料部分に対する解約払戻金はありません。

■特定損傷保険に見直し価格を充当することはできません。

■見直し後契約の契約者および被保険者は、見直し前契約の契約者および被保険者と、それぞれ同一人となります。

■見直し前契約の配当金・据置金は、見直し価格として見直し後契約の保険料の一部に充当されるため、引出すことができなくなります。

■見直し前契約は、見直し後契約の責任開始時に消滅します。
「見直し価格差引額」は、見直し前契約の消滅時に精算されたものとします。

次ページにつづく

❶充当価格
各保険契約の保険料の一部に充当される見直し価格をいいます。

❷見直し後契約が更新型の場合、充当保険料が保険料の一部に充当される期間は更新日の前日までです。
そのため、見直し後契約を更新する場合、更新後の保険契約に充当保険料はありません。

❸所定の範囲内
例えば、定期保険（更新型）と新３大疾病保障保険（更新型）が見直し後契約となる場合、定期保険にのみ見直し価格を充当することはできません。

❹更新型、全期型、終身
「１．ニッセイみらいのカタチの特徴」の「『保険期間のタイプ』の選択」参照

❺消滅等
保険契約の減額や保険料の払込みの免除等を含みます。

❻充当価格の残額
リビング・ニーズ特約の特約保険金のお支払いによる場合は、６カ月を経過した日における金額となります。

❼未払込保険料がある場合、充当価格の残額から未払込保険料を差引く場合があります。

❽契約日等
最後の復活日、復旧日、増額・途中付加日、更新日、追加契約日、変更日等を含みます。

❾契約日等から２年を経過していない場合でも、保障見直し制度を利用できる場合があります。
詳細は、「３．申込みに際して保障見直し制度または一部保障見直し制度を利用する場合」の「見直し前契約の契約日が２０１２年４月２日以降の場合」の「②保障見直し制度における特別取扱」を確認ください。

注意

■保険金のお支払い❶により見直し後契約が消滅❷する場合、その消滅する見直し後契約の充当価格の残額は、保険金とともに保険金の受取人にお支払いします。❸❹

②保障見直し制度を利用する際の主な注意点

○保障見直し制度を利用することで、現在のご契約の保障内容、保険金額、給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、解約払戻金額、配当金、据置金、契約貸付可能金額等は変更され、全く新しいご契約となります。

保障内容	入院総合保険は２０１９年４月１日以前に販売していた総合医療保険等と保障内容等が異なるため、入院や手術等の内容に応じて支払われる給付金の種類や支払額等が異なります。❺
保険料	保険料の基礎となる予定利率、予定死亡率等は見直し前契約と見直し後契約とで異なることがあります。 ・見直し後契約の保険料は、保障見直し制度利用時の年齢・保険料率により計算します。 ・見直し後契約の予定利率が見直し前契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。
制度等	通常のご契約の加入時と同様に告知義務があります。 ・見直し後契約の責任開始の日❻を起算日として、告知義務違反❼による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消の規定等についても、見直し後契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。 ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、見直し後契約の引受けができなかったり、その告知をしなかったために、見直し後契約が解除・取消となることがあります。
	見直し直後は、見直し前契約に比べ、通常、契約貸付制度❽により貸付できる金額が低くなります。 終身保険、養老保険、年金保険が見直し後契約とならない場合、契約貸付制度は利用できません。
	見直し直後に見直し後契約を解約した場合、見直し前契約に比べ、解約払戻金が少なくなることがあります。 ・保障見直し制度利用後に解約した場合、例えば、見直し後契約の新３大疾病保障保険（死亡保障１０％型）、特定重度疾病保障保険、生活サポート保険、認知症保障保険、入院総合保険およびがん医療保険に充当された充当保険料部分に対する解約払戻金はありません。

注意

■上記以外にも、見直し後契約の保障内容等が見直し前契約と異なることにより、不利益となることがあります。

具体的な不利益事項については、申込みの際にお渡しする「契約概要」や「見直し前契約明細書」等にて、見直し前契約と比較のうえ、確認ください。

❶死亡保険金がない保険契約で、被保険者が死亡する場合を含みます。

❷消滅
生活サポート保険については、初期サポート保険金（１００）が支払われる場合を含みます。

❸死亡保険金がない保険契約のみのご契約の場合で、被保険者の死亡により消滅したときは、死亡時支払金受取人にお支払いします。

❹組み合わせた保険契約が保険金のお支払いにより消滅すると同時に他の保険契約の保険料の払込みが免除される場合、契約者にお支払いします。

❺入院総合保険の保障内容の詳細は、「８．保障内容」の「⑩入院総合保険」を確認ください。

❻責任開始の日
「７．責任開始（保障の開始）と契約日」参照

❼告知義務違反
「６．健康状態等の告知義務」参照

❽契約貸付制度
「２０．契約貸付制度」参照

③保障見直し制度利用後の取扱い

○見直し後契約と保障内容が同一の見直し前契約がある場合は、見直し前契約の保障の範囲内で、見直し後契約の保障を継続して受けられる場合があります。例えば次のとおりです。

（ア）見直し後契約の締結時に告知義務違反があった場合の取扱例

見直し後契約について、告知義務違反による解除事由に該当する場合でも、当社所定の基準にもとづき、見直し後契約と保障内容が同一の見直し前契約がある場合は、見直し前契約の保障の範囲内で、見直し後契約を継続して保障します。
また、見直し前契約の保障の範囲をこえる部分については、当社所定の基準により解除します。

見直し後契約のうち、見直し前契約の保障の範囲をこえる部分が解除される場合に解約払戻金があるときは、当社は、その解約払戻金から解除される部分に対応する未払込保険料を差引いた金額をお支払いします。

≪見直し後契約の締結時に告知義務違反があった場合のイメージ≫

見直し後契約の締結時に告知義務違反があった場合
見直し前契約：定期保険（保険金額３，０００万円）
見直し後契約：終身保険（保険金額５，０００万円）

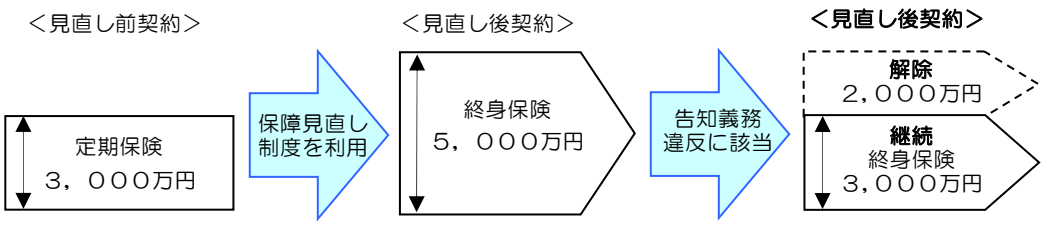

見直し前契約の保障の範囲をこえない部分（終身保険３，０００万円）は継続して保障します。
また、見直し前契約の保障の範囲をこえる部分（終身保険２，０００万円）は解除します。

（イ）見直し後契約の不担保期間❶に支払事由に該当した場合の取扱例

見直し後契約について、不担保期間に保険金等の支払事由に該当した場合でも、当社所定の基準にもとづき、見直し後契約と保障内容が同一の見直し前契約がある場合は、見直し前契約の保障の範囲内については、保険金等の支払対象となります。❷

≪見直し後契約の不担保期間に支払事由に該当した場合のイメージ≫

見直し後契約の不担保期間（責任開始の日から９０日間）にがん（悪性新生物）と診断確定された場合
見直し前契約：新３大疾病保障保険（３大疾病保険金額３００万円）
見直し後契約：新３大疾病保障保険（３大疾病保険金額７００万円）

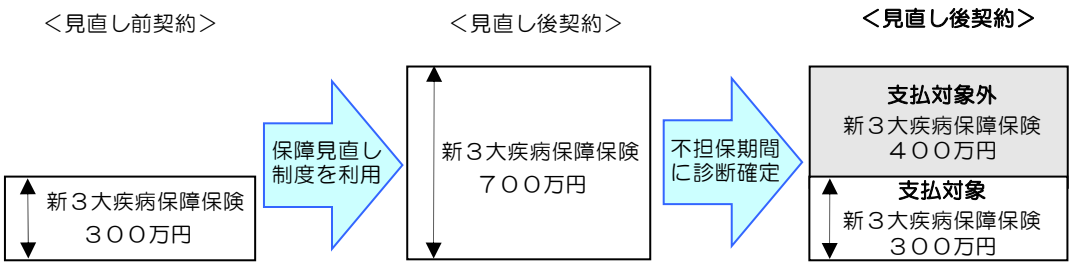

見直し前契約の保障の範囲をこえない部分（新３大疾病保障保険３００万円）については、３大疾病保険金の支払対象となります。また、見直し前契約の保障の範囲をこえる部分（新３大疾病保障保険４００万円）については、お支払いできません。

❶**不担保期間**
保障を行わない一定の期間をいいます。不担保期間のある保険金等については、不担保期間が経過した後に保障を開始します。

❷特定部位不担保法における不担保期間に支払事由に該当した場合は、当取扱いは行いません。

注意

■見直し後契約と保障内容が同一の見直し前契約がない場合は、見直し後契約は継続せず、告知義務違反として当社所定の基準により解除します。

■見直し後契約が継続する場合は、見直し後契約の約款・保険料率等が適用されます。

■保障見直し制度利用後は、見直し前契約に戻すことはできません。❶
例えば、見直し後契約が告知義務違反に該当し、その一部が解除されたため見直し後契約の保障内容が変更される場合でも、見直し前契約に戻すことはできません。

■詐欺による取消または不法取得目的による無効に該当した場合、見直し後契約は消滅し、すでに払込まれた保険料および充当価格の残額は払戻しません。

❶詳細は、「3．申込みに際して保障見直し制度または一部保障見直し制度を利用する場合」の「保障見直し制度とは」の「②保障見直し制度を利用する際の主な注意点」をご確認ください。

見直し前契約の契約日が２０１２年４月１日以前の場合

①保障見直し制度を利用する際の主な注意点

保障内容	見直し後契約では、次の保険金等のお支払いがなくなる等、見直し前契約から保障内容が変更されます。❶ ・高度障がい保険金 ・所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の保険料の払込みの免除 ・災害死亡保険金 ・災害高度障がい保険金 ・障がい給付金
保険金額	生存給付金付定期保険等について、見直し前後で同一の保険金額の場合でも、保険期間中の生存給付金額は減少します。 ・見直し後契約の生存給付金の支払額は次のとおりとなります。 ３年ごとの契約応当日：保険金額の３％をお支払いします。 保険期間満了時：保険金額の３０％をお支払いします。
保障の対象	見直し後契約では、保障の対象は被保険者本人のみとなります。 ・家族型等による、被保険者の家族を対象とする保障はありません。
制度等	見直し後契約では、保険料の払込みがない場合、保険料の払込みの案内を行ったうえで、保険契約を解除します。❷ ・解除された保険契約をもとに戻すことはできません。 ・保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。❸
	見直し後契約を解約する場合、解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。❹

❶見直し後契約の保障内容の詳細は、「８．保障内容」を確認ください。

❷詳細は、「１４．保険料の払込みの案内と保険契約の解除」を確認ください。

❸契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、貸付金を未払込保険料に振替えることができる場合があります。

詳細は、「２０．契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

❹詳細は、「１９．解約と解約払戻金」の「解約と解約払戻金」を確認ください。

②保障内容の見直し方法について

○保障内容の見直しにあたっては、次の方法もありますので、あわせて検討ください。

方法	しくみ	特徴	保険料	現在のご契約
保障見直し制度	現在のご契約の責任準備金等（見直し価格）を新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。	保障額の見直しと同時に、保険種類や期間等を総合的に変更することができます。	保障見直し制度の利用時の年齢・保険料率により保険料を計算し、見直し価格を充当したあとの保険料を払込みいただきます。	**消滅します。**
追加契約	現在のご契約とは別に、新しいご契約に加入いただく方法です。ご契約が１件増えます。	現在のご契約はそのまま継続し、別のご契約に加入いただくことで、保障を充実することができます。	加入時の年齢・保険料率で計算した、別の新しいご契約の保険料を払込みいただきます。	継続します。
特約変更制度	現在のご契約を解約することなく、変更する特約の責任準備金を新しい特約の一部に充当する方法です。	現在のご契約の主契約等の保障内容は変えずに、所定の特約のみ新しい特約に変更することができます。	変更日の直前の契約応当日における年齢、変更申込日の保険料率により変更後特約の保険料を計算し、責任準備金を充当したあとの保険料を払込みいただきます。	**変更対象となる特約は消滅し、**主契約および変更対象とならない特約は継続します。
保険金額等の減額	所定の範囲内で保障額を減額し、現在のご契約を解約することなく保険料の負担を軽くする方法です。	現在のご契約の保障額を減らすことで、保険料の払込みの負担を軽くすることができます。	減額したあとの所定の保険料を払込みいただきます。（減額分の解約払戻金がある場合には、お支払いします。）	保障額が減額された状態で継続します。
払済保険への変更	現在のご契約の解約払戻金を一時払の保険料に充当して保険料払込済の保険契約に変更する方法です。（保険金額等は、通常、小さくなります。）	現在のご契約の保険料の払込みを中止し、保険料払込済の保険契約に変更することができます。	以後の保険料の払込みは不要となります。	保険料払込済の保険契約として継続します。**付加されている特約（リビング・ニーズ特約を除く）は消滅します。**

※上記の方法は、契約日やご契約内容等によって取扱いできない場合があります。
詳しくは、当社までお問合せください。

見直し前契約の契約日が２０１２年４月２日以降の場合（※）

※契約日が２０１２年４月２日以降の場合でも、見直し前契約がこの保険（ニッセイみらいのカタチ）の発売前の保険（ＥＸシリーズ）のときは、「見直し前契約の契約日が２０１２年４月１日以前の場合」を確認ください。

①保障見直し制度を利用する際の主な注意点

見直し価格	見直し価格については、契約者の指定にかかわらず、当社所定の基準で充当を行うことがあります。 ・見直し前契約の継続サポート３大疾病保障保険、新３大疾病保障保険（死亡保障１０％型）、特定重度疾病保障保険、生活サポート保険、認知症保障保険、総合医療保険、入院総合保険、入院継続時収入サポート保険、がん医療保険および就業不能保険（無解約払戻金）の責任準備金にもとづく見直し価格は、見直し後契約の新３大疾病保障保険（死亡保障１０％型）、特定重度疾病保障保険、生活サポート保険、認知症保障保険、入院総合保険およびがん医療保険の保険料の一部に充当されます。
充当価格	見直し後契約の新３大疾病保障保険（死亡保障１０％型）、特定重度疾病保障保険、生活サポート保険、認知症保障保険、入院総合保険またはがん医療保険が消滅等❶する場合、見直し前契約の継続サポート３大疾病保障保険、新３大疾病保障保険（死亡保障１０％型）、特定重度疾病保障保険、生活サポート保険、認知症保障保険、総合医療保険、入院総合保険、入院継続時収入サポート保険、がん医療保険または就業不能保険（無解約払戻金）の責任準備金にもとづく見直し価格に対応する充当価格の残額（払戻金）はありません。

②保障見直し制度における特別取扱

○見直し前契約に身体障がい保障保険、介護保障保険または定期保険（定期保険は、身体障がい保障保険または介護保障保険と組み合わせている場合に限ります。）があり、見直し後契約に生活サポート保険がある場合には、身体障がい保障保険、介護保障保険および定期保険の契約日等❷から２年を経過していないときでも保障見直し制度を利用できる場合があります。

注意

■見直し後契約の告知義務違反❸による解除に加えて、見直し前契約の告知義務違反により見直し前契約を解除する場合があります。❹

■見直し前契約または見直し後契約を解除した場合、保険金等の支払事由等に該当していても、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができません。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻さず、解約払戻金があれば、その金額を契約者にお支払いします。❺
ただし、保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、告知義務違反の原因と直接関係のない場合には、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行います。

❶消滅等
・保険金等のお支払いによる消滅または生活サポート保険の初期サポート保険金（１００）のお支払い
・保険契約の解約、減額
・保険料の払込みの免除
等をいいます。

❷契約日等
最後の契約日、更新日、追加契約日、指定年齢到達時の保障内容変更日、終身変更の変更日を含みます。

❸告知義務違反
「６．健康状態等の告知義務」の「告知義務違反」参照

❹見直し前契約の責任開始の日から２年を経過している場合でも、２年以内に告知義務違反の内容を原因とする保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由に該当していたときは、見直し前契約を解除することがあります。

❺未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

③保障内容の見直し方法について

○保障内容の見直しにあたっては、次の方法もありますので、あわせて検討ください。

方法	しくみ	特徴	保険料	現在のご契約
保障見直し制度	現在のご契約の責任準備金等（見直し価格）を新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。	保障額の見直しと同時に、保険種類や期間等を総合的に変更することができます。	保障見直し制度の利用時の年齢・保険料率により保険料を計算し、見直し価格を充当したあとの保険料を払込みいただきます。	**消滅します。**
一部保障見直し制度	組み合わせた一部の保険契約の責任準備金等（見直し価格）を見直し後の保険契約の保険料の一部に充当する方法です。	必要な保障は継続しつつ、保障額の見直しや保険種類、期間等を総合的に変更することができます。	一部保障見直し制度の利用時の年齢・保険料率により、見直し後の保険契約の保険料を計算し、見直し価格を充当したあとの見直し後の保険契約の保険料を、見直し対象とならない保険契約の保険料と合算して払込みいただきます。	**見直し対象となる保険契約は消滅し、**見直し対象とならない保険契約は継続します。
保障追加制度	現在のご契約に、新たに加入する保険契約を追加で組み合わせる方法です。	現在のご契約はそのまま継続しつつ、新たに加入する保険契約を追加で組み合わせることができます。	保障追加制度利用時の年齢・保険料率により新たに加入する保険契約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料と合算して払込みいただきます。	継続します。
終身変更制度	現在ご加入の保険契約を、毎年の契約応当日に終身保険または保険期間が終身の保険契約に変更する方法です。 （保障額は変更前の保険契約と同額以下となります。）	現在ご加入の定期保険の全部または一部を、診査や告知なしで終身保険にする等の変更ができます。	終身変更制度の利用時の年齢・保険料率により変更後の保険契約の保険料を計算し、払込みいただきます。	**変更前の保険契約のうち、変更対象となる部分は消滅し、**変更対象とならない部分は継続します。
更新時・指定年齢到達時の保障内容の変更	更新時・指定年齢到達時に保険契約の保険期間等を変更する方法です。 （保障額は変更前の保険契約と同額以下となります。）	更新時・指定年齢到達時に診査や告知なしで保険期間等を変更することができます。	制度利用時の年齢・保険料率により変更後の保険契約の保険料を計算し、払込みいただきます。	**変更対象となる保険契約は消滅します。**
追加契約	現在のご契約とは別に、新しいご契約に加入いただく方法です。ご契約が１件増えます。	現在のご契約はそのまま継続し、別のご契約に加入いただくことで、保障を充実することができます。	加入時の年齢・保険料率で計算した、別の新しいご契約の保険料を払込みいただきます。	継続します。

※上記の方法は、契約日やご契約内容等によって取扱いできない場合があります。
詳しくは、当社までお問合せください。

次ページにつづく

方法	しくみ	特徴	保険料	現在のご契約
年金支払への移行	終身保険の死亡保障に代えて、年金を受取る方法です。 （通常、年金額の総額は、年金支払の移行対象となる死亡保険金額より小さくなります。）	保険料払込期間経過後のいずれかの契約応当日に、終身保険の全部または一部について、将来の死亡保険金のお支払いに代えて、年金支払に移行することができます。	当制度は保険料払込期間経過後のお取扱いのため、以後の保険料の払込みは不要です。	終身保険のうち、**年金支払の移行対象となる部分は消滅し、**移行対象とならない部分は継続します。
保険金額等の減額	所定の範囲内で保障額を減額し、現在のご契約を解約することなく保険料の負担を軽くする方法です。	現在のご契約の保障額を減らすことで、保険料の払込みの負担を軽くすることができます。	減額したあとの所定の保険料を払込みいただきます。 （減額分の解約払戻金がある場合には、お支払いします。）	保障額が減額された状態で継続します。
払済保険への変更	現在のご契約の解約払戻金を一時払の保険料に充当して保険料払込済の保険契約に変更する方法です。 （保険金額等は、通常、小さくなります。）	現在のご契約の保険料の払込みを中止し、保険料払込済の保険契約に変更することができます。	以後の保険料の払込みは不要となります。	保険料払込済の保険契約として継続します。 **組み合わせた複数の保険契約のうち、払済保険に変更する保険契約以外の保険料払込中の保険契約は消滅します。**

※上記の方法は、契約日やご契約内容等によって取扱いできない場合があります。
詳しくは、当社までお問合せください。

一部保障見直し制度

※一部保障見直し制度は、現在のご契約が次の条件をともに満たしている場合のみ、利用できます。
- 契約日が２０１２年４月２日以降のニッセイみらいのカタチの場合
- 複数の保険契約を組み合わせて一体の保険として加入している場合

一部保障見直し制度とは

組み合わせた複数の保険契約のうち、一部の保険契約のみを、当社所定の基準にもとづき、異なる保障内容に見直すことができる制度です。
この場合、見直し対象となる保険契約の責任準備金等を、見直し後の保険契約の保険料の一部に充当します。

①一部保障見直し制度の特徴としくみ

○ライフステージの変化等にあわせて、一部保障見直し制度を利用することで、組み合わせた複数の保険契約のうち、一部の保険契約の保障内容を見直すことができます。

○見直し対象となる保険契約（見直し前契約）の責任準備金等の合計額を「見直し価格❶（下取り価格）」として計算し、見直し後の保険契約（見直し後契約）の保険料の一部に充当します。

○見直し対象とならない保険契約❷（見直し対象外契約）については、一部保障見直し制度利用後もそのまま継続します。

❶見直し価格
積立てられた配当金および据置金は含まれません。

❷見直し対象とならない保険契約
約款では「継続特定契約」といいます。

≪一部保障見直し制度の利用例≫

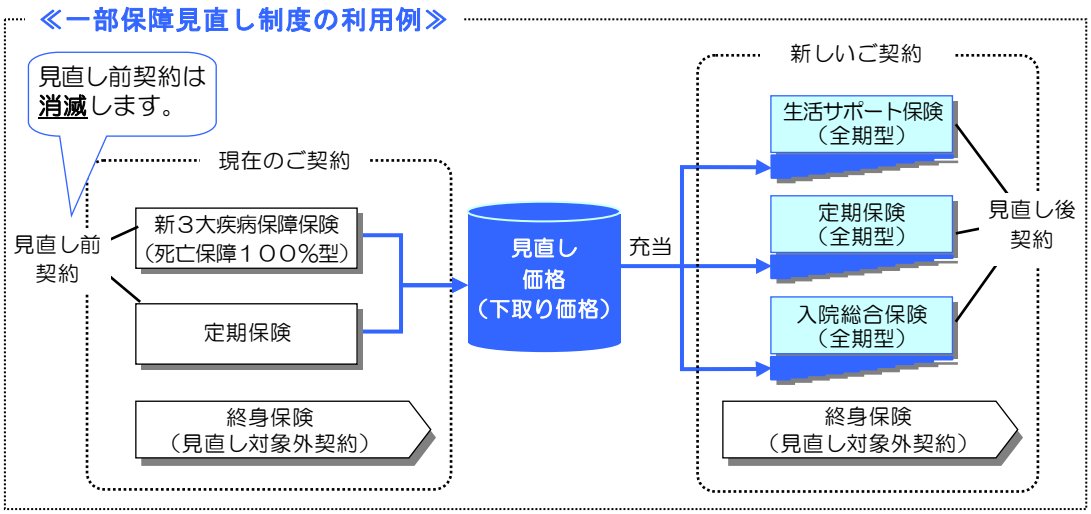

○見直し前契約となる保険契約については、その全部を見直し対象とする必要があります。一部保障見直し制度では、保険契約の一部を見直し対象とすることはできません。

≪一部保障見直し制度では取扱いができない場合の例≫

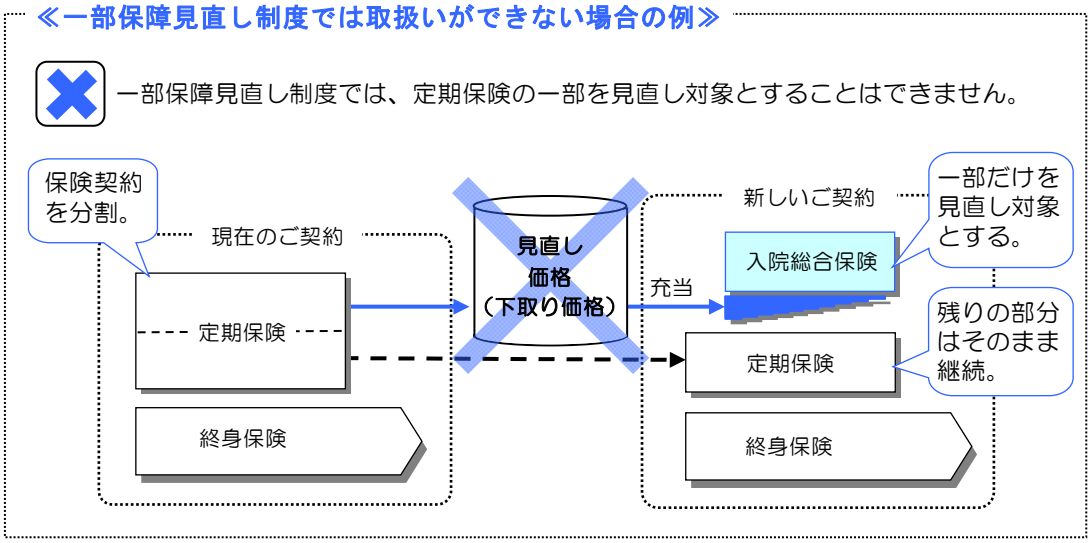

○一部保障見直し制度利用後に、見直し後契約に対して毎回払込む保険料は、見直し後契約の保険料から充当保険料（充当価格❶から充当される保険料）を差引いた金額となります。❷

≪保険料充当のしくみ≫

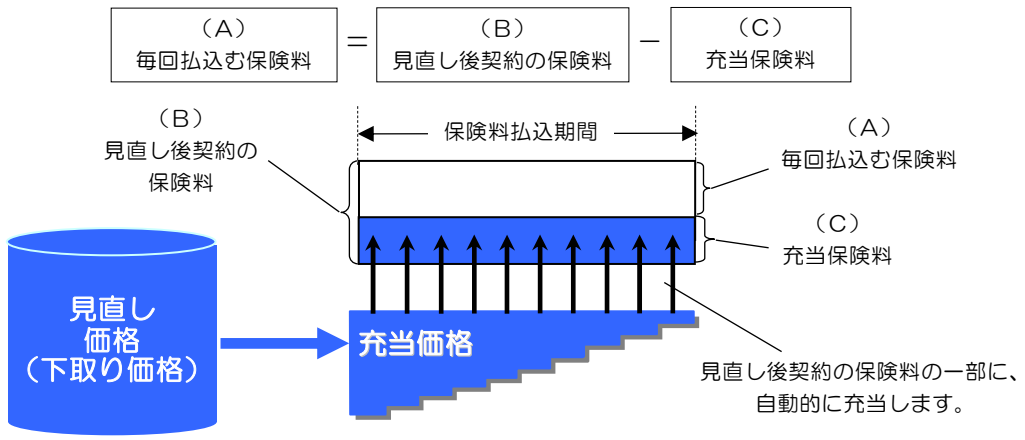

○一部保障見直し制度を利用して複数の保険契約に加入する場合、見直し価格を充当する見直し後契約を、次のいずれかの方法により所定の範囲内❸で指定ください。

（１）保険期間が有期（更新型❹）の保険契約にのみ充当する方法
（２）保険期間が有期（全期型❹）の保険契約にのみ充当する方法
（３）保険期間が終身❹の保険契約にのみ充当する方法
（４）上記（１）～（３）を組み合わせる方法

○見直し後契約が消滅等❺する場合は、充当価格の残額❻があれば契約者にその金額を払戻します。❼ただし、見直し後契約を解約等した場合には、見直し後契約の経過期間により、充当価格の残額から所定の金額を差引くことがあります。

❶充当価格
見直し後契約の保険料の一部に充当される見直し価格をいいます。

❷見直し後契約が更新型の場合、充当保険料が保険料の一部に充当される期間は更新日の前日までです。
そのため、見直し後契約を更新する場合、更新後の保険契約に充当保険料はありません。

❸所定の範囲内
例えば、定期保険（更新型）と新３大疾病保障保険（更新型）が見直し後契約となる場合、定期保険にのみ見直し価格を充当することはできません。

❹更新型、全期型、終身
「１．ニッセイみらいのカタチの特徴」の「『保険期間のタイプ』の選択」参照

❺消滅等
保険契約の減額や保険料の払込みの免除等を含みます。

❻充当価格の残額
リビング・ニーズ特約の特約保険金のお支払いによる場合は、６カ月を経過した日における金額となります。

❼未払込保険料がある場合、充当価格の残額から未払込保険料を差引く場合があります。

注意

■見直し前契約が次に該当する場合、一部保障見直し制度を利用できません。
- 有効に継続していない場合
- 契約日等❶から２年を経過していない場合❷
- 保険料の払込みが免除された場合　　等

■見直し対象外契約に３大疾病保障保険または継続サポート３大疾病保障保険がある場合は、新３大疾病保障保険を組み合わせることはできません。

■見直し対象外契約に身体障がい保障保険または介護保障保険がある場合は、生活サポート保険を組み合わせることはできません。

■見直し対象外契約に総合医療保険がある場合は、入院総合保険を組み合わせることはできません。

■一部保障見直し制度利用後に解約した場合、例えば、見直し後契約の新３大疾病保障保険（死亡保障１０％型）、特定重度疾病保障保険、生活サポート保険、認知症保障保険、入院総合保険およびがん医療保険に充当された充当保険料部分に対する解約払戻金はありません。

■特定損傷保険に見直し価格を充当することはできません。

■見直し前契約は、見直し後契約の責任開始時に消滅します。

■保険金のお支払い❸により見直し後契約が消滅❹する場合、その消滅する見直し後契約の充当価格の残額は、保険金とともに保険金の受取人にお支払いします。❺❻

■見直し対象外契約に組み合わせて一体の保険として加入する取扱い❼❽のため、見直し後契約の次の事項については、現在のご契約と同一となります。
- 契約者
- 被保険者
- 死亡保険金受取人
- 死亡時支払金受取人
- 指定代理請求人
- 保険料の払込回数・経路
- 指定年齢
- 契約応当日
- 月ごと応当日　　等

■見直し前契約に保険料払込免除特約が付加されている場合、見直し後契約についてもこの特約を付加することを要します。
また、見直し前契約にこの特約が付加されていない場合は、見直し後契約にもこの特約を付加することはできません。

■見直し後契約の申込みから成立までの期間は、見直し対象外契約についても、保険金額等の減額等所定の手続きができない場合があります。

■見直し後契約の申込みから成立までの期間に、見直し対象外契約について契約貸付制度等を利用した場合や、積立てられた配当金の引出請求等を行った場合、見直し後契約の成立が遅くなることがあります。

❶**契約日等**
最後の更新日、追加契約日、変更日等を含みます。

❷契約日等から２年を経過していない場合でも、一部保障見直し制度を利用できる場合があります。

詳細は、「３．申込みに際して保障見直し制度または一部保障見直し制度を利用する場合」の「一部保障見直し制度」の「④一部保障見直し制度における特別取扱」を確認ください。

❸死亡保険金がない保険契約で、被保険者が死亡する場合を含みます。

❹**消滅**
生活サポート保険については、初期サポート保険金（１００）が支払われる場合を含みます。

❺死亡保険金がない保険契約のみのご契約の場合で、被保険者の死亡により消滅したときは、死亡時支払金受取人にお支払いします。

❻組み合わせた保険契約が保険金のお支払いにより消滅すると同時に他の保険契約の保険料の払込みが免除される場合、契約者にお支払いします。

❼一体の保険として加入した保険契約は、同一の「契約内容通知書」にまとめて記載していますので、確認ください。

❽詳細は、「１．ニッセイみらいのカタチの特徴」の「複数の保険契約を組み合わせて加入する場合の当社所定の取扱い」を確認ください。

○見直し後契約について、それぞれ次のとおりとなります。

<table>
<tr><td>見直し後契約の成立と責任開始（保障の開始）</td><td>○当社が見直し後契約の申込みを承諾するにあたっては、保険料の払込回数に応じて、保険料を次のとおり払込みいただく必要があります。
（取扱いの詳細については、手続き時に別途ご案内します。）
<table><tr><th>現在のご契約の払込回数</th><th>払込みが必要となる保険料</th></tr><tr><td>月払</td><td>・追加契約日の前日までの現在のご契約の保険料</td></tr><tr><td>年払</td><td>・追加契約日を含む保険料期間❶に対応する現在のご契約の保険料
・追加契約日の直後に到来する契約応当日の前日までの見直し後契約の保険料</td></tr></table>○上記保険料の払込みが完了しない場合、当社は見直し後契約の申込みを承諾しません。
○当社が見直し後契約の申込みを承諾したときに、見直し後契約は成立します。❷この場合、見直し後契約の申込みと告知がともに完了した時から、当社は契約上の責任（保障）を開始します。❸</td></tr>
<tr><td>追加契約日</td><td>見直し後契約の責任開始の日の直後に到来する、見直し対象外契約の月ごと応当日となります。
・追加契約日は、見直し後契約の保険期間等の基準となります。
・追加契約日は、見直し後契約の申込みを承諾した場合に交付する「契約内容通知書」にて確認ください。</td></tr>
<tr><td>被保険者の契約年齢</td><td>契約年齢は、追加契約日における、見直し対象外契約の被保険者の契約上の年齢と同一の年齢となります。
なお、その後の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに１歳を加えて計算します。</td></tr>
</table>

≪見直し後契約の責任開始の日と追加契約日のイメージ≫

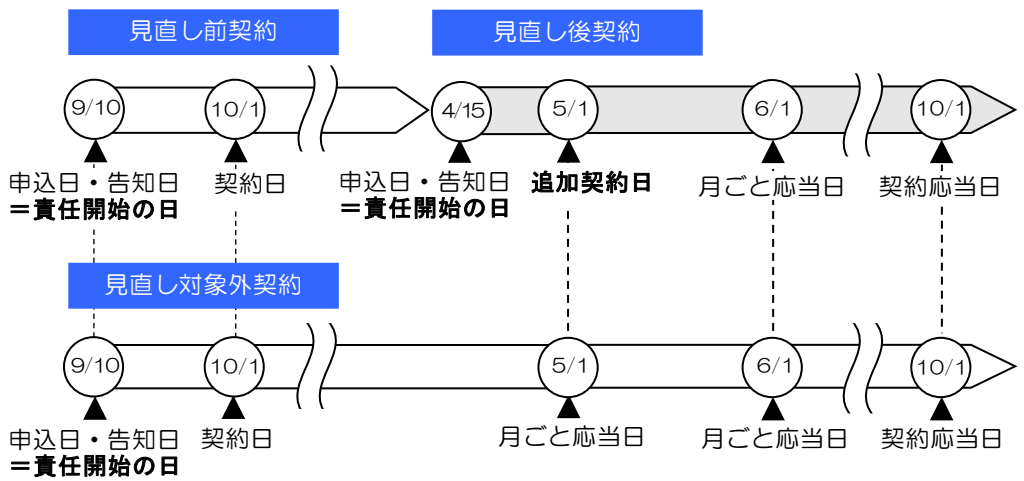

○一部保障見直し制度利用後の、見直し後契約を含めた新しいご契約の保険料の取扱いについては、手続き時に別途ご案内します。

○一部保障見直し制度は、追加契約日の「保険契約の見直しに関する特約」にもとづき取扱います。

注意

■見直し対象外契約の内容については、当しおりではなく、各保険契約の加入時等に提供しているしおりを確認ください。

❶**保険料期間**
「１３．保険料の払込期月・保険料期間」の「保険料期間」参照

❷「２．申込みに際して」の「保険契約の成立」参照

❸「７．責任開始（保障の開始）と契約日」の「責任開始（保障の開始）」参照

②一部保障見直し制度を利用する際の主な注意点

○一部保障見直し制度を利用することで、見直し前契約の保障内容、保険金額、給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、解約払戻金額等は変更されます。

保障内容	入院総合保険は２０１９年４月１日以前に販売していた総合医療保険等と保障内容等が異なるため、入院や手術等の内容に応じて支払われる給付金の種類や支払額等が異なります。❶
保険料	保険料の基礎となる予定利率、予定死亡率等は見直し前契約と見直し後契約とで異なることがあります。 ・見直し後契約の保険料は、一部保障見直し制度利用時の年齢・保険料率により計算します。 ・見直し後契約の予定利率が見直し前契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。
制度等	通常のご契約の加入時と同様に告知義務があります。 ・見直し後契約の責任開始の日❷を起算日として、告知義務違反❸による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消の規定等についても、見直し後契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。 ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、見直し後契約の引受けができなかったり、その告知をしなかったために、見直し後契約が解除・取消となることがあります。
	見直し直後に見直し後契約を解約した場合、見直し前契約に比べ、解約払戻金が少なくなることがあります。 ・一部保障見直し制度利用後に解約した場合、例えば、見直し後契約の新３大疾病保障保険（死亡保障１０％型）、特定重度疾病保障保険、生活サポート保険、認知症保障保険、入院総合保険およびがん医療保険に充当された充当保険料部分に対する解約払戻金はありません。
見直し価格	見直し価格については、契約者の指定にかかわらず、当社所定の基準で充当を行うことがあります。 ・見直し前契約の継続サポート３大疾病保障保険、新３大疾病保障保険（死亡保障１０％型）、特定重度疾病保障保険、生活サポート保険、認知症保障保険、総合医療保険、入院総合保険、入院継続時収入サポート保険およびがん医療保険の責任準備金にもとづく見直し価格は、見直し後契約の新３大疾病保障保険（死亡保障１０％型）、特定重度疾病保障保険、生活サポート保険、認知症保障保険、入院総合保険およびがん医療保険の保険料の一部に充当されます。
充当価格	見直し後契約の新３大疾病保障保険（死亡保障１０％型）、特定重度疾病保障保険、生活サポート保険、認知症保障保険、入院総合保険またはがん医療保険が消滅等❹する場合、見直し前契約の継続サポート３大疾病保障保険、新３大疾病保障保険（死亡保障１０％型）、特定重度疾病保障保険、生活サポート保険、認知症保障保険、総合医療保険、入院総合保険、入院継続時収入サポート保険またはがん医療保険の責任準備金にもとづく見直し価格に対応する充当価格の残額（払戻金）はありません。

❶入院総合保険の保障内容の詳細は、「８．保障内容」の「⑩入院総合保険」を確認ください。

❷責任開始の日
「７．責任開始（保障の開始）と契約日」参照

❸告知義務違反
「６．健康状態等の告知義務」参照

❹消滅等
・保険金等のお支払いによる消滅または生活サポート保険の初期サポート保険金（１００）のお支払い
・保険契約の解約、減額
・保険料の払込みの免除
等をいいます。

注意

■上記以外にも、見直し後契約の保障内容等が見直し前契約と異なることにより、不利益となることがあります。

具体的な不利益事項については、申込みの際にお渡しする「契約概要」や「見直し前契約明細書」等にて、見直し前契約と比較のうえ、確認ください。

③一部保障見直し制度利用後の取扱い

○見直し後契約と保障内容が同一の見直し前契約がある場合は、見直し前契約の保障の範囲内で、見直し後契約の保障を継続して受けられる場合があります。例えば次のとおりです。

（ア）見直し後契約の締結時に告知義務違反があった場合の取扱例

見直し後契約について、告知義務違反による解除事由に該当する場合でも、当社所定の基準にもとづき、見直し後契約と保障内容が同一の見直し前契約がある場合は、見直し前契約の保障の範囲内で、見直し後契約を継続して保障します。
また、見直し前契約の保障の範囲をこえる部分については、当社所定の基準により解除します。

見直し後契約のうち、見直し前契約の保障の範囲をこえる部分が解除される場合に解約払戻金があるときは、当社は、その解約払戻金から解除される部分に対応する未払込保険料を差引いた金額をお支払いします。

≪見直し後契約の締結時に告知義務違反があった場合の取扱例≫

見直し後契約の締結時に告知義務違反があった場合

見直し前契約：新３大疾病保障保険（死亡保障１００％型）
（３大疾病保険金額２，０００万円）

見直し後契約：定期保険
（保険金額３，０００万円）

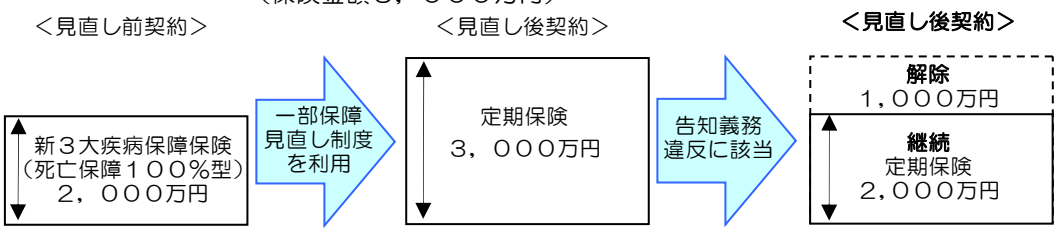

見直し前契約の保障の範囲をこえない部分（定期保険２，０００万円）は継続して保障します。
また、見直し前契約の保障の範囲をこえる部分（定期保険１，０００万円）は解除します。

（イ）見直し後契約の不担保期間❶に支払事由に該当した場合の取扱例

見直し後契約について、不担保期間に保険金等の支払事由に該当した場合でも、当社所定の基準にもとづき、見直し後契約と保障内容が同一の見直し前契約がある場合は、見直し前契約の保障の範囲内については、保険金等の支払対象となります。❷

≪見直し後契約の不担保期間に支払事由に該当した場合のイメージ≫

見直し後契約の不担保期間（責任開始の日から９０日）にがん（悪性新生物）と診断確定された場合

見直し前契約：新３大疾病保障保険（３大疾病保険金額３００万円）
見直し後契約：新３大疾病保障保険（３大疾病保険金額７００万円）

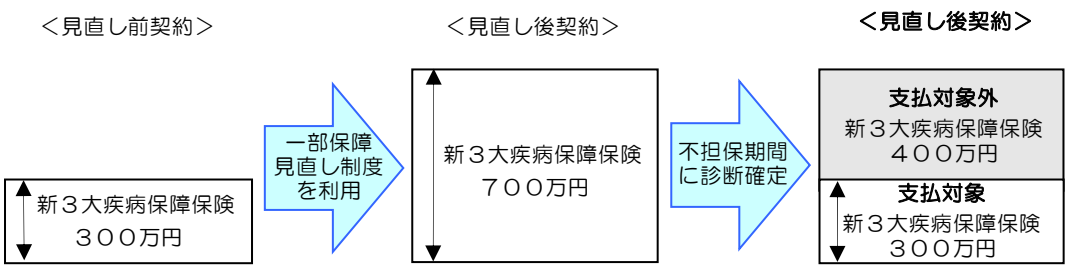

見直し前契約の保障の範囲をこえない部分（新３大疾病保障保険３００万円）については、３大疾病保険金の支払対象となります。また、見直し前契約の保障の範囲をこえる部分（新３大疾病保障保険４００万円）については、お支払いできません。

○見直し対象外契約については、当取扱いの影響を受けず、そのまま継続します。

❶不担保期間
保障を行わない一定の期間をいいます。不担保期間のある保険金等については、不担保期間が経過した後に保障を開始します。

❷特定部位不担保法における不担保期間に支払事由に該当した場合は、当取扱いは行いません。

注意

■見直し後契約と保障内容が同一の見直し前契約がない場合は、見直し後契約は継続せず、告知義務違反として当社所定の基準により解除します。

■見直し後契約が継続する場合は、見直し後契約の約款・保険料率等が適用されます。

■一部保障見直し制度利用後は、見直し前契約に戻すことはできません。❶
例えば、見直し後契約が告知義務違反に該当し、その一部が解除されたため見直し後契約の保障内容が変更される場合でも、見直し前契約に戻すことはできません。

■詐欺による取消または不法取得目的による無効に該当した場合、見直し後契約は消滅し、すでに払込まれた保険料および充当価格の残額は払戻しません。

❶詳細は、「３．申込みに際して保障見直し制度または一部保障見直し制度を利用する場合」の「一部保障見直し制度」の「②一部保障見直し制度を利用する際の主な注意点」をご確認ください。

④一部保障見直し制度における特別取扱

○見直し前契約に身体障がい保障保険、介護保障保険または定期保険（定期保険は、身体障がい保障保険または介護保障保険と組み合わせている場合に限ります。）があり、見直し後契約に生活サポート保険がある場合には、身体障がい保障保険、介護保障保険および定期保険の契約日等❷から２年を経過していないときでも一部保障見直し制度を利用できる場合があります。

❷契約日等
最後の契約日、更新日、追加契約日、指定年齢到達時の保障内容変更日、終身変更の変更日を含みます。

注意

■見直し後契約の告知義務違反❸による解除に加えて、見直し前契約の告知義務違反により見直し前契約を解除する場合があります。❹

■見直し前契約または見直し後契約を解除した場合、保険金等の支払事由等に該当していても、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができません。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻さず、解約払戻金があれば、その金額を契約者にお支払いします。❺
ただし、保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、告知義務違反の原因と直接関係のない場合には、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行います。

❸告知義務違反
「６．健康状態等の告知義務」の「告知義務違反」参照

❹見直し前契約の責任開始の日から２年を経過している場合でも、２年以内に告知義務違反の内容を原因とする保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由に該当していたときは、見直し前契約を解除することがあります。

❺未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

⑤保障内容の見直し方法について

○保障内容の見直しにあたっては、「一部保障見直し制度」を利用する以外の方法もありますので、あわせて検討ください。
（詳細は、「３．申込みに際して保障見直し制度または一部保障見直し制度を利用する場合」の「保障見直し制度」の「見直し前契約の契約日が２０１２年４月２日以降の場合」の「③保障内容の見直し方法について」を確認ください。）

4 申込みに際して保障追加制度を利用する場合

※保障追加制度は、現在のご契約が、契約日が２０１２年４月２日以降のニッセイみらいのカタチの場合に、利用できます。

保障追加制度とは

当社所定の基準にもとづき、現在のご契約に、新たに加入する保険契約を追加で組み合わせることができる制度です。

保障追加制度の特徴としくみ

○ライフステージの変化等にあわせて、保障追加制度を利用することで、現在のご契約❶に、新たに加入する保険契約❶を追加で組み合わせることができます。

≪保障追加制度の利用例≫

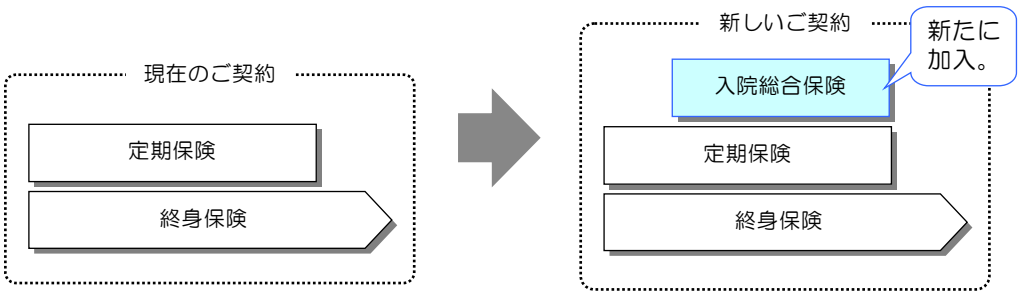

注意

■現在のご契約が次に該当する場合、保障追加制度を利用できません。
・保険料の払込みが免除された場合　等

■現在のご契約に３大疾病保障保険または継続サポート３大疾病保障保険がある場合は、新３大疾病保障保険を追加で組み合わせることはできません。

■現在のご契約に身体障がい保障保険または介護保障保険がある場合は、生活サポート保険を追加で組み合わせることはできません。

■現在のご契約に総合医療保険がある場合は、入院総合保険を追加で組み合わせることはできません。

■現在のご契約に組み合わせて一体の保険として加入する取扱い❷❸のため、新たに加入する保険契約の次の事項については、現在のご契約と同一になります。

・契約者	・被保険者	・死亡保険金受取人
・死亡時支払金受取人	・指定代理請求人	・保険料の払込回数・経路
・指定年齢	・契約応当日	・月ごと応当日　等

■現在のご契約に保険料払込免除特約が付加されている場合、新たに加入する保険契約についてもこの特約を付加することを要します。
また、現在のご契約にこの特約が付加されていない場合は、新たに加入する保険契約にもこの特約を付加することはできません。

■新たに加入する保険契約の申込みから成立までの期間は、現在のご契約について、保険金額等の減額等所定の手続きができない場合があります。

■新たに加入する保険契約の申込みから成立までの期間に、現在のご契約について契約貸付制度等を利用した場合や、積立てられた配当金の引出請求等を行った場合、新たに加入する保険契約の成立が遅くなることがあります。

❶約款では、現在のご契約を「被追加契約」、新たに加入する保険契約を「追加特定契約」といいます。

❷一体の保険として加入した保険契約は、同一の「契約内容通知書」にまとめて記載していますので、確認ください。

❸詳細は、「１．ニッセイみらいのカタチの特徴」の「複数の保険契約を組み合わせて加入する場合の当社所定の取扱い」を確認ください。

○新たに加入する保険契約について、それぞれ次のとおりとなります。

<table>
<tr><td>新たに加入する保険契約の成立と責任開始（保障の開始）</td><td>○当社が新たに加入する保険契約の申込みを承諾するにあたっては、保険料の払込回数に応じて、保険料を次のとおり払込みいただく必要があります。
（取扱いの詳細については、手続き時に別途ご案内します。）
<table><tr><th>現在のご契約の払込回数</th><th>払込みが必要となる保険料</th></tr><tr><td>月払</td><td>・追加契約日の前日までの現在のご契約の保険料</td></tr><tr><td>年払</td><td>・追加契約日を含む保険料期間❶における現在のご契約の保険料
・追加契約日の直後に到来する契約応当日の前日までの新たに加入する保険契約の保険料</td></tr></table>○上記保険料の払込みが完了しない場合、当社は新たに加入する保険契約の申込みを承諾しません。

○当社が新たに加入する保険契約の申込みを承諾したときに、新たに加入する保険契約は成立します。❷　この場合、新たに加入する保険契約の申込みと告知がともに完了した時から、当社は契約上の責任（保障）を開始します。❸</td></tr>
<tr><td>追加契約日</td><td>新たに加入する保険契約の責任開始の日の直後に到来する、現在のご契約の月ごと応当日となります。
・追加契約日は、新たに加入する保険契約の保険期間等の基準となります。
・追加契約日は、新たに加入する保険契約の申込みを承諾した場合に交付する「契約内容通知書」にて確認ください。</td></tr>
<tr><td>被保険者の契約年齢</td><td>契約年齢は、追加契約日における、現在のご契約の被保険者の契約上の年齢と同一の年齢となります。
なお、その後の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに１歳を加えて計算します。</td></tr>
<tr><td>告知義務</td><td>通常のご契約の加入時と同様に告知義務があります。
・新たに加入する保険契約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反❹による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消の規定等についても、新たに加入する保険契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
・告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たに加入する保険契約の引受けができなかったり、その告知をしなかったために、新たに加入する保険契約が解除・取消となることがあります。</td></tr>
</table>

❶保険料期間
「１３．保険料の払込期月・保険料期間」の「保険料期間」参照

❷「２．申込みに際して」の「保険契約の成立」参照

❸「７．責任開始（保障の開始）と契約日」の「責任開始（保障の開始）」参照

❹告知義務違反
「６．健康状態等の告知義務」の「告知義務違反」参照

≪新たに加入する保険契約の責任開始の日と追加契約日のイメージ≫

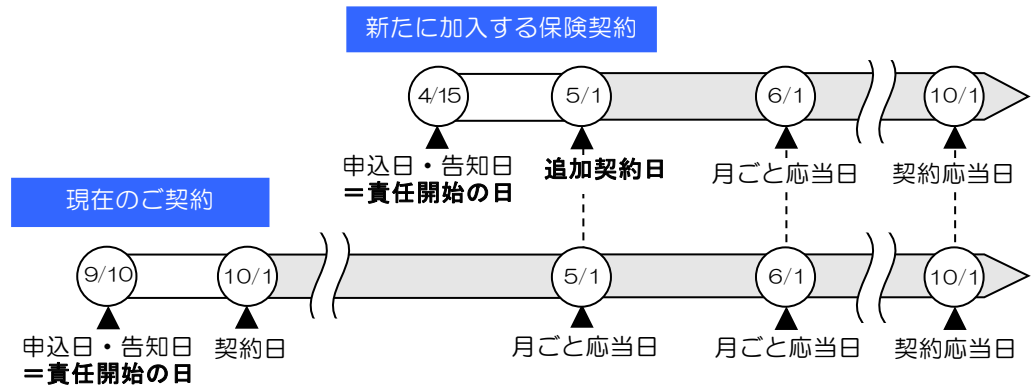

○保障追加制度利用後の、新たに加入する保険契約を含めた新しいご契約の保険料の取扱いについては、手続き時に別途ご案内します。

○保障追加制度は、追加契約日の「特定契約の追加に関する特約」にもとづき取扱います。

注意

■現在のご契約の内容については、当しおりではなく、各保険契約の加入時等に提供しているしおりを確認ください。

5 申込みに際して現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約に加入する場合

現在加入している保険契約を解約・減額し、新しい保険契約に加入する場合、次の点が不利益となります。

＜現在加入している保険契約について不利益となる点＞

解約払戻金	解約・減額の際にお支払いする金額は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。 保険種類やご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
配当金	解約・減額した場合は、解約・減額せずに保険契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。 また、ご契約後、所定年数を経過した保険契約に対する配当の権利等を失う場合があります。

＜新しい保険契約について不利益となる点＞

保障内容	新しい保険契約では、現在加入している保険契約から保障内容が変更されます。 新しい保険契約には、次の保障はありません。 ・高度障がい保険金 ・所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の保険料の払込みの免除
保険料	保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等は、現在加入している保険契約と新しい保険契約とで異なることがあります。 ・新しい保険契約の予定利率が現在加入している保険契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。
制度等	新しい保険契約では、保険料の払込みがない場合、保険料の払込みの案内を行ったうえで、保険契約を解除します。❶ ・解除された保険契約をもとに戻すことはできません。 ・保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。❷
	ご契約時に健康状態等を告知する義務があります。 ・新しい保険契約の責任開始の日❸を起算日として、告知義務違反❹による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消の規定等についても、新しい保険契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。 ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、新しい保険契約の引受けができなかったり、その告知をしなかったために新しい保険契約が解除・取消となることがあります。
	新しい保険契約を解約する場合、解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。❺
保険金等のお支払い等	現在加入している保険契約のままであれば、保険金等のお支払いや保険料の払込みを免除することができる場合であっても、新しい保険契約では、責任開始の日から３年以内の自殺や責任開始時前に生じた傷害や疾病等を原因とする入院等について、保険金等のお支払いや保険料の払込みを免除することができないことがあります。

❶詳細は、「１４．保険料の払込みの案内と保険契約の解除」を確認ください。

❷契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、貸付金を未払込保険料に振替えることができる場合があります。
詳細は、「２０．契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

❸**責任開始の日**
「７．責任開始（保障の開始）と契約日」参照

❹**告知義務違反**
「６．健康状態等の告知義務」参照

❺詳細は、「１９．解約と解約払戻金」の「解約と解約払戻金」を確認ください。

6 健康状態等の告知義務

告知義務とは

契約者や被保険者は、ご契約時に健康状態等を当社に告知する義務があります。❶

○生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態のよくない人や危険度の高い職業に従事されている人等が無条件に加入すると、保険料負担の公平性が保たれません。したがって、契約者や被保険者には、健康状態等について当社に告知する義務があります。

❶告知に加え、診査が必要となる場合があります。

告知の方法

契約者や被保険者は、「告知書」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく記入（告知）ください。

○告知事項は「告知書❷」に記載しています。
また、当社指定の医師による診査を受ける際には、「告知書」に記載の事項のほか、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、同様に事実をありのまま正確にもれなく告知ください。

○告知にあたり、生命保険募集人❸が、傷病歴や健康状態等について事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

❷告知書
当社所定の端末を使用する方法を含みます。

❸生命保険募集人
当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

注意

■当社指定の医師以外の職員に口頭で伝えただけでは告知にはなりません。
「告知書」に記入したことと、当社指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。
生命保険募集人や当社の確認担当職員❹には告知を受ける権限がありません。
そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても告知にはなりません。

❹確認担当職員
当社が委託した確認担当者を含みます。

告知義務違反

「告知義務違反」があった場合、当社は保険契約または特約を解除することがあります。

○契約者や被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。（＊）この場合、すでに払込まれた保険料は払戻さず、解約払戻金があれば、その金額を契約者にお支払いします。❶

○告知義務違反による保険契約または特約の解除に関する取扱いは、「責任開始❷の日から告知義務違反が判明するまでの期間」によって、次のとおりとなります。

≪責任開始の日から２年以内に告知義務違反が判明したケース≫

告知義務違反として保険契約または特約を解除することがあります。
この場合、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。

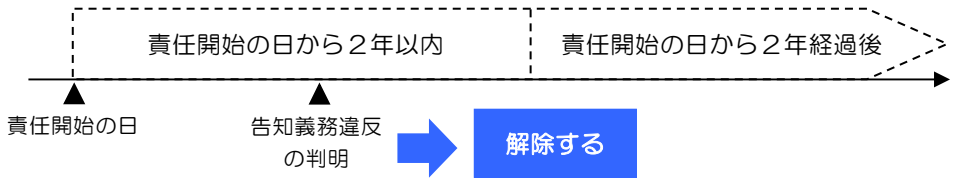

≪責任開始の日から２年経過後に告知義務違反が判明したケース≫

告知義務違反による解除を行いません。

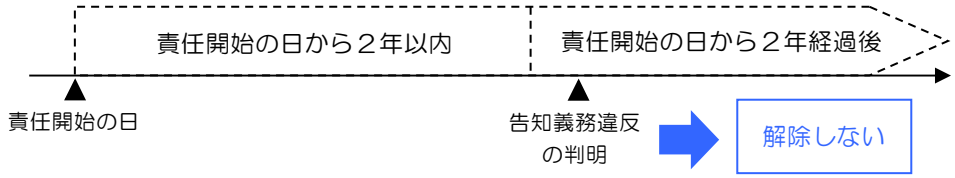

ただし、責任開始の日から２年以内に解除の原因となる事実により、保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由が発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。❸❹
この場合、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。

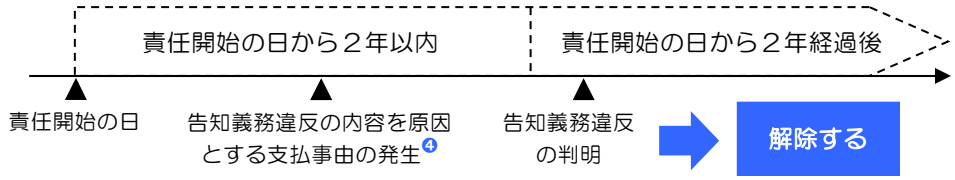

○保険契約または特約を解除した場合でも、保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行います。

○告知義務違反として保険契約または特約を解除する場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。
例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消❺を理由として、保険契約または特約を取消すことがあります。この場合、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

（＊）告知にあたり、生命保険募集人が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合または事実と異なることを告げることを勧めた場合、当社は保険契約または特約を解除することはできません。
（こうした生命保険募集人の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められるときには、当社は保険契約または特約を解除することがあります。）

❶未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

❷**責任開始**
「７．責任開始（保障の開始）と契約日」の「責任開始（保障の開始）」参照

❸責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金等の支払いや保険料の払込みの免除が行われない場合も同様の取扱いとなります。

❹生活サポート保険や保険料払込免除特約については、責任開始の日から２年以内に、身体障害者手帳の交付がなく支払事由または免除事由には該当していない場合でも、所定の身体障がい状態に該当していることをもって解除することがあります。

❺**詐欺による取消**
「１８．保険金等をお支払いできない場合」参照

傷病歴等がある場合の保険契約の引受け

傷病歴等があっても、加入できる場合があります。

○傷病歴・通院事実等を告知した場合、後日所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となることがあります。

○告知等の結果をふまえ、当社は次のいずれかのとおり取扱います。
- 申込内容どおり引受ける。
- 特別な条件❶をつけたうえで、引受ける。
  この場合には、「特別条件付契約のしおり」をお渡しします。このしおりで示した条件を了解いただければ、当社の承諾により保険契約は成立します。その場合、所定の「承諾書」に署名ください。❷
- 今回はお断りする。

❶特別な条件
次の特別な条件をつけて引受けることがあります。
- 保険料の割増
- 保険金の削減
- 特定の身体部位を保障しない

等

❷契約者が法人の場合、署名に加え押印が必要です。

7 責任開始（保障の開始）と契約日

責任開始（保障の開始）

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時から、当社は契約上の責任（保障）を開始します。

○保険契約は、保険契約の申込みを当社が承諾した場合に成立します。

○承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書❶」を交付します。

❶契約内容通知書
「２．申込みに際して」の「申込みに際してのご留意点」参照

≪責任開始（保障の開始）の例≫

○当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任（保障）を開始します。

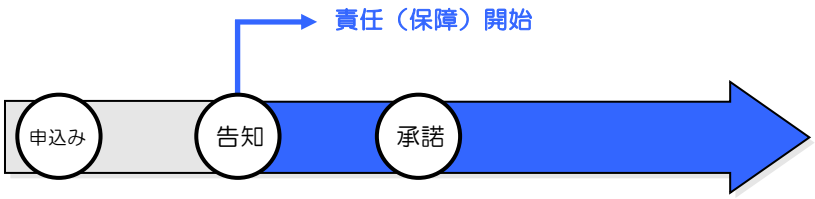

契約日

契約日は「契約内容通知書」で確認できます。

○月払契約の申込みの際に、次のいずれかの特約を付加した場合、契約日は責任開始の日の属する月の翌月１日となります。

- 保険料口座振替扱特約
- 保険料クレジットカード扱特約
- 保険料団体扱特約
- 事業保険扱特約

○年払契約や金融機関等への振込扱のご契約の場合、契約日は責任開始の日となります。

8 保障内容

① 終身保険

～終身にわたって死亡に備える保険～

お支払いできる場合

「１８．保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が死亡した場合、死亡保険金受取人に保険金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、保険金をお支払いします。

	死亡保険金
支払事由	死亡したとき
支払額	終身保険の保険金額
受取人	死亡保険金受取人

≪終身保険のイメージ≫

【例】保険期間：終身、保険金額：１，０００万円

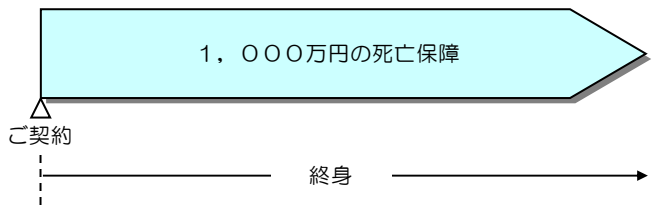

② 養老保険

～一定期間、死亡に備えながら資産形成ができる保険～

お支払いできる場合

「１８．保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が死亡した場合は死亡保険金を、被保険者が保険期間満了時まで生存していた場合は満期保険金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、保険金をお支払いします。

	死亡保険金	満期保険金
支払事由	死亡したとき	保険期間満了時まで生存していたとき
支払額	養老保険の保険金額	
受取人	死亡保険金受取人	満期保険金受取人

≪養老保険のイメージ≫

【例】保険期間：１５年、保険金額：１，０００万円

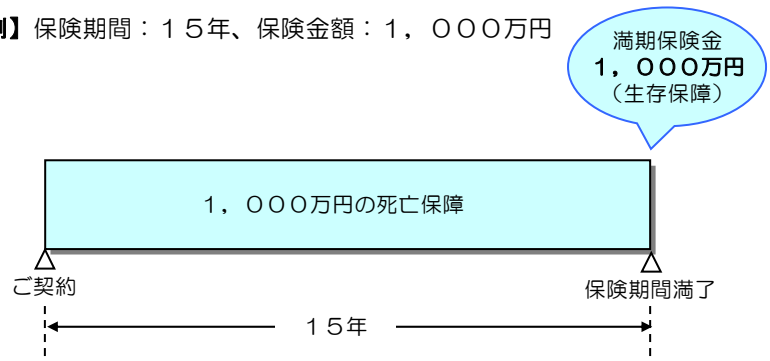

③ 年金保険

～計画的に将来必要な資金を準備できる保険～

お支払いできる場合

「１８．保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

毎年の年金支払基準日❶に被保険者が生存している場合、年金受取人に年金をお支払いします。❷
また、被保険者が年金開始日❸前に死亡した場合は、死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いし、年金開始日以後に死亡した場合は、年金受取人に死亡一時金をお支払いします。

＜年金開始日前＞
○被保険者が次の支払事由に該当した場合、死亡保険金をお支払いします。

	死亡保険金
支払事由	年金開始日前に死亡したとき
支払額	別表２９❹の金額
受取人	死亡保険金受取人

＜年金開始日以後＞
○被保険者が次の支払事由に該当した場合、年金または死亡一時金をお支払いします。

	年金	死亡一時金
支払事由	年金支払期間中の 毎年の年金支払基準日に 生存しているとき	第１回年金支払基準日以後、 保険期間中の最後の年金支払基準日前に 死亡したとき
支払額	年金額	将来の年金の現価に相当する金額
受取人	年金受取人 （年金受取人が死亡したときは、後継年金受取人❺）	

なお、年金受取人は個人年金保険料税制適格特約❻の付加有無に応じて次の範囲で指定ください。❼
- 付加あり：契約者またはその配偶者で、かつ被保険者と同一人
- 付加なし：契約者と被保険者のうちから１人

■個人年金保険料税制適格特約を付加することで、払込みいただく年金保険の保険料について、一般生命保険料控除とは別枠で、所得控除の適用が受けられます。
（２０２５年４月現在）

詳細は、「９．個人年金保険料税制適格特約」、「２５．生命保険と税金」の「生命保険料控除」を確認ください。

❶**年金支払基準日**
年金支払基準日は次のとおりです。
- 第１回目：年金開始日
- 第２回目以後：第１回年金支払基準日の毎年の応当日

❷年金開始日の前日に年金の支払期間、年金の種類、第１回年金支払基準日を変更することができます。

詳細は、「２２．年金開始に伴う取扱い」を確認ください。

❸**年金開始日**
被保険者の年齢が、ご契約時に選択した年金開始年齢（指定年齢）に達する契約応当日をいいます。

❹別表２９参照

❺**後継年金受取人**
「２２．年金開始に伴う取扱い」参照

❻**個人年金保険料税制適格特約**
「９．個人年金保険料税制適格特約」参照

❼年金受取人と契約者が同一人でない年金保険の加入は取扱っておりません。（２０２５年６月現在）

年金の支払期間

ご契約時に選択できる年金種類は確定年金です。支払期間は次の３つの中から選択できます。選択した期間に応じて、毎年、同額の年金をお支払いします。

・５年確定年金　・１０年確定年金　・１５年確定年金

≪１０年確定年金のイメージ≫

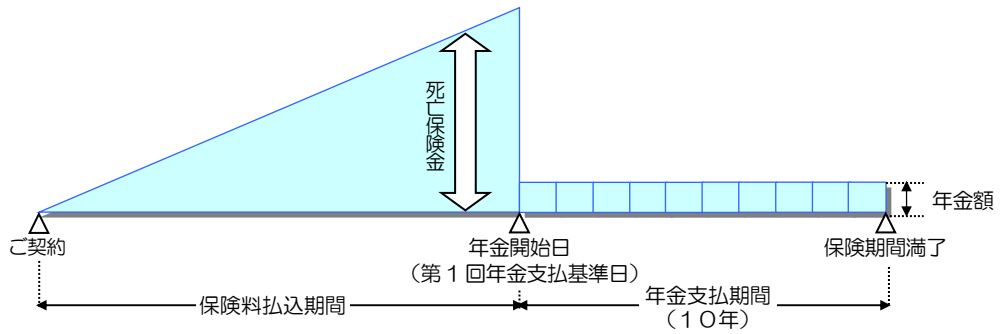

年金等の支払方法の変更

年金開始日以後に、年金や死亡一時金の支払方法を変更することができます。

○年金について、一時金でのお支払い（年金の一括支払）に変更することができます。
お支払いする金額は将来の年金の現価に相当する金額で、一括支払を行ったときに年金保険は消滅します。

○死亡一時金について、年金受取人に引続き年金としてお支払いすることができます。
ただし、年金受取人が被保険者の場合で、後継年金受取人❶が希望されるときは、後継年金受取人に引続き年金をお支払いします。

❶後継年金受取人
「２２．年金開始に伴う取扱い」参照

④ 定期保険

～一定期間、死亡に備える保険～

「１８．保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

お支払いできる場合

被保険者が死亡した場合、死亡保険金受取人に保険金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、保険金をお支払いします。

	死亡保険金
支払事由	死亡したとき
支払額	定期保険の保険金額
受取人	死亡保険金受取人

≪定期保険のイメージ≫

【例】保険期間：１５年、保険金額：３，０００万円

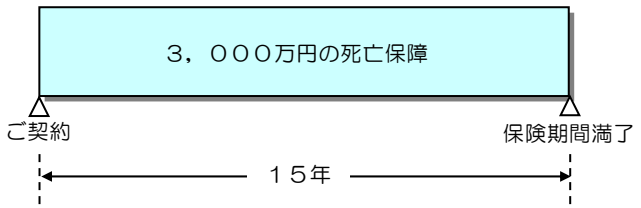

⑤ 生存給付金付定期保険

～一定期間、死亡に備えながら生存給付金を受取れる保険～

「１８．保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

お支払いできる場合

被保険者が死亡した場合、死亡保険金受取人に保険金をお支払いします。
また、３年ごとの契約応当日および保険期間満了時に被保険者が生存していた場合、契約者に給付金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、死亡保険金または生存給付金をお支払いします。

	死亡保険金	生存給付金	
支払事由	死亡したとき	保険期間中の３年ごとの契約応当日に生存していたとき	保険期間満了時に生存していたとき
支払額	生存給付金付定期保険の保険金額	生存給付金付定期保険の保険金額の３％	生存給付金付定期保険の保険金額の３０％
受取人	死亡保険金受取人	契約者	

≪生存給付金付定期保険のイメージ≫

【例】保険期間：１５年、保険金額：５００万円

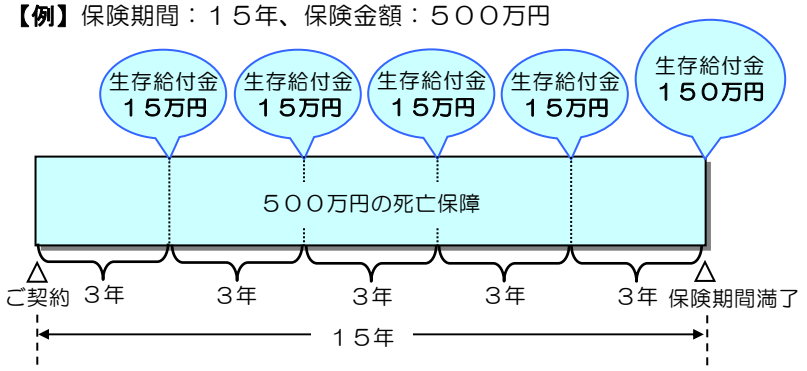

生存給付金の支払方法

３年ごとの契約応当日に生じた生存給付金については自動的に据置かれ、保険期間満了時に生じた生存給付金については、据置かれた生存給付金とともに契約者にお支払いします。

○生存給付金の支払方法は次のとおりとなります。

生存給付金	支払方法
３年ごとの契約応当日に生じた生存給付金	支払事由に該当した日から所定の利率❶により計算した利息をつけて自動的に据置かれます。
保険期間満了時に生じた生存給付金	据置かれた生存給付金とともに契約者にお支払いします。 ただし、次の場合には、３年ごとの契約応当日に生じた生存給付金と同様に、支払事由に該当した日から所定の利率❶により計算した利息をつけて自動的に据置かれます。 ・生存給付金付定期保険を更新する場合 ・保険期間満了後も、生存給付金付定期保険と組み合わせていた他の保険契約がある場合

○据置かれた生存給付金は、次のときに契約者にお支払いします。
- 契約者からの請求があったとき
- 生存給付金付定期保険が消滅したとき❷
  （複数の保険契約を組み合わせている場合で、組み合わせた複数の保険契約がすべて消滅したとき）

○据置かれた生存給付金を請求する場合は、インターネットまたは必要書類の提出により手続きください。❸

（２０２５年６月現在）

注意

■生存給付金の受取人が契約者と異なることがあります。

＜死亡保険金等の受取人にお支払いする場合＞

死亡保険金等のお支払いにより組み合わせた複数の保険契約がすべて消滅❹する場合、据置かれた生存給付金を、死亡保険金等とともに死亡保険金等の受取人にお支払いします。
なお、生存給付金付定期保険に単独で加入している場合で、死亡保険金のお支払いにより消滅する場合も同様の取扱いとなります。

＜満期保険金受取人・年金受取人にお支払いする場合＞

養老保険または年金保険と組み合わせている場合、保険期間満了時の生存給付金および据置かれた生存給付金は次のとおり取扱います。
- 生存給付金付定期保険の消滅後も養老保険がある場合、または生存給付金付定期保険と養老保険の保険期間満了日が同日の場合、満期保険金が支払われるときに満期保険金受取人にお支払いします。❺
- 生存給付金付定期保険の消滅後も年金保険がある場合、または生存給付金付定期保険の保険期間満了日と年金保険の年金開始日の前日が同日の場合、年金開始日に年金額の増額にあてられます。❺

＜死亡時支払金受取人にお支払いする場合＞

死亡保険金がない保険契約のみのご契約の場合で、被保険者が死亡したときは据置かれた生存給付金を死亡時支払金受取人にお支払いします。

❶**所定の利率**
利率は金利水準等により変動することがあります。
利率については、当社ホームページを参照ください。

❷保険契約が更新される場合は、引続き据置かれます。

❸請求手続の詳細は、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターにご連絡のうえ確認ください。

また、当社ホームページでも参照できます。

❹**消滅**
次の保険金が支払われる場合を含みます。
- 継続サポート３大疾病保障保険の３大疾病保険金
- 生活サポート保険の初期サポート保険金（１００）

❺満期保険金をお支払いする前や年金開始日が到来する前までは、契約者が据置かれた生存給付金を請求することができます。

⑥ 新３大疾病保障保険

～がん・急性心筋梗塞・脳卒中に備える保険～
（死亡保障の型は選択できます）

保障内容

保障の対象と保険金等の名称は次のとおりです。
死亡保障１００％型は３大疾病保険金額と同額の死亡保険金を、死亡保障１０％型は３大疾病保険金額の１０％の死亡保険金をお支払いします。
なお、死亡保障１０％型には、解約払戻金はありません。❶

保障の対象	保険金等の名称
所定の３大疾病により所定の事由に該当した場合❷	３大疾病保険金
所定の特定疾病と診断確定された場合❷	特定疾病診断保険金
死亡した場合	死亡保険金
所定のがん検診で要精密検査等と診断されたことに関する精密検査による通院等をした場合❸	がん要精検後検査等給付金❹

保険契約の型

ご契約時に保険契約の型を選択できます。

１．死亡保障の型

３大疾病保険金額に対する死亡保険金の金額の割合

死亡保障１００％型（死亡保険金の金額が３大疾病保険金額と同額） ⇔ 選択 ⇔ 死亡保障１０％型（死亡保険金の金額が３大疾病保険金額の１０％）

２．給付の種類の型

がん要精検後検査等給付金の有無

がん要精検後検査等給付金あり型 ⇔ 選択 ⇔ がん要精検後検査等給付金なし型

注意

■ご契約時に選択した型を変更することはできません。

■１人の被保険者につき加入できる「がん要精検後検査等給付金あり型」の保険契約は１契約のみです。

❶死亡保障１００％型の解約払戻金については、「１９．解約と解約払戻金」を確認ください。

❷所定の３大疾病により所定の事由に該当した場合、所定の特定疾病と診断確定された場合
「⑥新３大疾病保障保険」の「３大疾病・特定疾病・死亡の保障」参照

❸所定のがん検診で要精密検査等と診断されたことに関する精密検査による通院等をした場合
「⑥新３大疾病保障保険」の「がん検診に関する精密検査による通院等への保障」参照

❹がん要精検後検査等給付金
給付の種類の型で「がん要精検後検査等給付金あり型」を選択した場合にお支払いします。

３大疾病・特定疾病・死亡の保障

お支払いできる場合

「１８．保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が所定の３大疾病により所定の事由に該当した場合は３大疾病保険金をお支払いします。
被保険者が所定の特定疾病と診断確定された場合は特定疾病診断保険金をお支払いします。
被保険者が死亡した場合は選択した型に応じて死亡保険金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由❶に該当した場合、保険金をお支払いします。

	３大疾病保険金	特定疾病診断保険金	死亡保険金
支払事由	がん（悪性新生物）❷ 責任開始時前を含めて初めてがん（悪性新生物）と診断確定❸されたとき 急性心筋梗塞❹ 責任開始時以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、次の（１）または（２）に該当したとき （１）初めて医師の診療を受けた日から６０日以上労働の制限を必要とする状態❺が継続したと診断されたとき （２）急性心筋梗塞の治療のための手術❻を受けたとき 脳卒中❼ 責任開始時以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、次の（１）または（２）に該当したとき （１）初めて医師の診療を受けた日から６０日以上他覚的な神経学的後遺症❽が継続したと診断されたとき （２）脳卒中の治療のための手術❻を受けたとき	がん（上皮内新生物等）❷ 責任開始時前を含めて初めてがん（上皮内新生物等）と診断確定❸されたとき 狭心症❾、急性心筋梗塞❹ 責任開始時以後の疾病を原因として、狭心症または急性心筋梗塞と診断確定❸されたとき 脳動脈瘤❿、一過性脳虚血発作⓫、脳卒中❼ 責任開始時以後の疾病を原因として、脳動脈瘤、一過性脳虚血発作または脳卒中と診断確定❸されたとき その他 ３大疾病保険金が支払われるとき	死亡したとき
支払額	３大疾病保険金額	３大疾病保険金額の １０％	死亡保障１００％型 ３大疾病保険金額と **同額** 死亡保障１０％型 ３大疾病保険金額の １０％
受取人	被保険者⓬		死亡保険金受取人

❶支払事由の詳細は、約款を確認ください。

❷がん（悪性新生物）、がん（上皮内新生物等）
「用語等の説明」の「１．ご契約のしおり等における表記」参照

❸診断確定
「⑥新３大疾病保障保険」の「３大疾病・特定疾病・死亡の保障」の診断確定に関する「注意」参照

❹急性心筋梗塞
別表４参照

❺労働の制限を必要とする状態
軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

❻手術
別表８参照

❼脳卒中
別表５参照

❽神経学的後遺症
・言語障がい
・運動失調
・麻痺
等

❾狭心症
別表５１参照

❿脳動脈瘤
別表５２参照

⓫一過性脳虚血発作
別表５３参照

⓬被保険者
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡保険金受取人等である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

○３大疾病保険金の支払事由に該当した場合の取扱いは次のとおりです。

（１）特定疾病診断保険金が支払われていない場合

３大疾病保険金の支払事由に該当し、３大疾病保険金が支払われるときには、特定疾病診断保険金の支払事由における「３大疾病保険金が支払われるとき」に該当するため、３大疾病保険金と特定疾病診断保険金をあわせて被保険者❶にお支払いします。

≪お支払いのイメージ≫

・３大疾病保険金額：５００万円

３大疾病保険金	＋	特定疾病診断保険金	＝	支払う金額の合計額
５００万円		５０万円		５５０万円

（２）特定疾病診断保険金がすでに支払われている場合

３大疾病保険金の支払事由に該当し、３大疾病保険金が支払われるときには、特定疾病診断保険金の支払事由における「３大疾病保険金が支払われるとき」に該当しますが、特定疾病診断保険金の支払限度は１回であり、すでに支払限度に達しているため、３大疾病保険金のみを被保険者❶にお支払いします。

≪お支払いのイメージ≫

・３大疾病保険金額：５００万円

３大疾病保険金	＋	特定疾病診断保険金	＝	支払う金額の合計額
５００万円		支払限度に達しているためお支払いできません		５００万円

❶被保険者
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡保険金受取人等である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

注意

■**皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは、がん（悪性新生物）に該当しないため、３大疾病保険金の支払対象となりません。**
がん（上皮内新生物等）に該当するため、特定疾病診断保険金の支払対象となります。

■**３大疾病保険金、特定疾病診断保険金において、診断確定とは、次の疾病に罹患し、次の方法により医師によって診断確定されたことをいいます。**

罹患した疾病	医師による診断確定方法
がん（悪性新生物）	病理組織学的所見（生検） （病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。❶）
がん（上皮内新生物等）	
狭心症 急性心筋梗塞	心電図検査
脳動脈瘤 一過性脳虚血発作 脳卒中	画像検査

❶例えば、肝臓がんなど、多くの臨床経験から専門医の合意により確立された最新のガイドラインにもとづき、他の所見による診断確定を基準としているがんについて、画像診断による診断確定を認めることがあります。

■**３大疾病保険金において、急性心筋梗塞、脳卒中を発病しただけでは支払事由に該当せず、３大疾病保険金はお支払いできません。**
急性心筋梗塞、脳卒中を原因とする３大疾病保険金は、６０日以上所定の状態・症状が継続したと診断されたとき、または所定の手術を受けたときにお支払いします。
なお、病院または診療所❷以外で手術を受けた場合はお支払いできません。

❷**病院または診療所**
別表５０参照

■**３大疾病保険金と死亡保険金は、いずれか一方のみのお支払いとなります。**

■**３大疾病保険金が支払われる場合で、３大疾病保険金をお支払いする前に死亡保険金の支払請求を受けて死亡保険金をお支払いするときの取扱いは、次のとおりです。❸**

❸この場合、死亡保険金をお支払いするため、３大疾病保険金はお支払いできません。

＜死亡保障１００％型の場合＞
死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

＜死亡保障１０％型の場合＞
死亡保険金の金額に、３大疾病保険金相当額から死亡保険金の金額を差引いた金額を加えて、死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。

具体例

・３大疾病保険金額：５００万円
・死亡保障の型：死亡保障１０％型
・３大疾病保険金の支払事由に該当した後、その支払請求がないまま、６カ月後に被保険者が死亡し、死亡保険金受取人から死亡保険金の請求があった場合

死亡保険金の金額 ５０万円 ＋ ３大疾病保険金相当額から死亡保険金の金額を差引いた金額（５００－５０）万円 ＝ 死亡保険金として支払う金額の合計額 ５００万円

加えてお支払いする金額

死亡保険金受取人にお支払いします。

次ページにつづく

■特定疾病診断保険金が支払われる場合で、特定疾病診断保険金をお支払いする前に死亡保険金の請求を受けて死亡保険金をお支払いするときは、特定疾病診断保険金はお支払いできません。この場合、死亡保険金の金額に、特定疾病診断保険金相当額を加えて、死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。

具体例

- ３大疾病保険金額：５００万円
- 死亡保障の型❶：死亡保障１００％型
- 特定疾病診断保険金の支払事由に該当した後、その支払請求がないまま、６カ月後に被保険者が死亡し、死亡保険金受取人から死亡保険金の請求があった場合

死亡保険金の金額	＋	特定疾病診断保険金相当額	＝	死亡保険金として支払う金額の合計額
５００万円		５０万円		５５０万円
		加えてお支払いする金額		死亡保険金受取人にお支払いします。

■３大疾病保険金において、被保険者の死亡後にがん（悪性新生物）と診断確定され、そのがん（悪性新生物）を直接の原因として死亡していたときは、被保険者が死亡した日にそのがん（悪性新生物）の診断確定が行われたものとみなして取扱います。

■３大疾病保険金において、被保険者が責任開始時以後に生じた疾病を原因として、急性心筋梗塞、脳卒中を発病し、かつ、次のいずれかにより死亡した場合は、急性心筋梗塞、脳卒中の支払事由に該当したものとみなして取扱います。

- その急性心筋梗塞、脳卒中を直接の原因として、保険期間中に死亡した場合
- その急性心筋梗塞、脳卒中により保険期間中に初めて医師の診療を受け、その日から６０日以内にその急性心筋梗塞、脳卒中を直接の原因として保険期間満了後に死亡した場合

■特定疾病診断保険金において、被保険者の死亡後に、狭心症、急性心筋梗塞、脳卒中と診断確定され、その狭心症、急性心筋梗塞、脳卒中を直接の原因として死亡していたときは、被保険者が死亡した日にその狭心症、急性心筋梗塞、脳卒中の診断確定が行われたものとみなして取扱います。

■３大疾病保険金をお支払いした場合、３大疾病保険金の支払事由に該当した時から、新３大疾病保障保険は消滅したものとします。❷

■特定疾病診断保険金をお支払いした場合でも、３大疾病保険金、死亡保険金についての保障は継続します。❸

■特定疾病診断保険金は１回限りのお支払いとなります。
更新する場合も、更新前後を通算して１回限りです。

❶死亡保障１０％型の場合は、「死亡保険金の金額５０万円」＋「特定疾病診断保険金相当額５０万円」＝「死亡保険金として支払う金額の合計額１００万円」を死亡保険金受取人にお支払いします。

❷３大疾病保険金をお支払いした場合、その支払後に死亡保険金の支払請求を受けても、当社は、死亡保険金をお支払いできません。

❸「がん要精検後検査等給付金あり型」を選択した場合、特定疾病診断保険金をお支払いした場合でも、がん要精検後検査等給付金についての保障は継続します。

お支払いできない場合

がんと診断確定される時期によっては、保険金をお支払いできない場合があります。

≪がんに対する保障のイメージ≫

○がんに対する保障については、責任開始の日から９０日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に保障を開始します。
（急性心筋梗塞、脳卒中、狭心症、脳動脈瘤、一過性脳虚血発作、死亡については、責任開始時から保障を開始します。）

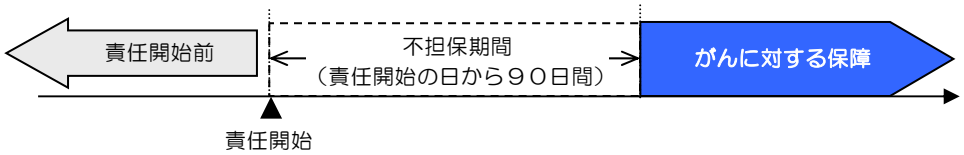

（１）がん（悪性新生物）と診断確定されてもお支払いできない場合

○被保険者が責任開始前にがん（悪性新生物）と診断確定されていた場合、３大疾病保険金はお支払いできません。
この場合、責任開始時以後に新たにがん（悪性新生物）と診断確定された場合であっても、３大疾病保険金はお支払いできません。❶
ただし、急性心筋梗塞、脳卒中、がん（上皮内新生物等）、狭心症、脳動脈瘤、一過性脳虚血発作、死亡については保障します。

なお、契約者および被保険者が、保険契約の締結の際に、責任開始前にがん（悪性新生物）と診断確定されていた事実を知らなかった場合の取扱いは、次のとおりです。

＜死亡保障１００％型の場合＞
当社が指定した日までに申出いただくことで、当社所定の基準にもとづき、新３大疾病保障保険の締結は行われず、責任開始時にさかのぼって定期保険または終身保険が締結されたものとすることができます。

＜死亡保障１０％型の場合＞
３大疾病保険金または特定疾病診断保険金の支払事由に該当していない場合に限り、責任開始の日からその日を含めて１８０日以内に契約者から保険契約の解除を申出いただくことで、新３大疾病保障保険を解除し、当社はすでに払込まれた新３大疾病保障保険の保険料を契約者に払戻します。❷

○被保険者が不担保期間にがん（悪性新生物）と診断確定された場合、３大疾病保険金はお支払いできません。

不担保期間が経過した後に、新たにがん（悪性新生物）と診断確定された場合には、３大疾病保険金の支払対象となります。
ただし、不担保期間が経過した後にがん（悪性新生物）と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん（悪性新生物）の再発・転移等と認められるときは、３大疾病保険金はお支払いできません。

❶不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、３大疾病保険金はお支払いできません。

❷当社が告知義務違反または重大事由により、新３大疾病保障保険を解除する場合は、当取扱いは行いません。

詳細は、「１８．保険金等をお支払いできない場合」の「（３）告知義務違反による解除の場合」および「（６）重大事由による解除の場合」を確認ください。

（２）がん（上皮内新生物等）と診断確定されてもお支払いできない場合

○被保険者が責任開始前にがん（上皮内新生物等）と診断確定されていた場合、特定疾病診断保険金はお支払いできません。
この場合、責任開始時以後に新たにがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合であっても、特定疾病診断保険金はお支払いできません。❶
ただし、がん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中、狭心症、脳動脈瘤、一過性脳虚血発作、死亡については保障します。

○被保険者が不担保期間にがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合、特定疾病診断保険金はお支払いできません。

不担保期間が経過した後に、新たにがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合には、特定疾病診断保険金の支払対象となります。
ただし、不担保期間が経過した後にがん（上皮内新生物等）と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん（上皮内新生物等）の再発・転移等と認められるときは、特定疾病診断保険金はお支払いできません。

❶不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、特定疾病診断保険金はお支払いできません。

がん検診に関する精密検査による通院等への保障

お支払いできる場合

「がん要精検後検査等給付金あり型」を選択した場合で、被保険者が所定のがん検診で要精密検査等と診断されたことに関する精密検査による通院等をした場合は、給付金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由❶に該当した場合、給付金をお支払いします。

	がん要精検後検査等給付金
支払事由	次の（１）～（３）をすべて満たしたとき （１）所定のがん検診を受診したこと （２）（１）のがん検診について、要精密検査等❷と診断されたこと （３）（１）のがん検診を受診した日からその日を含めて１８０日以内に、（２）に関する精密検査による通院等❸をしたこと
支払額	１万円
支払限度	１年度❹につき１回
受取人	被保険者❺
支払事由（１）における所定のがん検診	■支払事由（１）における所定のがん検診は、厚生労働省の指針❻に示されている次の種類および検診項目をいいます。❼

種類	検診項目
胃がん検診	・問診 ・胃部エックス線検査❽または胃内視鏡検査❾
子宮頸がん検診❿	・問診 ・視診 ・子宮頸部の細胞診 ・内診
肺がん検診	・質問または問診 ・胸部エックス線検査⓫ ・喀痰細胞診⓬
乳がん検診	・問診 ・乳房エックス線検査（マンモグラフィ）
大腸がん検診	・問診 ・便潜血検査

注意

■厚生労働省の指針に示されていないがん検診の種類（例：前立腺がん検診、子宮体がん検診等）や、検診項目（例：乳がん検診のエコー検査、肺がん検診のＣＴ検査等）は支払対象となりません。

次ページにつづく

「１８．保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

❶支払事由の詳細は、約款を確認ください。

❷要精密検査等
要精密検査または要治療をいいます。詳細は、別表５５を参照ください。

❸精密検査による通院等
精密検査による通院その他の通院または入院をいいます。通院または入院の詳細は、別表５６を参照ください。
また、通院には往診等を含みます。

❹年度
４月１日から翌年の３月３１日までの期間をいいます。

❺被保険者
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡保険金受取人等である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

❻厚生労働省の指針
厚生労働省健康局長通知別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」をいいます。厚生労働省の指針を含め、詳細は、別表５４を参照ください。

❼「⑥新３大疾病保障保険」の「がん検診についての解説」参照

❽胃部エックス線検査
いわゆるバリウム検査をいいます。

❾胃内視鏡検査
いわゆる胃カメラ検査をいいます。

❿ＨＰＶ検査単独法による子宮頸がん検診の場合、ＨＰＶ検査陽性によるトリアージ検査（細胞診）が実施されていることを要します。

⓫胸部エックス線検査
いわゆるレントゲン検査をいいます。

⓬喀痰細胞診
質問または問診の結果、喀痰細胞診の対象者に該当することが判明した場合に受診が必要となります。

注意

■がん要精検後検査等給付金については、責任開始の日から１年を経過した後に受診した所定のがん検診から保障を開始します。そのため、不担保期間中に所定のがん検診を受診した場合は、支払対象となりません。

具体例

○責任開始の日から１年以内に所定のがん検診を受診した場合。

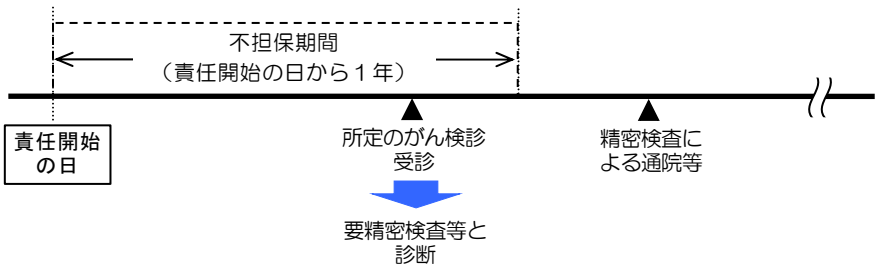

責任開始の日から１年以内に所定のがん検診を受診しているため、がん要精検後検査等給付金はお支払いできません。

■支払対象となるのは、所定のがん検診で要精密検査等と診断されたことに関する精密検査による通院等をした場合です。
支払事由（１）～（３）のうち１つでも満たさない場合は、支払対象となりません。

具体例

○胃がん検診として胃部エックス線検査を受診し、要精密検査と診断され、それに関する胃内視鏡検査のための通院をしたが、異常なしと診断された場合。❶

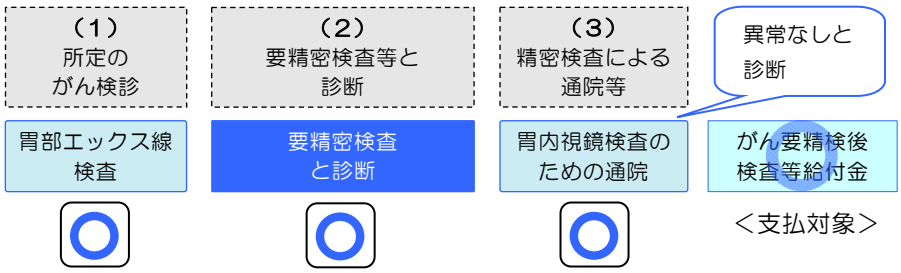

（１）～（３）をすべて満たしているため、がん要精検後検査等給付金の支払対象となります。

○がん検診を受診せず、体調不良により通院したのち胃内視鏡検査を受け、要治療と診断され、それに関する投薬治療のための通院をした場合。❶

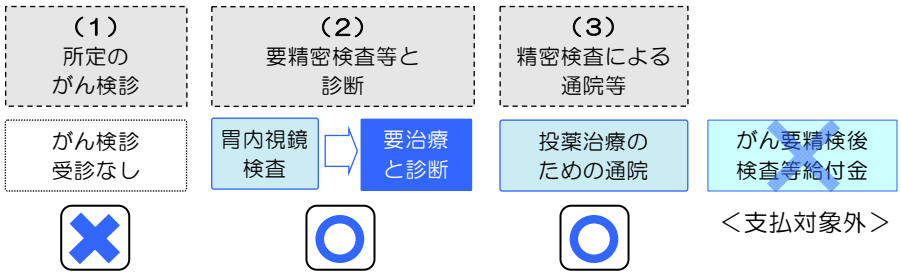

所定のがん検診を受診していないため、（１）を満たしていません。
そのため、がん要精検後検査等給付金の支払対象となりません。

次ページにつづく

❶特に記載がない限り、他の支払事由を満たしているものとします。

注意

■精密検査による通院等は、所定のがん検診を受診した日からその日を含めて１８０日以内であることを要します。

具体例

○所定のがん検診を受診した日からその日を含めて９０日後に精密検査による通院等をした場合。❶

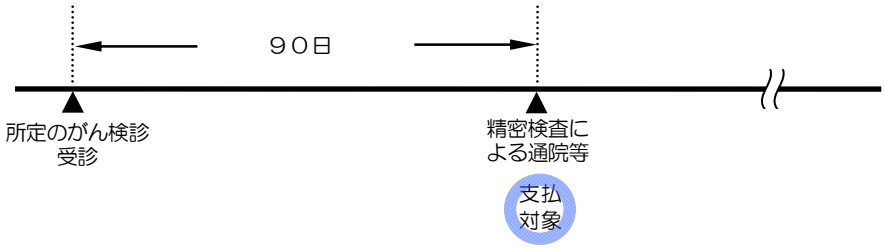

所定のがん検診を受診した日からその日を含めて１８０日以内につき、がん要精検後検査等給付金をお支払いします。

○所定のがん検診を受診した日からその日を含めて２００日後に精密検査による通院等をした場合。❶

所定のがん検診を受診した日からその日を含めて１８０日を経過しているため、がん要精検後検査等給付金はお支払いできません。

■がん要精検後検査等給付金のお支払いは１年度につき１回です。

がん要精検後検査等給付金をお支払いする場合には、１年度内に再びがん要精検後検査等給付金の請求を受けてもお支払いできません。

具体例

○１年度内に精密検査による通院等を２回した場合。❷

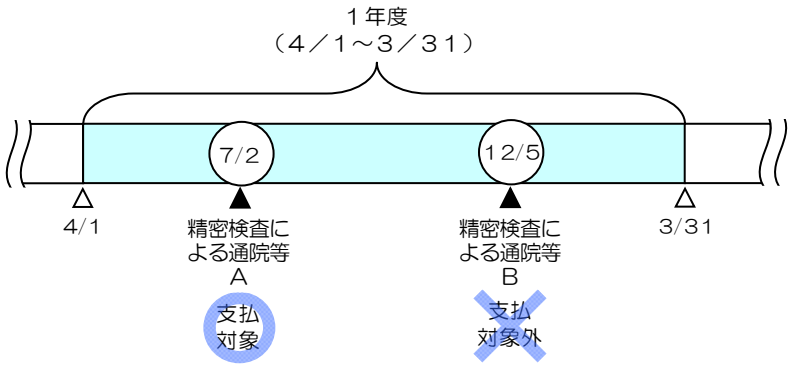

精密検査による通院等Ａ･･･がん要精検後検査等給付金の支払対象となります。
精密検査による通院等Ｂ･･･１年度内にすでにがん要精検後検査等給付金をお支払いしているため、支払対象となりません。

次ページにつづく

❶精密検査による通院等は、特に記載がない限り、他の支払事由を満たしているものとします。

❷精密検査による通院等ＡおよびＢは、特に記載がない限り、それぞれ他の支払事由を満たしているものとします。

注意

■支払対象となる通院は、医師または歯科医師による治療❶が必要であり、かつ、自宅等での治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所❷において、医師または歯科医師による治療を入院によらないで受けること等、所定の通院であることを要します。

■支払対象となる入院は、医師または歯科医師による治療❶が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所❷に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念すること等、所定の入院であることを要します。

■がん要精検後検査等給付金のお支払いは１年度につき１回です。

更新前の保険期間においてがん要精検後検査等給付金をお支払いする場合には、１年度内に更新後の保険期間においてがん要精検後検査等給付金の請求を受けてもお支払いできません。

具体例

○更新日の前後に精密検査による通院等をし、それらの精密検査による通院等が１年度内にある場合。❸

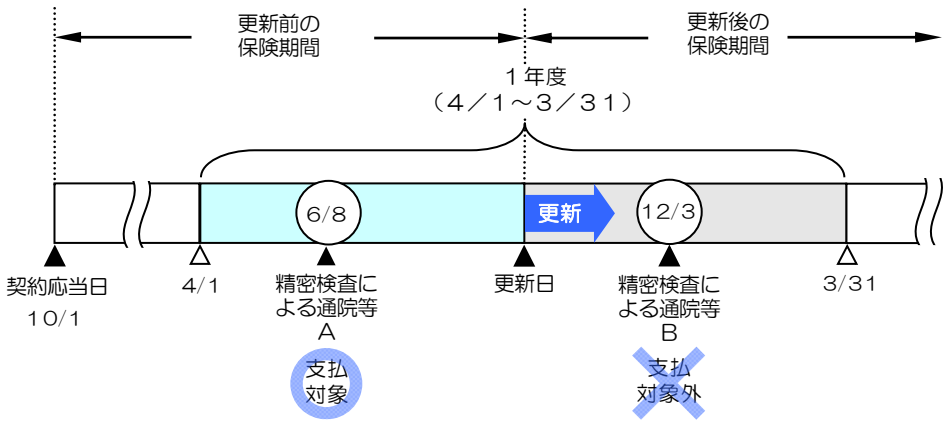

精密検査による通院等Ａ･･･がん要精検後検査等給付金の支払対象となります。
精密検査による通院等Ｂ･･･１年度内にすでにがん要精検後検査等給付金をお支払いしているため、支払対象となりません。

❶治療には、要精密検査と診断されたことに関する精密検査を受けることを含みます。

❷病院または診療所
別表５０参照

❸精密検査による通院等ＡおよびＢは、特に記載がない限り、それぞれ他の支払事由を満たしているものとします。

がん検診についての解説

○がん検診は、がんを早期発見し、適切な治療を行うことでがんによる死亡率を低下させることを目的としています。がん検診を受ければ、「自覚症状がないごく初期のがん」を発見できる可能性があり、その段階で発見できれば進行前にがん治療を始められるため、それだけ治癒率も高くなるとされています。

○がん検診には「対策型検診」と「任意型検診」の２種類があります。対策型検診は例えば自治体全体など「その集団全体」でのがんの死亡率を下げるためのもので、任意型検診は個人のがんの死亡リスクを下げるためのものです。前者は主に自治体が行うがん検診などがあてはまり、後者は人間ドックなどの自主的に行うがん検診があてはまります。
なお、対策型検診の対象となる年齢や検査方法、自己負担額などは各自治体によって異なります。

【がん検診の種類】

検診方法	対策型検診	任意型検診
目的	対象集団全体の死亡率を下げる	個人の死亡リスクを下げる
概要	予防対策として行われる公共的な医療サービス	医療機関・検診機関などが任意で提供する医療サービス
検診対象者	検診対象として特定された人（一定の年齢範囲の住民など）	定義されない
検診費用	公的資金を使用	全額自己負担

（２０２５年４月現在）

○がん検診の受診には、次のメリットとデメリットがあるとされています。

メリット	デメリット
・早期発見、早期治療により死亡リスクの低下が期待できる ・早期発見により身体的負担、経済的負担を軽減できる ・がんになる前段階の病変を発見し治療することで、がんになることを防ぐことができる ・「異常なし」と判定された場合に安心感を得られる 等	・偽陰性❶により治療が遅れる ・偽陽性❷により不必要な検査や治療が行われる ・過剰診断❸により不必要な検査や治療が行われる ・検診結果が出るまでや、検診結果を受けて精神的な負担がかかる ・検査に伴う偶発症が起こりうる - 胃内視鏡検査による出血や穿孔 - 胃エックス線検査による誤嚥や腸閉塞 - マンモグラフィ、胸部エックス線検査、胃エックス線検査による放射線被ばく 等

❶偽陰性
がん検診でがんが１００％発見されるわけではなく、がんがあるにもかかわらず、がんを見逃してしまう場合があります。これを「偽陰性」といいます。

❷偽陽性
がんがないにもかかわらず、がんの疑いがあると判定されることがあります。これを「偽陽性」といいます。

❸過剰診断
がん検診で発見されるがんには生命に影響しないがんもあり、このようながんが発見されることを「過剰診断」といいます。

次ページにつづく

がん検診についての解説

○厚生労働省においては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を定め、市町村による科学的根拠にもとづくがん検診を推進しており、概要は次のとおりです。

種類	検診項目	対象年齢	受診間隔
胃がん検診	問診に加え、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれか	５０歳以上❶	２年に１回❷
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診および内診	２０歳代	２年に１回
	問診、視診、子宮頸部の細胞診および内診	３０歳以上	２年に１回
	問診、視診およびＨＰＶ検査単独法 ※実施体制が整った自治体で選択可能		５年に１回❸
肺がん検診	質問（問診）、胸部エックス線検査および喀痰細胞診	４０歳以上❹	１年に１回
乳がん検診	質問（問診）および乳房エックス線検査（マンモグラフィ） ※視診、触診は推奨しない	４０歳以上	２年に１回
大腸がん検診	問診および便潜血検査	４０歳以上	１年に１回

（２０２５年４月現在）

国が推奨している対象年齢と受診間隔は、検診によるメリットが確認され、デメリットが最も小さくなることが考慮されています。

○がん検診にはメリットとデメリットがあるとされていますが、正しい方法を正しく行うことで、がんによる死亡リスクの低下が期待できます。
症状が出ていないからといって油断をせず、定期的に上記のがん検診を受けておくことが大切です。
がん検診に対する理解を深め、健康と安心のために適切に利用してください。

❶当分の間、胃部エックス線検査については、４０歳以上の方が受診することも問題ないとされています。

❷当分の間、胃部エックス線検査については、１年に１回受診することも問題ないとされています。

❸罹患リスクが高い方については、１年後の受診が推奨されています。

❹喀痰細胞診については、原則として５０歳以上の重喫煙者（喫煙指数６００以上の方）のみが対象となります。

⑦ 特定重度疾病保障保険

～死亡保障を抑え、特定重度疾病に重点的に備える保険～

お支払いできる場合

「１８．保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が所定の特定重度疾病により所定の事由に該当した場合は特定重度疾病保険金をお支払いします。
被保険者が死亡した場合は死亡保険金をお支払いします。
なお、特定重度疾病保障保険には、解約払戻金はありません。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由❶に該当した場合、保険金をお支払いします。

❶支払事由の詳細は、約款を確認ください。

	特定重度疾病保険金
支払事由	①所定の肝硬変 責任開始時以後の疾病を原因として、肝硬変❷に罹患し所定の診断❸をされたとき ②所定の慢性膵炎 責任開始時以後の疾病を原因として、慢性膵炎❷に罹患したと診断され、その慢性膵炎の治療のため、病院または診療所❹において手術❺を受けたとき ③所定の慢性腎不全 責任開始時以後の疾病を原因として、慢性腎不全❷に罹患したと診断され、その慢性腎不全の治療のため、永続的な人工透析療法❺を開始したとき ④所定の糖尿病 責任開始時以後の疾病を原因として、糖尿病❷に罹患したと診断され、その糖尿病の治療のため、医師の指示によるインスリン治療❻を開始した日から１８０日以上継続して受けたとき ⑤所定の高血圧性網膜症 責任開始時以後の疾病を原因として、高血圧性疾患❷に罹患したと診断され、その高血圧性疾患を原因として高血圧性網膜症に罹患し所定の診断❼をされたとき ⑥所定の動脈疾患 責任開始時以後の疾病を原因として、次のいずれかに該当したとき （１）大動脈瘤または解離性大動脈瘤（以下、「大動脈瘤等❷」といいます。）に罹患したと診断され、その大動脈瘤等の治療のため、病院または診療所❹において手術❺を受けたとき （２）大動脈瘤等が破裂したと診断されたとき （３）四肢の急性動脈閉塞症または四肢の慢性動脈閉塞症（以下、「四肢の動脈閉塞症❷」といいます。）に罹患したと診断され、その四肢の動脈閉塞症の治療のため、病院または診療所において血行再建手術❺を受けたとき

❷肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全、糖尿病、高血圧性疾患、大動脈瘤等、四肢の動脈閉塞症
別表３０参照

❸所定の診断
肝硬変の「所定の診断」については別表３１を確認ください。

❹病院または診療所
別表７参照

❺手術、人工透析療法、血行再建手術
別表３２参照

❻インスリン治療
妊娠・分娩にかかわるインスリン治療は除きます。

❼所定の診断
高血圧性網膜症の「所定の診断」については別表３３を確認ください。

次ページにつづく

特定重度疾病保険金

支払事由	⑦所定の臓器移植 次の条件を満たす移植術を受けたとき （１）責任開始時以後の疾病を原因とする心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓または小腸のいずれかの臓器についての移植術❶であること❷ （２）その移植術が病院または診療所❸における治療のための移植術であること。ただし、日本国外にある医療施設で移植術を受けた場合は、次のいずれにも該当する移植術であることを要します。 （ア）日本国内の病院または診療所❹において医師が被保険者に対して必要と診断した移植術であること （イ）（ア）の医師により紹介された医療施設において受けた移植術であること （３）その移植術に際し、臓器売買等の行為❺が行われていないこと
支払額	特定重度疾病保険金額
支払限度	①～⑦につきそれぞれ１回
受取人	被保険者❻

死亡保険金

支払事由	死亡したとき
支払額	特定重度疾病保険金額の１０％
受取人	死亡保険金受取人

注意

■被保険者が責任開始時以後に生じた疾病を直接の原因とした大動脈瘤等❼の破裂を直接の原因として、この保険契約の保険期間中に死亡した場合は、所定の動脈疾患の支払事由に該当したものとみなして取扱います。また、死亡保険金は死亡保険金受取人にお支払いします。

次ページにつづく

❶移植術
別表３４参照

❷被保険者が受容者の場合に限ります。

❸病院または診療所
別表７参照

❹日本国内の病院または診療所
別表３５参照

❺臓器売買等の行為
別表３６参照

❻被保険者
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡保険金受取人等である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

❼大動脈瘤等
別表３０参照

注意

■特定重度疾病保険金の支払限度は①～⑦につきそれぞれ１回であるため、すでに支払事由に該当し、お支払いしている①～⑦について、再び支払事由に該当しても、特定重度疾病保険金をお支払いできません。

具体例

○保険期間中に、慢性膵炎の治療のための手術を受けた（下図のＡ）後、糖尿病の治療のためのインスリン治療を１８０日以上継続した（下図のＢ）場合。

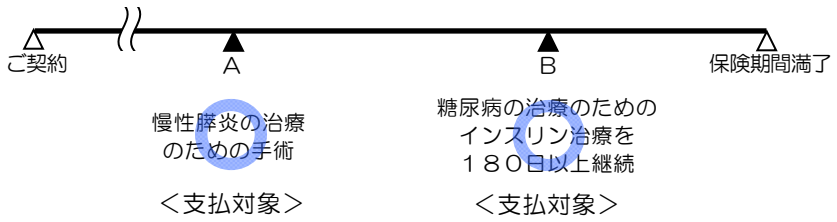

②所定の慢性膵炎と④所定の糖尿病に対する特定重度疾病保険金の支払限度はそれぞれ１回であるため、Ａ・Ｂそれぞれ特定重度疾病保険金のお支払いの対象となります。

○保険期間中に、大動脈瘤の治療のための手術を受け（下図のＡ）、特定重度疾病保険金のお支払いを受けた後、四肢の慢性動脈閉塞症の治療のための血行再建手術を受けた（下図のＢ）場合。

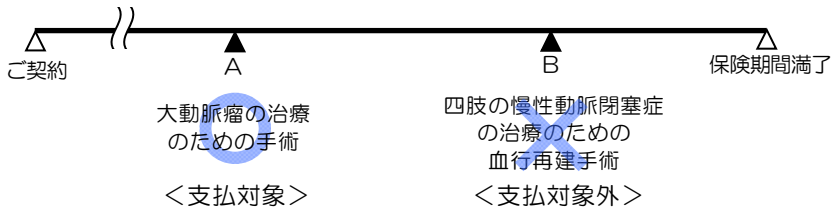

ＡおよびＢはいずれも⑥所定の動脈疾患に該当しますが、⑥所定の動脈疾患に対する特定重度疾病保険金の支払限度は１回であるため、Ａについては特定重度疾病保険金のお支払いの対象となりますが、Ｂについては特定重度疾病保険金をお支払いできません。

■支払回数の限度は、更新前後の支払回数を通算して判定します。

特定重度疾病保障保険の保障の対象のうち肝硬変・慢性膵炎・慢性腎不全・糖尿病・高血圧性網膜症・動脈疾患（大動脈瘤等・動脈閉塞症）についての詳細は次のとおりです。

○上記の疾病と支払事由との関連性について、理解を深めていただくために各疾病の解説を記載しておりますので確認ください。**疾病によっては、診断されただけでは特定重度疾病保険金をお支払いできないため、支払事由についての詳細は「支払事由」のページを必ず確認ください。**

※症状の説明や治療法等については、わかりやすく説明するために、代表的な事例をあげています。

（２０２５年６月現在）

肝硬変についての解説

【病状・症状】

肝硬変とは、肝臓の障がいが持続して慢性肝炎となり、慢性肝炎の状態が長期にわたって持続することによって至る病状です。進行すると、腹水、浮腫、黄疸、意識障がい等の症状が現れます。

【診断法】

血液検査、画像検査、肝生検等により診断します。肝硬変の重症度を示す分類としては、主に「チャイルド・ピュー分類」が用いられます。特定重度疾病保障保険では、これらの方法にもとづいて診断された、所定の肝硬変を保障の対象としています。

慢性膵炎についての解説

【病状・症状】

慢性膵炎とは、膵臓の炎症が長期にわたって持続することによって、膵臓の機能が低下する病気です。初期は腹痛が主な症状ですが、進行すると、糖尿病や消化吸収障がい等の合併症が現れます。

【治療法】

初期は食事療法や薬物療法を行いますが、腹痛が改善しない場合や、合併症を伴う場合等は、手術を行うことがあります。特定重度疾病保障保険では、所定の手術を受けたことを保障の対象としています。

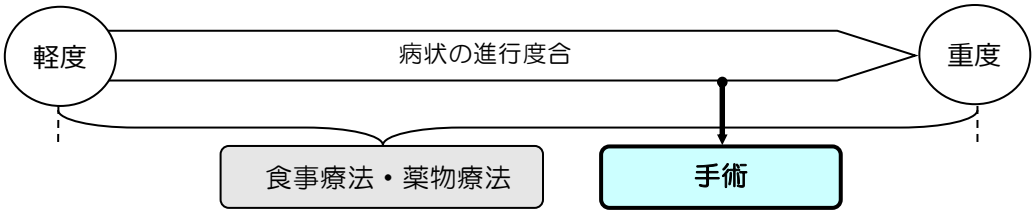

次ページにつづく

慢性腎不全についての解説

【病状・症状】

慢性腎不全とは、数カ月から数十年かけて、腎臓の機能が徐々に低下する病気です。初期は無症状ですが、進行すると、尿の異常、貧血、浮腫、高血圧、尿毒症等の症状が現れます。

【治療法】

初期は食事療法や薬物療法を行いますが、腎機能の低下が進行した場合は、人工透析療法を行います。特定重度疾病保障保険では、永続的な人工透析療法を開始したことを保障の対象としています。

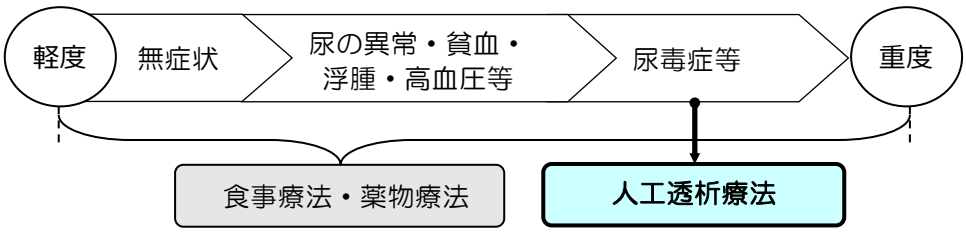

糖尿病についての解説

【病状・症状】

糖尿病とは、インスリンの分泌または作用が不足することによって、慢性的な高血糖状態となる病気です。進行すると、網膜症、腎機能障がい、神経障がい等の合併症が現れ、脳卒中や心筋梗塞などを発症することもあります。

【治療法】

まずは食事療法や運動療法を行いますが、十分な効果が得られなかった場合や、合併症が現れている場合等は、薬物療法やインスリン治療を行います。特定重度疾病保障保険では、インスリン治療を１８０日以上継続して受けたことを保障の対象としています。

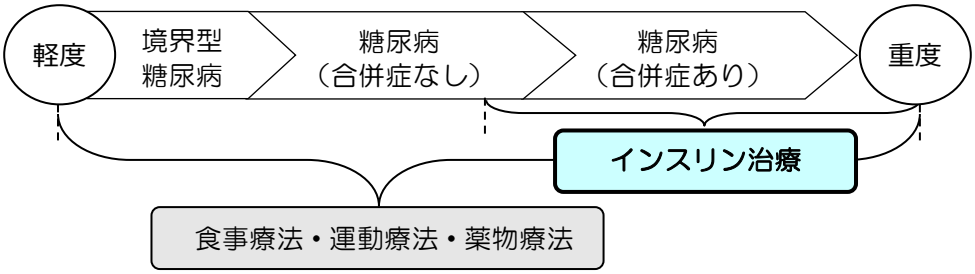

次ページにつづく

高血圧性網膜症についての解説

【病状・症状】

高血圧性網膜症とは、高血圧を原因とする動脈硬化によって網膜の血管が細くなり、網膜に病的な変化をきたした状態です。進行すると、視力が低下します。

【診断法】

眼底検査（網膜や、網膜の血管を見る検査）によって診断します。特定重度疾病保障保険では、眼底所見による高血圧性疾患の分類として一般的に用いられている「キース・ワグナー分類」、「シェイエ分類」にもとづいて診断された、所定の高血圧性網膜症を保障の対象としています。

動脈疾患（大動脈瘤等・動脈閉塞症）についての解説

＜動脈疾患（大動脈瘤等）についての解説＞

【病状・症状】

大動脈瘤とは、胸部や腹部の大動脈が部分的に太くなり、こぶ状になった状態です。無症状であることが多いですが、こぶが破裂すると、強い痛みや大量出血を生じます。

また、解離性大動脈瘤とは、大動脈の膜が急激に裂けることによって生じるものをいいます。

【治療法】

薬物療法や、手術を行うことがあります。この手術には、大動脈瘤の破裂を予防するための手術、破裂した場合の手術、大動脈が裂けた場合の手術があります。特定重度疾病保障保険では、手術を受けたか、大動脈瘤が破裂したと診断されたことを保障の対象としています。

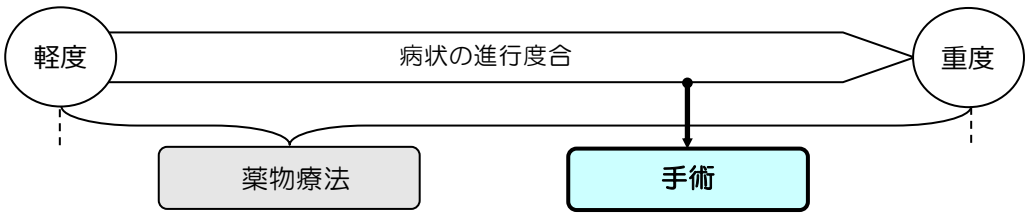

＜動脈疾患（動脈閉塞症）についての解説＞

【病状・症状】

動脈閉塞症とは、動脈が詰まることによって血流が悪くなる病気です。四肢の動脈閉塞症では、手足に痛みやしびれ等の症状が現れ、進行すると、壊死に至ることもあります。

【治療法】

初期は薬物療法を行いますが、症状が進行した場合は、血流を改善するために血行再建手術を行います。特定重度疾病保障保険では、血行再建手術を受けたことを保障の対象としています。

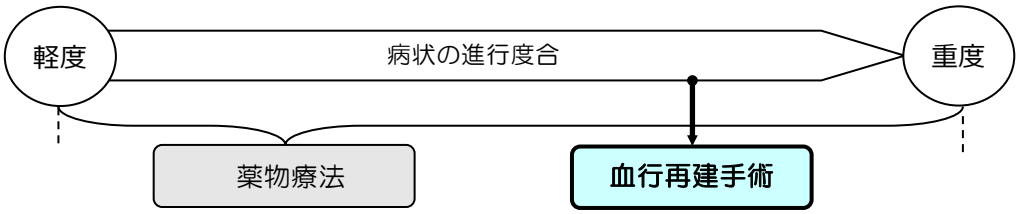

⑧ 生活サポート保険

～身体障がい状態と要介護状態に備える保険～

保障内容

保障の対象と年金等の名称は次のとおりです。
被保険者が所定の身体障がい状態または所定の要介護状態のいずれかにより所定の事由に該当した場合、年金等をお支払いします。❶
なお、生活サポート保険には、死亡保障や解約払戻金はありません。

保障の対象		年金等の名称
身体障がい	介護	
所定の身体障がい状態に該当して１～３級の身体障害者手帳の交付があった場合	公的介護保険制度にもとづく要介護 ２ 以上と認定された場合または所定の要介護状態が１８０日以上継続した場合	年金 生活サポート年金❷ 一時金 初期サポート保険金（１００）
所定の身体障がい状態に該当して４～６級の身体障害者手帳の交付があった場合	公的介護保険制度にもとづく要介護１と認定された場合	一時金 初期サポート保険金（５０）

○第１回生活サポート年金が支払われる場合、生活サポート保険の将来の保険料の払込みは不要です。

注意

■被保険者が死亡した場合には、すみやかに当社に連絡ください。
死亡時支払金受取人❸は、被保険者が死亡した場合に、前納した保険料の残額、積立てた配当金等があるときは、これらを受取ることができます。

■身体障害者福祉法、公的介護保険制度等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、生活サポート保険の支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する２カ月前までに契約者宛に連絡します。

■契約者が法人となる生活サポート保険は取扱っておりません。
（２０２５年６月現在）

■身体障害者手帳の等級は、障がいの程度により１～６級までの区分があります。
身体障害者手帳の交付を受けるには、市区町村に申請する必要があります。
（２０２５年４月現在）

■公的介護保険制度では、介護状態に応じて、要支援１～２、要介護１～５の７段階に分けられます。
公的介護保険制度の介護サービスを受けるには市区町村の「要介護認定」が必要です。
（２０２５年４月現在）

■公的介護保険制度による「要介護認定」の対象は、次の（Ａ）および（Ｂ）の人です。
（Ａ）満６５歳以上の人〔第１号被保険者〕
（Ｂ）満４０歳から満６４歳までの人のうち公的医療保険に加入している人〔第２号被保険者〕
（２０２５年４月現在）

❶詳細は、次ページ以降を確認ください。

❷第２回以後は第１回生活サポート年金の支払事由該当日（第１回生活サポート年金が支払われる場合に限ります。）の毎年の応当日に被保険者が生存していたとき、ご契約時に指定した年齢または年数を限度に生活サポート年金をお支払いします。

❸死亡時支払金受取人
死亡時支払金受取人は契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定ください。

身体障がい状態と要介護状態の保障（年金）

お支払いできる場合

「１８．保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が所定の身体障がい状態に該当して１～３級の身体障害者手帳の交付があった場合、または公的介護保険制度にもとづく要介護２以上と認定された場合もしくは所定の要介護状態が１８０日以上継続した場合、生活サポート年金をお支払いします。
第２回以後は生活サポート年金支払期間中の第１回生活サポート年金の支払事由該当日❶の毎年の応当日に被保険者が生存していたとき、生活サポート年金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由❷に該当した場合、生活サポート年金をお支払いします。❸
生活サポート年金支払期間とは、第１回生活サポート年金の支払事由該当日からご契約時に指定した年齢または年数により定められた日までの期間をいいます。

	生活サポート年金	
支払事由	【第１回生活サポート年金】 身体障がい：次の（１）および（２）をともに満たしたとき （１）責任開始時以後の傷病を原因として、身体障害者福祉法に定める１級、２級または３級の障がいに該当したこと （２）（１）の障がいに対する身体障害者手帳の交付があったこと 介護：責任開始時以後の傷病を原因として、次の（１）または（２）の状態に該当したとき （１）公的介護保険制度❹に定める要介護２以上❺の状態に該当していると認定されたこと （２）所定の要介護状態❻に該当した日から１８０日以上要介護状態が継続したことを診断確定されたこと	【第２回以後の生活サポート年金】 生活サポート年金支払期間中の第１回生活サポート年金の支払事由該当日の毎年の応当日に生存していたとき
支払額	生活サポート年金額	
受取人	被保険者	

○２つ以上の障がいに該当したことにより、１～３級の身体障害者手帳の交付があった場合も、第１回生活サポート年金をお支払いします。❼
ただし、一部の障がいが免責事由に該当する場合や、障がいの原因が責任開始時前に生じていた場合等で、その障がいを除いた他の障がいが１～３級の障がいに該当しない場合には、生活サポート年金をお支払いできません。❽

○生活サポート年金支払期間中は、生活サポート保険に対する将来の保険料の払込みは不要です。

○なお、第１回生活サポート年金が支払われる場合、生活サポート保険の保険期間満了日は生活サポート年金支払期間満了日に変更されます。したがって、生活サポート年金支払期間満了日に生活サポート保険は消滅します。

❶第１回生活サポート年金の支払事由該当日
第１回生活サポート年金が支払われる場合に限ります。

❷支払事由の詳細は、約款を確認ください。

❸保険期間満了後であっても、保険期間中に所定の障がい状態の固定または確定があり、かつ、保険期間満了日の翌日からその日を含めて３年以内に身体障害者手帳の交付があった場合には、生活サポート年金の支払対象となることがあります。

❹公的介護保険制度
別表９参照

❺要介護２以上
別表１０参照

❻要介護状態
別表１１参照

❼例えば、４級の障がいに２つ該当した場合、身体障害者福祉法にもとづき、３級の身体障害者手帳が交付されることがあります。
（２０２５年４月現在）

❽詳細は、「１８．保険金等をお支払いできない場合」の事例（３）を確認ください。

≪生活サポート年金のお支払いのイメージ≫

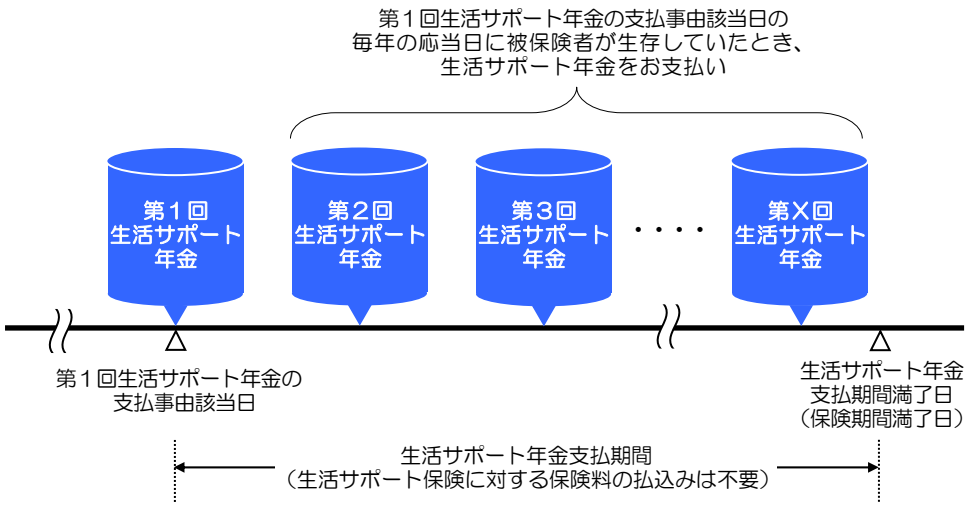

生活サポート年金は、歳満了年金❶と年満了年金❷から選択できます。

（１）歳満了年金

○生活サポート年金支払期間中、第１回生活サポート年金の支払事由該当日の毎年の応当日に被保険者が生存していたとき、毎年、同額の生活サポート年金をお支払いします。

○歳満了年金の生活サポート年金支払期間は、第１回生活サポート年金の支払事由該当日から、契約者がご契約時に指定した生活サポート年金の支払満了年齢に達する契約応当日の前日までの期間です。

具体例

○契約日：２０２５／４／１（３５歳）
第１回生活サポート年金の支払事由該当日：２０３０／６／１５（４０歳）
生活サポート年金の支払満了年齢：６５歳

１．６５歳に達する契約応当日に生存していた場合

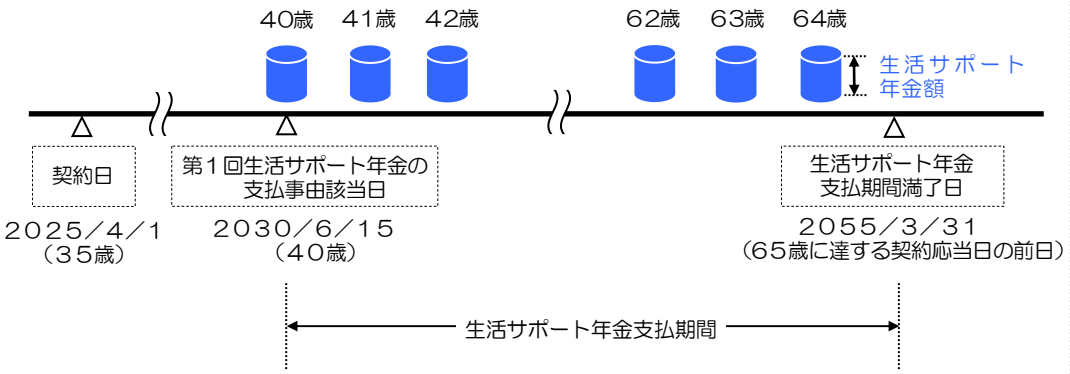

２．２０５２／８／３０（６２歳）で死亡した場合

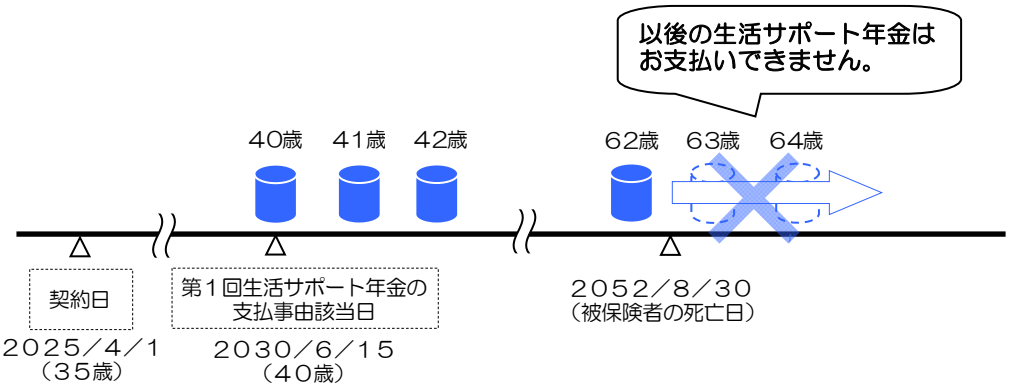

❶歳満了年金
ご契約時に、生活サポート年金支払期間が満了となる年齢（生活サポート年金の支払満了年齢）を指定したものを歳満了年金といいます。また、生活サポート年金の支払満了年齢は、指定年齢と同一になります。

❷年満了年金
ご契約時に、生活サポート年金支払期間とする年数を指定したものを年満了年金といいます。

○第１回生活サポート年金の支払事由該当日から、契約者がご契約時に指定した生活サポート年金の支払満了年齢に達する契約応当日の前日までの期間（Ａ）が５年に満たない場合は、生活サポート年金支払期間満了日は第１回生活サポート年金の支払事由該当日の５年目の応当日の前日とします。

具体例

○契約日：２０２５／４／１（３５歳）
第１回生活サポート年金の支払事由該当日：２０５２／６／１５（６２歳）
生活サポート年金の支払満了年齢：６５歳
第１回生活サポート年金の支払事由該当日の５年目の応当日に生存していた場合

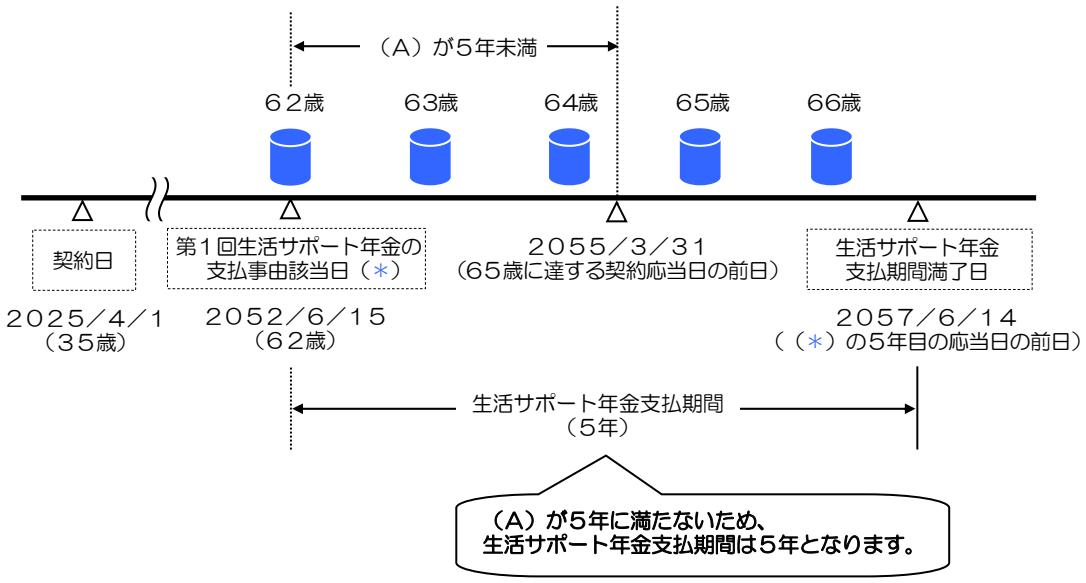

（２）年満了年金

○生活サポート年金支払期間中、第１回生活サポート年金の支払事由該当日の毎年の応当日に被保険者が生存していたとき、毎年、同額の生活サポート年金をお支払いします。

○年満了年金の生活サポート年金支払期間は、第１回生活サポート年金の支払事由該当日から、契約者がご契約時に選択した年数（５年、１０年、１５年、２０年）です。

具体例

○契約日：２０２５／４／１（３５歳）
第１回生活サポート年金の支払事由該当日：２０３０／６／１（４０歳）
生活サポート年金支払期間：１０年

１．第１回生活サポート年金の支払事由該当日の１０年目の応当日に生存していた場合

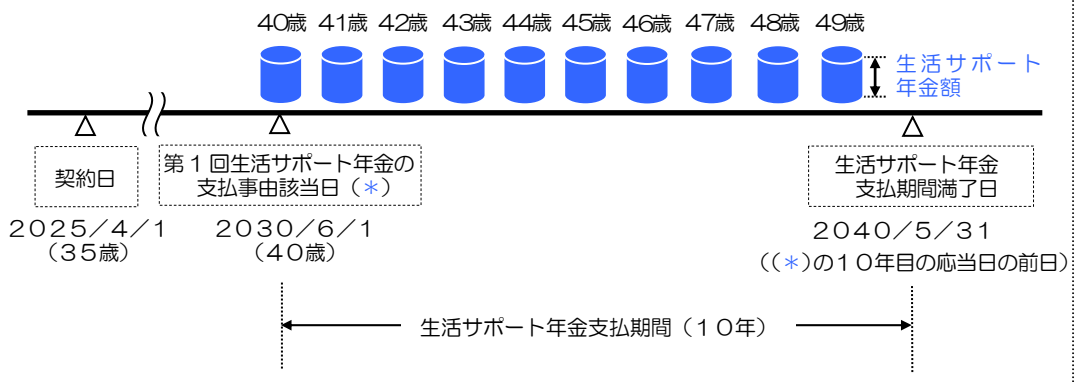

２．２０３５／８／３０（４５歳）で死亡した場合

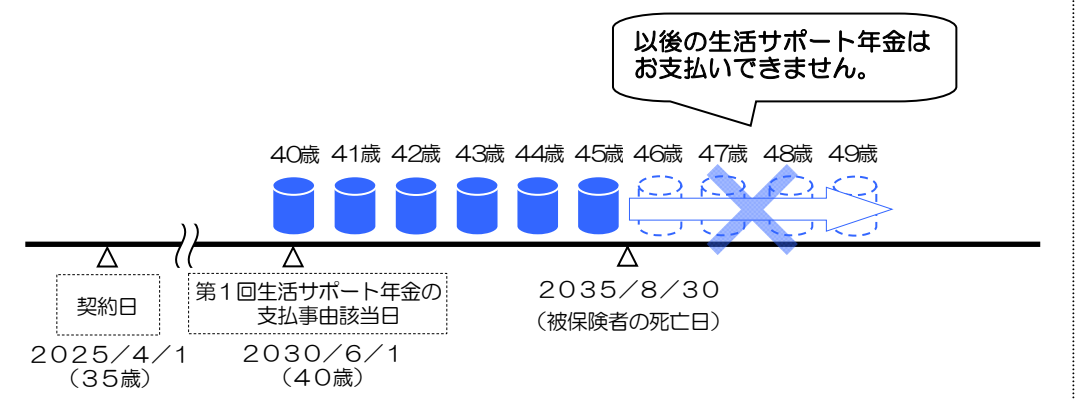

注意

■ご契約時に指定した生活サポート年金の支払満了年齢または生活サポート年金支払期間とする年数を変更することはできません。

■歳満了年金を選択した場合、更新できません。年満了年金を選択した場合も、第１回生活サポート年金が支払われる場合は、更新できません。

■障がい状態を保障する公的制度には、「障害年金制度」や「労働者災害補償保険」等があります。（２０２５年４月現在）
これらの制度の受給資格を有しているだけでは、生活サポート年金の支払事由には該当しません。

■生活サポート年金は、身体障害者福祉法に定める１～３級の障がいに該当していても、その障がいに対する身体障害者手帳の交付がない場合にはお支払いできません。

■生活サポート年金支払期間中に被保険者が死亡した場合は、以後の生活サポート年金はお支払いできません。

具体例

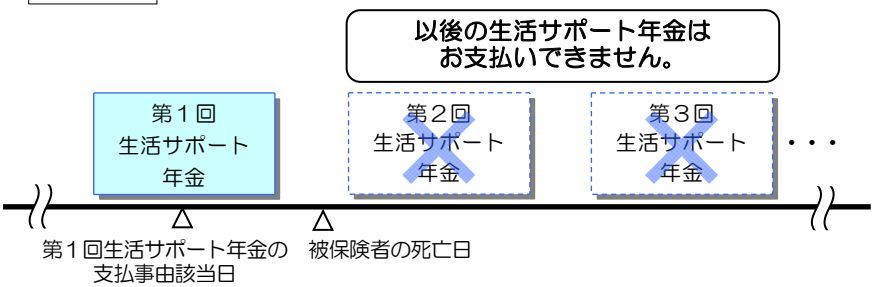

■第１回生活サポート年金の支払事由該当日以後、新たに第１回生活サポート年金の支払事由が生じたことにより、生活サポート年金の支払請求を受けても、生活サポート年金をお支払いできません。

具体例

○身体障害者福祉法に定める３級の障がいに該当しその障がいに対する身体障害者手帳の交付があった（A）後に、要介護２と認定された（B）場合。

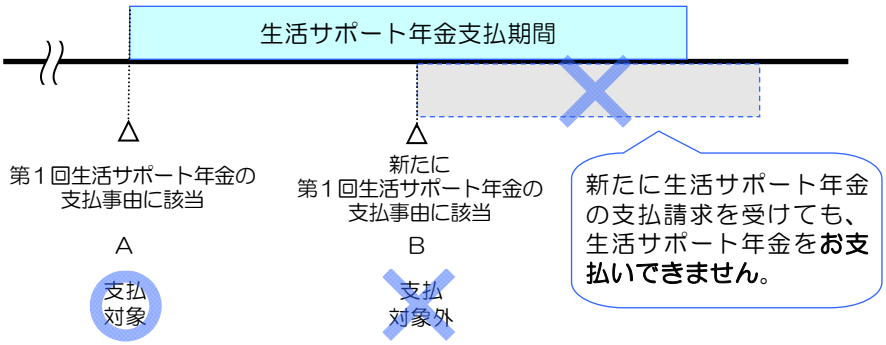

身体障がい状態と要介護状態の保障（一時金）
～初期サポート保険金（１００）～

お支払いできる場合

「１８．保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が所定の身体障がい状態に該当して１～３級の身体障害者手帳の交付があった場合、または公的介護保険制度にもとづく要介護２以上と認定された場合もしくは所定の要介護状態が１８０日以上継続した場合、初期サポート保険金（１００）をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由❶に該当した場合、保険金をお支払いします。❷

	初期サポート保険金（１００）
支払事由	身体障がい：次の（１）および（２）をともに満たしたとき （１）責任開始時以後の傷病を原因として、身体障害者福祉法に定める１級、２級または３級の障がいに該当したこと （２）（１）の障がいに対する身体障害者手帳の交付があったこと
	介護：責任開始時以後の傷病を原因として、次の（１）または（２）の状態に該当したとき （１）公的介護保険制度❸に定める要介護２以上❹の状態に該当していると認定されたこと （２）所定の要介護状態❺に該当した日から１８０日以上要介護状態が継続したことを診断確定されたこと
支払額	１００万円
受取人	被保険者

○２つ以上の障がいに該当したことにより、１～３級の身体障害者手帳の交付があった場合も、初期サポート保険金（１００）をお支払いします。❻
ただし、一部の障がいが免責事由に該当する場合や、障がいの原因が責任開始時前に生じていた場合等で、その障がいを除いた他の障がいが１～３級の障がいに該当しない場合には、初期サポート保険金（１００）をお支払いできません。❼

○初期サポート保険金（５０）が支払われていない場合、初期サポート保険金（１００）の請求を受けて初期サポート保険金（１００）が支払われるときは、初期サポート保険金（１００）の支払額に、初期サポート保険金（５０）の支払額を加えて初期サポート保険金（１００）としてお支払いします。❽

≪お支払いのイメージ≫

初期サポート保険金（１００）１００万円 ＋ 初期サポート保険金（５０）５０万円 ＝ 初期サポート保険金（１００）として支払う金額の合計額 １５０万円

加えてお支払いする金額

被保険者にお支払いします。

❶支払事由の詳細は、約款を確認ください。

❷保険期間満了後であっても、保険期間中に所定の障がい状態の固定または確定があり、かつ、保険期間満了日の翌日からその日を含めて３年以内に身体障害者手帳の交付があった場合には、初期サポート保険金（１００）の支払対象となることがあります。

❸公的介護保険制度
別表９参照

❹要介護２以上
別表１０参照

❺要介護状態
別表１１参照

❻例えば、４級の障がいに２つ該当した場合、身体障害者福祉法にもとづき、３級の身体障害者手帳が交付されることがあります。
（２０２５年４月現在）

❼詳細は、「１８．保険金等をお支払いできない場合」の事例（３）を確認ください。

❽初期サポート保険金（１００）をお支払いした場合、その支払後に初期サポート保険金（５０）の支払請求を受けても、当社は、初期サポート保険金（５０）をお支払いできません。

注意

■障がい状態を保障する公的制度には、「障害年金制度」や「労働者災害補償保険」等があります。（２０２５年４月現在）
これらの制度の受給資格を有しているだけでは、初期サポート保険金（１００）の支払事由には該当しません。

■初期サポート保険金（１００）は、身体障害者福祉法に定める１～３級の障がいに該当していても、その障がいに対する身体障害者手帳の交付がない場合にはお支払いできません。

■初期サポート保険金（１００）は１回限りのお支払いとなります。

身体障がい状態と要介護状態の保障（一時金）
～初期サポート保険金（５０）～

お支払いできる場合

「１８．保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が所定の身体障がい状態に該当して４～６級の身体障害者手帳の交付があった場合、または公的介護保険制度にもとづく要介護１と認定された場合、初期サポート保険金（５０）をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由❶に該当した場合、保険金をお支払いします。❷❸

	初期サポート保険金（５０）	
支払事由	身体障がい	次の（１）および（２）をともに満たしたとき （１）責任開始時以後の傷病を原因として、身体障害者福祉法に定める４級、５級または６級の障がいに該当したこと （２）（１）の障がいに対する身体障害者手帳の交付があったこと
	介護	責任開始時以後の傷病を原因として、公的介護保険制度❹に定める要介護１❺の状態に該当していると認定されたこと
支払額	５０万円	
受取人	被保険者	

○２つ以上の障がいに該当したことにより、４～６級の身体障害者手帳の交付があった場合も、初期サポート保険金（５０）をお支払いします。❻
ただし、一部の障がいが免責事由に該当する場合や、障がいの原因が責任開始時前に生じていた場合等で、その障がいを除いた他の障がいが４～６級の障がいに該当しない場合には、初期サポート保険金（５０）をお支払いできません。❼

注意

■障がい状態を保障する公的制度には、「障害年金制度」や「労働者災害補償保険」等があります。（２０２５年４月現在）
これらの制度の受給資格を有しているだけでは、初期サポート保険金（５０）の支払事由には該当しません。

■初期サポート保険金（５０）は、身体障害者福祉法に定める４～６級の障がいに該当していても、その障がいに対する身体障害者手帳の交付がない場合にはお支払いできません。

■初期サポート保険金（５０）をお支払いした場合でも、生活サポート年金、初期サポート保険金（１００）についての保障は継続します。

■初期サポート保険金（５０）は１回限りのお支払いとなります。
更新する場合も、更新前後を通算して１回限りです。

❶支払事由の詳細は、約款を確認ください。

❷保険期間満了後であっても、保険期間中に所定の障がい状態の固定または確定があり、かつ、保険期間満了日の翌日からその日を含めて３年以内に身体障害者手帳の交付があった場合には、初期サポート保険金（５０）の支払対象となることがあります。

❸初期サポート保険金（１００）をお支払いした場合、その支払後に初期サポート保険金（５０）の支払請求を受けても、当社は、初期サポート保険金（５０）をお支払いできません。

❹**公的介護保険制度**
別表９参照

❺**要介護１**
別表５７参照

❻例えば、７級の障がいに２つ該当した場合、身体障害者福祉法にもとづき、６級の身体障害者手帳が交付されることがあります。
（２０２５年４月現在）

❼詳細は、「１８．保険金等をお支払いできない場合」の事例（３）を確認ください。

⑨ 認知症保障保険

～死亡保障を抑え、認知症に重点的に備える保険～

お支払いできる場合

「１８．保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が所定の認知症と診断確定された場合は認知症診断保険金をお支払いします。
被保険者が所定の軽度認知障がいと診断確定された場合は軽度認知障がい診断保険金をお支払いします。
被保険者が死亡した場合は死亡保険金をお支払いします。
なお、認知症保障保険には、保険料払込期間中の解約払戻金はありません。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由❶に該当した場合、保険金をお支払いします。

❶支払事由の詳細は、約款を確認ください。

	認知症診断保険金	軽度認知障がい診断保険金	死亡保険金
支払事由	次の（１）および（２）をともに満たしたとき （１）責任開始時以後の傷病を原因として、認知症❷に該当したこと （２）認知機能検査および画像検査の両方により（１）の認知症と診断確定❸されたこと	次の（１）および（２）をともに満たしたとき （１）責任開始時以後の傷病を原因として、軽度認知障がい❹に該当したこと （２）認知機能検査および画像検査の両方により（１）の軽度認知障がいと診断確定❸されたこと	死亡したとき
支払額	認知症診断保険金額	認知症診断保険金額の １０％	
受取人	被保険者❺		死亡保険金受取人

❷認知症
別表４５参照

❸診断確定
別表４６参照

❹軽度認知障がい
別表４７参照

❺被保険者
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡保険金受取人等である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

≪認知症保障保険のイメージ≫

【例】保険期間：終身、認知症診断保険金額：５００万円

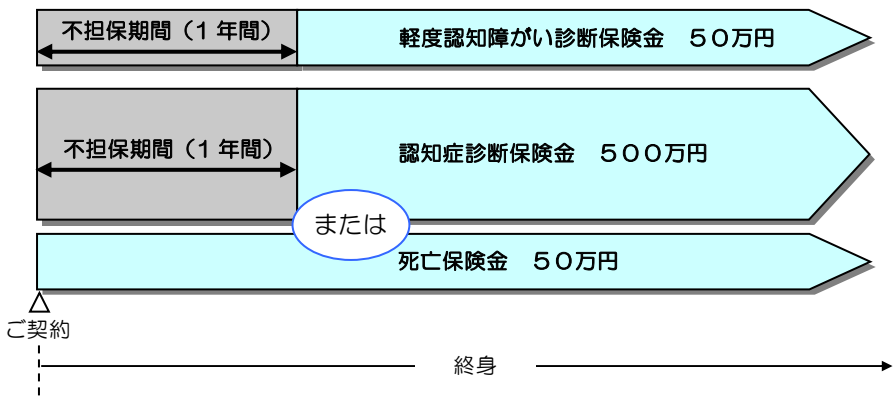

○軽度認知障がい診断保険金が支払われていない場合、認知症診断保険金の請求を受けて認知症診断保険金が支払われるときは、認知症診断保険金額に軽度認知障がい診断保険金相当額を加えて認知症診断保険金としてお支払いします。❶

≪お支払いのイメージ≫

・認知症診断保険金額：５００万円

認知症診断保険金額	＋	軽度認知障がい診断保険金相当額	＝	認知症診断保険金として支払う金額の合計額
５００万円		５０万円		５５０万円

加えてお支払いする金額

被保険者❷にお支払いします。

○認知症が進行した場合、受取人（被保険者）が保険金を請求できないことがあるため、加入時に、指定代理請求人を必ず指定してください。❸
加入後、指定代理請求人の死亡等により指定代理請求人による請求ができなくなった場合には、保険金をお支払いできなくなることがあるため、指定代理請求人を新たに指定または変更してください。
また、指定代理請求人には、支払事由および代理請求できる旨を伝えてください。❹

注意

■認知症・軽度認知障がいの診断確定は、認知機能検査および画像検査の両方を要します。

■次の症状等は、認知症診断保険金または軽度認知障がい診断保険金の支払対象となりません。
・アルコール性認知症
・度忘れ（年齢相応のもの忘れ）

■自治体等の公的制度の対象となる認知症・軽度認知障がいに該当した場合であっても、認知症診断保険金・軽度認知障がい診断保険金の支払事由に該当するとは限りません。

■認知症診断保険金と死亡保険金は、いずれか一方のみのお支払いとなります。

■認知症診断保険金が支払われる場合で、認知症診断保険金をお支払いする前に死亡保険金の請求を受けて死亡保険金をお支払いするときは、認知症診断保険金はお支払いできません。この場合、死亡保険金の金額に、認知症診断保険金相当額から死亡保険金の金額を差引いた金額を加えて死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。❺

具体例

・認知症診断保険金額：５００万円
・軽度認知障がい診断保険金が支払われた後、認知症診断保険金の支払事由に該当したものの、その支払請求がないまま、６カ月後に被保険者が死亡し、死亡保険金受取人から死亡保険金の請求があった場合

死亡保険金の金額	＋	認知症診断保険金相当額から死亡保険金の金額を差引いた金額	＝	死亡保険金として支払う金額の合計額
５０万円		（５００－５０）万円		５００万円

加えてお支払いする金額

死亡保険金受取人にお支払いします。

なお、軽度認知障がい診断保険金が支払われていない場合、上記の認知症診断保険金相当額に軽度認知障がい診断保険金相当額５０万円を加えて死亡保険金として５５０万円お支払いします。❻

次ページにつづく

❶認知症診断保険金をお支払いした場合、その支払後に軽度認知障がい診断保険金の支払請求を受けても、当社は、軽度認知障がい診断保険金をお支払いできません。

❷**被保険者**
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡保険金受取人等である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

❸代理請求できる保険金の受取人が法人となる場合は、指定代理請求制度の利用はできないため、指定の必要はありません。

❹指定代理請求制度の詳細は、「１６．指定代理請求人・法定相続人による請求」の「指定代理請求人による請求」を確認ください。

❺死亡保険金受取人が故意に認知症診断保険金の支払事由を生じさせた場合、当取扱いは行わず、死亡保険金をお支払いできません。この場合、認知症診断保険金を被保険者の法定相続人へお支払いします。
また、法定相続人へのお支払いについては、「１６．指定代理請求人・法定相続人による請求」の「法定相続人による給付金等の請求」と同様の取扱いとなります。

❻死亡保険金をお支払いした場合、その支払後に軽度認知障がい診断保険金の支払請求を受けても、当社は、軽度認知障がい診断保険金をお支払いできません。

注意

■認知症診断保険金をお支払いした場合、認知症診断保険金の支払事由に該当した時から、認知症保障保険は消滅したものとします。❶

■軽度認知障がいと診断確定された場合でも、認知症、死亡についての保障は継続します。

■軽度認知障がい診断保険金は１回限りのお支払いとなります。
更新する場合も、更新前後を通算して１回限りです。

❶認知症診断保険金をお支払いした場合、その支払後に死亡保険金の支払請求を受けても、当社は、死亡保険金をお支払いできません。

認知症・軽度認知障がいについての詳細は次のとおりです。

○認知症・軽度認知障がいについて理解を深めていただくために、認知症・軽度認知障がいの症状や、認知症・軽度認知障がいの検査方法についての解説を記載しておりますので確認ください。
支払事由については「支払事由」のページを必ず確認ください。

（２０２５年６月現在）

認知症・軽度認知障がいの症状についての解説

＜認知症について＞
認知症とは、認知機能が後天的な原因により持続的に低下し、日常生活に支障をきたす状態です。認知症には、アルツハイマー型認知症、血管性認知症やレビー小体型認知症など、様々な種類があります。

【症状】
認知症の方に必ずみられる中核症状と、認知症の方の環境や性格などの影響によってみられる周辺症状に分かれ、認知症の種類によって現れる症状も異なります。

・中核症状
代表的なものは、直前のできごとなどを忘れる「記憶障がい」です。ほかにも、今いる場所や今の日時が分からなくなる「見当識障がい」、物事を計画的に行えなくなる「実行機能障がい」、日常用語の意味が理解できなくなる「言語機能障がい」などがあります。
・周辺症状
行動・心理面の症状で、行動症状には、暴言・暴力やひとり歩きなどがあり、心理症状には、不安、うつ、幻覚や妄想などがあります。

＜軽度認知障がいについて＞
軽度認知障がい（Mild Cognitive Impairment：ＭＣＩ）とは、認知機能に低下はあるものの、日常生活は正常に行える状態です。認知症予備軍ともいえる状態で、進行すると認知症になりますが、この段階でケアすることで、認知症の発症を遅らせるなどの効果が期待できます。

【症状】
認知症と比べて軽度ではあるものの同様の症状が見られ、例えば、もの忘れが多くなったりします。

認知症の進行イメージ

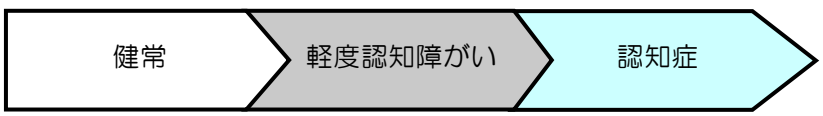

次ページにつづく

認知症・軽度認知障がいの検査方法についての解説

認知症や軽度認知障がいの診断にあたって、「認知機能検査」や「画像検査」が行われます。これらの検査を通じて、認知症や軽度認知障がいの状態を判定することは、適切な治療を行うために有用です。

【認知機能検査】

認知機能検査とは、患者に対して医師が質問やテストを行い、点数をつける検査です。主に、記憶や見当識などの認知機能を評価するもので、得意な質問や不得意な質問が何かによって、認知症や軽度認知障がいの種類を推測することにも役立ちます。代表的なものとして以下のものがあります。

・改訂長谷川式簡易知能評価スケール（ＨＤＳ－Ｒ）
今の年齢や日にちなどを回答したり、言葉の復唱や簡単な計算などを行い、合計得点で認知機能を評価する方法です。

・ミニメンタルステート検査（ＭＭＳＥ）
今の年齢や日にちの回答、言葉の復唱や簡単な計算などに加えて、文章の作成や図形の模写を行い、合計得点で認知機能を評価する方法です。

【画像検査】

画像検査とは、脳を医療機器等で撮影する検査です。脳のどの部位に異常があるかなど、脳の状態を確認し、主に、認知症や軽度認知障がいの種類の特定や進行度の判定のために行われます。代表的なものとして以下のものがあります。

・ＣＴ検査
体にエックス線を照射し、各組織のエックス線の吸収量をコンピューターで処理して画像化する方法です。

・ＭＲＩ検査
人体を強い磁場の中に置き、特定の電磁波を当てたときに生じる微弱な電気信号を、画像化する方法です。

お支払いできない場合

認知症または軽度認知障がいの診断確定方法、診断確定時期、または原因となった傷害や疾病が生じていた時期によっては、保険金をお支払いできない場合があります。

（１）認知機能検査または画像検査のいずれかを受けていない場合

○認知症・軽度認知障がいの診断確定は、認知機能検査および画像検査の両方を要します。

○したがって、次の場合は、認知症診断保険金または軽度認知障がい診断保険金はお支払いできません。
- 認知機能検査を受けていない場合
- 画像検査を受けていない場合
- 認知機能検査および画像検査をいずれも受けていない場合

（２）不担保期間に認知症または軽度認知障がいと診断確定された場合

○認知症または軽度認知障がいに対する保障については、責任開始の日から１年間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に保障を開始します。

○被保険者が不担保期間に認知症または軽度認知障がいと診断確定された場合、認知症保障保険は無効となり、認知症診断保険金または軽度認知障がい診断保険金はお支払いできません。
この場合、すでに払込まれた認知症保障保険の保険料を契約者に払戻します。❶

≪イメージ≫

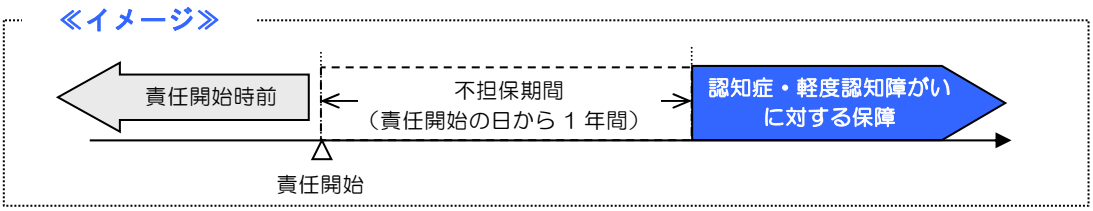

（３）責任開始時前に認知症または軽度認知障がいの原因となった傷害や疾病が生じていた場合

○不担保期間が経過した後に認知症または軽度認知障がいと診断確定された場合でも、責任開始時前に認知症または軽度認知障がいの原因となった傷害や疾病が生じていたときは、認知症診断保険金または軽度認知障がい診断保険金はお支払いできません。❷

○この場合、認知症保障保険は無効となります。また、契約者および被保険者が責任開始時前に認知症または軽度認知障がいの原因となった傷害や疾病が生じていたことを知らなかった場合は、すでに払込まれた認知症保障保険の保険料を契約者に払戻します。
契約者または被保険者がそのことを知っていた場合は、認知症保障保険の解約払戻金があれば契約者にこれをお支払いします。❸❹❺

❶契約者と被保険者が同一人である場合で、すでに払込まれた保険料の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合等は、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求することができます。

❷認知症または軽度認知障がいの原因となった傷害や疾病が責任開始時前に生じていた場合でも、責任開始時以後の原因によるものとみなし、保険金の支払対象となる場合があります。

詳細は、「１８．保険金等をお支払いできない場合」の「（１）支払事由に該当しない場合」を確認ください。

❸当社が告知義務違反または重大事由により、認知症保障保険を解除する場合は、当取扱いは行いません。

詳細は、「１８．保険金等をお支払いできない場合」の「（３）告知義務違反による解除の場合」および「（６）重大事由による解除の場合」を確認ください。

❹契約者と被保険者が同一人である場合で、すでに払込まれた保険料または解約払戻金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合等は、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求することができます。

❺未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

⑩ 入院総合保険

～入院・外来手術等に備える保険～

保障内容

保障の対象と給付金の名称は次のとおりです。
入院を伴わない所定の手術（外来手術）は公的医療保険制度の対象となるもの等を、先進医療は公的医療保険制度に定めるものをそれぞれ保障します。❶
なお、入院総合保険には、保険料払込期間中の死亡保障や解約払戻金はありません。

	保障の対象	給付金の名称
入院	１日以上の所定の入院をしたとき	入院給付金
外来手術	入院を伴わない所定の手術❷を受けたとき	外来手術給付金
先進医療❸	所定の先進医療による療養を受けたとき	先進医療給付金
	先進医療給付金が支払われるとき	先進医療サポート給付金

注意

■被保険者が死亡した場合には、すみやかに当社に連絡ください。
被保険者が死亡した際に、解約払戻金❹がある場合は、死亡払戻金（解約払戻金と同額）を死亡時支払金受取人❺にお支払いします。
死亡時支払金受取人は、被保険者が死亡した場合に、死亡払戻金に加えて、前納した保険料の残額、積立てた配当金等があるときは、これらを受取ることができます。

■公的医療保険制度等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、入院総合保険の支払事由を変更することがあります。
この場合、支払事由を変更する２カ月前までに契約者宛に連絡します。

■入院給付金、外来手術給付金および先進医療給付金すべてを支払限度❻までお支払いした場合は、最後に給付金の支払事由に該当した時から、入院総合保険は消滅したものとします。

保険契約の型

ご契約時に保険契約の型を選択することで、先進医療を保障する給付金（先進医療給付金および先進医療サポート給付金）の有無を設定できます。

先進医療給付あり型 ⇔ 選択 ⇔ 先進医療給付なし型

注意

■ご契約時に選択した型を変更することはできません。

■１人の被保険者につき加入できる「先進医療給付あり型」の保険契約は１契約のみです。

❶一部支払対象とならないものがあります。
次ページ以降を確認ください。

❷入院中の手術は、支払対象となりません。

❸先進医療
保険契約の型で「先進医療給付あり型」を選択した場合に保障します。

❹解約払戻金
「１９．解約と解約払戻金」参照

❺死亡時支払金受取人
死亡時支払金受取人は契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定ください。

❻支払限度
各給付金の支払限度については次ページ以降を確認ください。

入院の保障

お支払いできる場合

被保険者が所定の入院をした場合、給付金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、給付金をお支払いします。❶

	入院給付金
支払事由	次の（１）および（２）をともに満たしたとき （１）傷病または骨髄幹細胞の採取術❷のため、１日❸以上の入院をしたこと❹❺ （２）１回の入院につき、（１）の入院日数が１日、３０日、６０日、９０日の各日数に達したこと
支払額	入院給付金額
支払限度	１００回
受取人	被保険者❻

○支払事由（１）に該当する入院であっても、免責事由❼に該当する入院または不担保期間に発病した１４日不担保対象感染症❽を直接の原因とする入院の日数は、支払事由（２）における入院日数の算定対象には含みません。

≪入院給付金のお支払いのイメージ≫

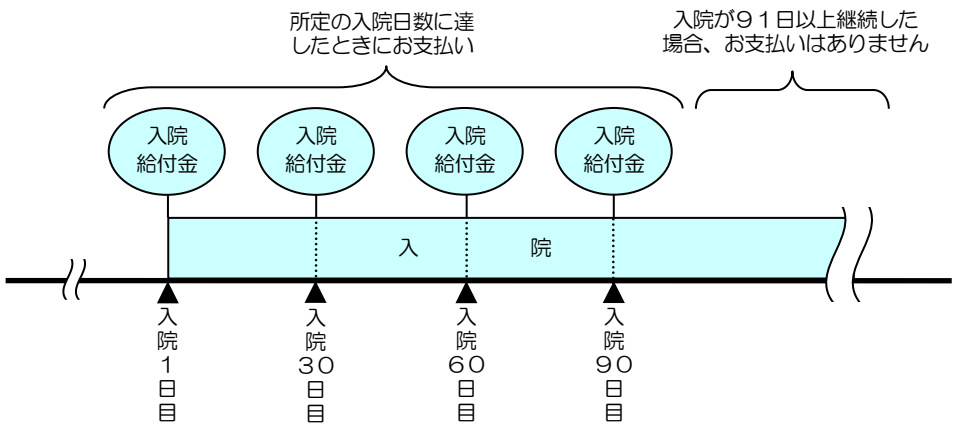

注意

■支払対象は治療を目的とする入院であるため、例えば、次の入院は支払対象となりません。
- 美容上の処置による入院
- 治療を主たる目的としない診断のための検査による入院
- 介護を主たる目的とする入院
- 正常分娩による入院（異常分娩❾による入院は支払対象となります。）

■支払対象となる入院は、医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所❿に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念すること等、所定の入院であることを要します。

次ページにつづく

「１８．保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

❶給付金の支払事由への該当は、責任開始時以後の傷病を直接の原因とする入院であることが必要です。

支払事由の詳細は、約款を確認ください。

❷骨髄幹細胞の採取術
「⑩入院総合保険」の「入院の保障」の「骨髄幹細胞の採取術等についての解説」参照

❸入院日数が１日とは、入院開始日と退院日が同一の日である場合をいいます。この入院を「日帰り入院」といいます。

❹入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。

❺傷病のための入院は、別表３７に定める入院である必要があります。

骨髄幹細胞の採取術のための入院は、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受ける必要があります。

❻被保険者
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡時支払金受取人等である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

❼免責事由
詳細は、「１８．保険金等をお支払いできない場合」の「（２）免責事由に該当した場合」を確認ください。

❽不担保期間に発病した１４日不担保対象感染症
詳細は、「⑩入院総合保険」の「お支払いできない場合」を確認ください。

❾異常分娩
別表１５参照

❿病院または診療所
別表３８参照

注意

■骨髄幹細胞の採取術のための入院の保障は、責任開始の日から１年経過後の入院に限ります。

■入院を２回以上した場合でも１回の入院とみなすことがあります。
入院１日目の入院給付金が支払われることとなった入院の退院日の翌日から６０日以内に再び入院をした場合、その入院の原因にかかわらず、それらの入院を１回の入院とみなして各入院の入院日数を合算します。

具体例

○入院１日目の入院給付金が支払われることとなった１０日の入院（入院Ａ）をした後、退院日の翌日から３０日後に１０日の入院（入院Ｂ）をし、その後、入院Ａの退院日の翌日から７０日後に、新たに２０日の入院（入院Ｃ）を開始した場合。❶❷

入院Ａと入院Ｂは１回の入院とみなすため、入院Ｂの１日目の入院給付金は**お支払いできません**。

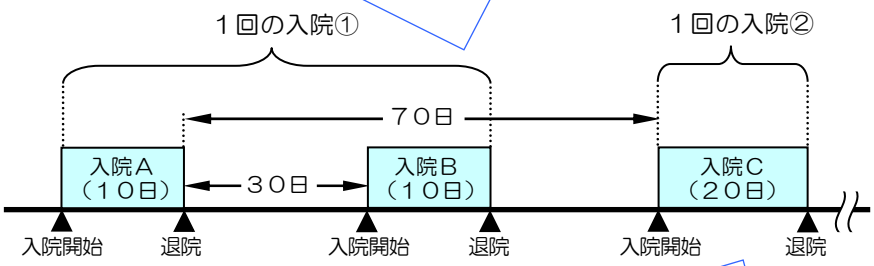

入院Ａと入院Ｃは１回の入院とみなさないため、別の入院として入院Ｃは入院１日目の入院給付金を**お支払いします**。

入院Ｂは、入院Ａの退院日の翌日から６０日以内（この事例では３０日以内）であるため、入院Ａと１回の入院であるとみなします。この１回の入院の入院日数は２０日（入院Ａ：１０日＋入院Ｂ：１０日＝２０日）となります。
この場合、入院Ｂについては入院１日目の入院給付金をお支払いできません。
また入院Ｃは入院Ａ、入院Ｂとは別の入院となります。

■継続入院中の全部または一部の期間が、複数の原因によるものである場合でも、その期間は重複して入院日数に含めません。

具体例

○胃かいようによる入院（入院Ａ－①）中に、肺がんを併発して入院（入院Ａ－②）を継続した場合。❸

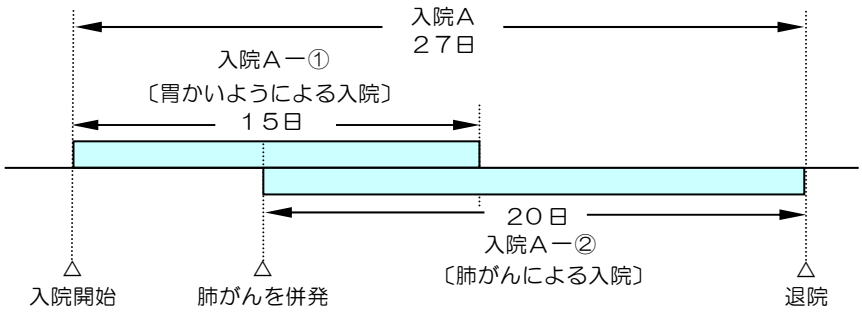

入院Ａの入院日数の算定対象となる日数は、入院Ａ－①の入院開始日から入院Ａ－②の退院日までの２７日となります。

■支払回数の限度は、更新前後の支払回数を通算して判定します。

❶入院Ａ～Ｃはそれぞれ入院日数の算定対象となる入院であるものとします。

❷入院Ａで初めて入院給付金のお支払いがあったものとします。

❸入院Ａ－①および②はそれぞれ入院日数の算定対象となる入院であるものとします。

骨髄幹細胞の採取術等についての解説

「骨髄幹細胞の採取術」とは・・・

○白血病や再生不良性貧血等の患者に対して、骨髄幹細胞を移植すること（骨髄移植術）を目的として、健康な骨髄から骨髄幹細胞を採取することを骨髄幹細胞の採取術といいます。骨髄幹細胞の採取術には、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。

「骨髄移植術」とは・・・

○白血病や再生不良性貧血等の治療を目的として、患者に骨髄幹細胞を移植することをいいます。末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても、骨髄移植とみなします。

「骨髄幹細胞の採取術」、「骨髄移植術」を受けた場合の保障

○骨髄幹細胞の採取術を受けた人（提供者）および骨髄移植術を受けた人（受容者）は、入院給付金等の支払対象となります。

※ただし、自家移植[1]の場合は、提供者として受けた骨髄幹細胞の採取術は、入院給付金等の支払対象とはなりません。
（受容者として受けた骨髄移植術は、入院給付金等の支払対象となります。）

❶自家移植
骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる移植をいいます。

領収証での日帰り入院の確認方法について

○入院をしたときは、通常、病院または診療所が発行する領収証の「入院・外来」の欄に「入院」、「入院料等」の欄に診療報酬点数表による入院基本料（点数）が表示され、請求期間が１日の場合には日帰り入院となります。

【領収証見本】（この領収証見本はイメージです。病院または診療所により、書式や記載内容は異なります。）

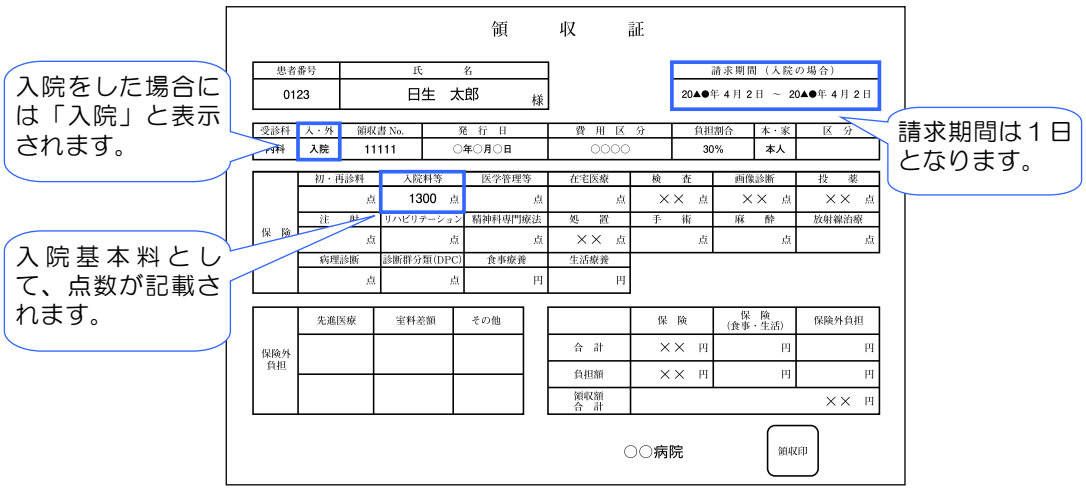

お支払いできない場合

「外来手術の保障」、「先進医療の保障」にも共通した取扱いです。

１４日不担保対象感染症を発病した時期によっては、給付金をお支払いできない場合があります。

○「１４日不担保対象感染症」とは、責任開始の日における、感染症予防法❶上の所定の疾病をいいます。

感染症予防法上の類型❷		該当する疾病
新型インフルエンザ等感染症❸	新型インフルエンザ	「１４日不担保対象感染症」に該当する疾病は当社ホームページを参照ください。
	再興型インフルエンザ	
	新型コロナウイルス感染症	
	再興型コロナウイルス感染症	
指定感染症❹		
新感染症❺		

○１４日不担保対象感染症に対する保障については、責任開始の日から１４日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に発病した１４日不担保対象感染症から保障を開始します。

○被保険者が不担保期間に発病した１４日不担保対象感染症を直接の原因として入院❻した場合、給付金はお支払いできません。

※給付金をお支払いできない場合のイメージについては次ページを確認ください。

次ページにつづく

❶**感染症予防法**
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」をいいます。

❷２０２５年４月現在の取扱いです。

❸感染症予防法第６条第７項で認められている疾病をいいます。

❹感染症予防法第６条第８項で定められている疾病をいいます。

❺感染症予防法第６条第９項で認められている疾病をいいます。

❻外来手術・先進医療による療養を受けた場合についても同様です。

≪不担保期間のイメージ≫

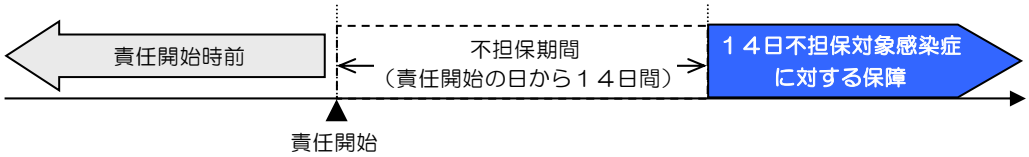

【例】１４日不担保対象感染症❶を発病し、１０日間入院をした場合

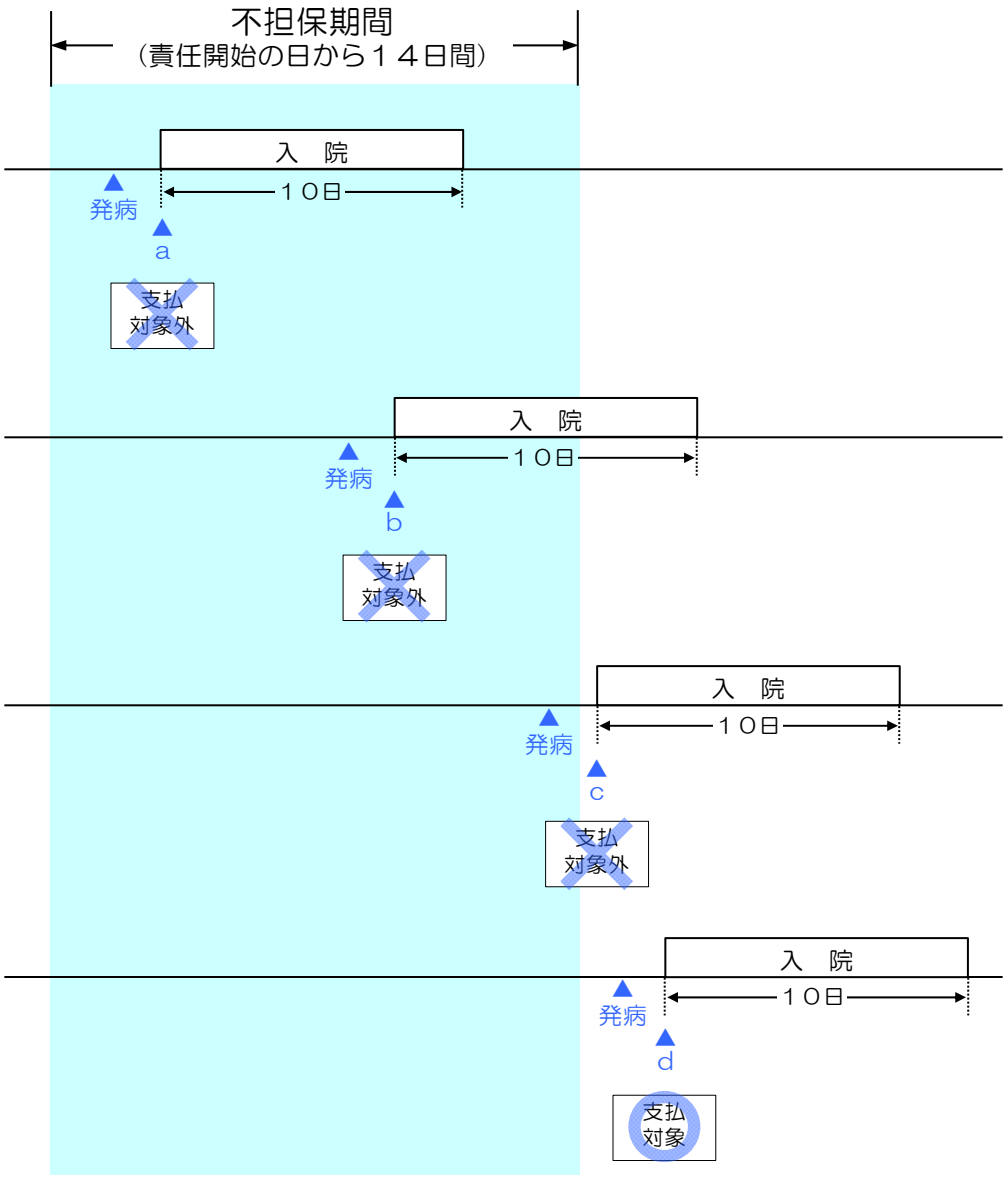

▲ａ･･･不担保期間中に１４日不担保対象感染症を発病して１０日間入院した場合でも、入院給付金の支払対象とはなりません。

▲ｂ･･･不担保期間中に１４日不担保対象感染症を発病して１０日間入院し、不担保期間経過後に退院した場合でも、入院給付金の支払対象とはなりません。

▲ｃ･･･不担保期間の最終日（１４日目）に１４日不担保対象感染症を発病し、不担保期間経過後に１０日間入院した場合でも、入院給付金の支払対象とはなりません。

▲ｄ･･･不担保期間経過後に１４日不担保対象感染症を発病して１０日間入院した場合には、入院給付金の支払対象となります。

❶１４日不担保対象感染症
該当する疾病は当社ホームページを参照ください。

外来手術の保障

お支払いできる場合

「１８．保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が入院を伴わない所定の手術（外来手術）を受けた場合、給付金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、給付金をお支払いします。❶

	外来手術給付金
支払事由	次の（１）および（２）をともに満たしたとき （１）傷病のため、所定の手術を受けたこと （２）（１）の手術が入院を伴わない手術❷であること
支払額	手術１回につき、入院給付金額の１０％
支払限度	３０回
受取人	被保険者❸
支払対象となる手術	■公的医療保険制度❹にもとづく医科診療報酬点数表❺によって、手術料の算定対象として列挙されている手術（ただし、抜歯手術は対象から除外されます。） ■公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって、輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術❻（末梢血幹細胞移植・臍帯血幹細胞移植も骨髄移植とみなします。） ■骨髄幹細胞の採取術❻（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。）

注意

■支払対象は治療を直接の目的とする手術であるため、例えば、次の手術は支払対象となりません。
- 病院または診療所❼以外での手術
- 美容整形上の手術
- 疾病を直接の原因としない不妊手術
- 診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術

■１回の入院において、入院給付金が支払われる場合、入院日数の算定対象となる日に外来手術を受けたときは、その手術については、外来手術給付金をお支払いできません。
例えば、次の場合には外来手術給付金をお支払いできません。
- 入院中に別の病院で外来手術を受けた場合
- 外来手術を受けた後、その同日に別の病院で入院をした場合
- 退院した後、その同日に別の病院で外来手術を受けた場合

■骨髄幹細胞の採取術の保障は、責任開始の日から１年経過後の手術に限ります。

■支払回数の限度は、更新前後の支払回数を通算して判定します。

次ページにつづく

❶給付金の支払事由への該当は、責任開始時以後の傷病を直接の原因とする手術であることが必要です。

支払事由の詳細は、約款を確認ください。

❷入院中の手術は、支払対象となりません。

❸**被保険者**
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡時支払金受取人等である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

❹**公的医療保険制度**
別表１８参照

❺**医科診療報酬点数表**
別表３９参照

❻**骨髄移植術、骨髄幹細胞の採取術**
「⑩入院総合保険」の「入院の保障」の「骨髄幹細胞の採取術等についての解説」参照

❼**病院または診療所**
別表３８参照

注意

■同一日に複数回の手術を受けた場合、１つの手術についてのみ外来手術給付金をお支払いします。

■一連の治療過程につき手術料が１回のみ算定される手術❶を受けた場合、最初の手術についてのみ外来手術給付金をお支払いします。最初の手術が入院中の手術である場合は、外来手術給付金をお支払いできません。

具体例

○入院を伴わない一連の治療過程に３回の体外衝撃波腎結石破砕術を受けた場合。

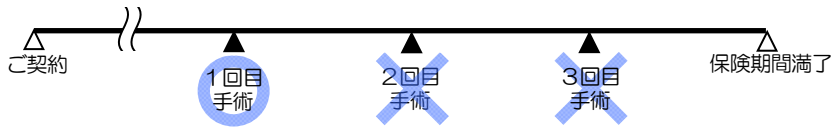

１回目の手術に対しては外来手術給付金をお支払いします。２回目以降の手術に対しては、外来手術給付金をお支払いできません。

○上の例で、１回目の手術は入院中に受け、２回目以降は入院を伴わない手術を受けた場合。

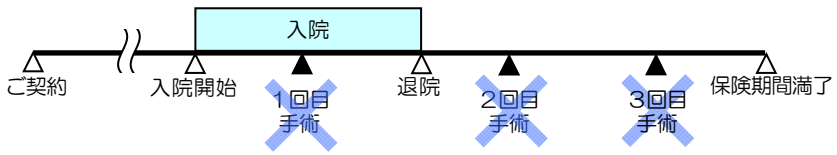

１回目の手術が入院中の手術である場合は、外来手術給付金をお支払いできません。２回目以降は入院を伴わない手術を受けた場合、２回目以降の手術に対しても、外来手術給付金をお支払いできません。

■手術料が１日につき算定される手術❶を受けた場合、その手術を受けた１日目についてのみ外来手術給付金をお支払いします。

❶対象の手術については、当社ホームページを参照ください。

領収証での外来手術の確認方法について

○外来手術を受けたときは、通常、病院または診療所が発行する領収証の「入院・外来」の欄に「外来」と表示され、「手術」の欄に診療報酬点数表による手術料（点数）が表示されます。

【領収証見本】（この領収証見本はイメージです。病院または診療所により、書式や記載内容は異なります。）

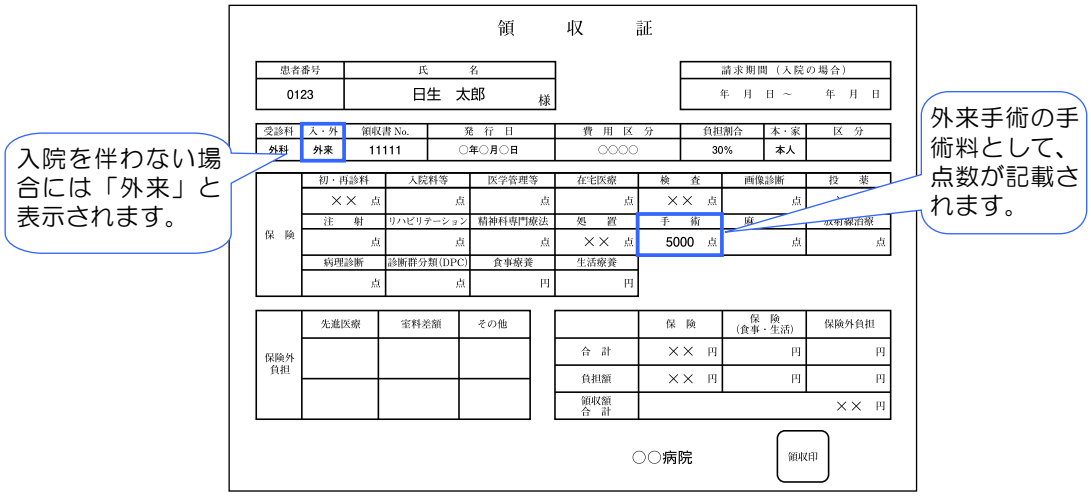

領　収　証

患者番号	氏　名
0123	日生　太郎　様

請求期間（入院の場合）
年　月　日～　年　月　日

受診科	入・外	領収書No.	発行日	費用区分	負担割合	本・家	区分
外科	外来	11111	○年○月○日	○○○○	30%	本人	

保険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬
	××点	点	点	点	××点	点	
	注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	放射線治療
	点	点	点	××点	5000点	点	点
	病理診断	診断群分類(DPC)	食事療養	生活療養			
	点	点	円	円			

保険外負担	先進医療	室料差額	その他

	保険	保険（食事・生活）	保険外負担
合計	××円	円	円
負担額	××円	円	円
領収額合計	××円		

○○病院　領収印

先進医療の保障

お支払いできる場合

「１８．保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

「先進医療給付あり型」を選択した場合で、被保険者が所定の先進医療による療養を受けたときは、給付金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、給付金をお支払いします。❶

	先進医療給付金	先進医療サポート給付金
支払事由	傷病のため、 先進医療による療養❷を受けたとき	先進医療給付金が支払われるとき
支払額	療養１回につき、 先進医療にかかる技術料❸と同額	療養１回につき、次の（１）および（２）のうちいずれか小さい金額 （１）２０万円 （２）先進医療にかかる技術料❸と同額
支払限度	先進医療給付金の支払額を通算して ２，０００万円	なし❹
受取人	被保険者❺	
先進医療による療養 支払対象となる	■公的医療保険制度❻に定める先進医療による療養	

具体例

【例】先進医療にかかった技術料：３００万円

先進医療給付金の金額 ３００万円 ＋ 先進医療サポート給付金の金額 ２０万円 ＝ 支払額の合計額 ３２０万円

先進医療にかかる技術料（３００万円）は２０万円より大きいため、先進医療サポート給付金として２０万円が支払われる。

【例】先進医療にかかった技術料：１５万円

先進医療給付金の金額 １５万円 ＋ 先進医療サポート給付金の金額 １５万円 ＝ 支払額の合計額 ３０万円

先進医療にかかる技術料（１５万円）は２０万円より小さいため、先進医療サポート給付金として１５万円が支払われる。

❶給付金の支払事由への該当は、それぞれ責任開始時以後の傷病を直接の原因とする先進医療による療養であることが必要です。

支払事由の詳細は、約款を確認ください。

❷療養
別表４１参照

❸先進医療にかかる技術料
別表４３参照

❹先進医療給付金が支払限度に達した場合、先進医療サポート給付金もお支払いできません。

❺被保険者
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡時支払金受取人等である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

❻公的医療保険制度
別表１８参照

注意

■先進医療については、次の制限があります。

- 支払対象となる先進医療は、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が先進医療として定める医療技術・適応症・医療機関に該当している場合に限ります。❶❷
- 厚生労働大臣が先進医療として定める医療技術・適応症・医療機関は随時見直しされます。療養を受けた時点において、先進医療に該当しない場合は、支払対象となりません。

■同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養❸を受けた場合、それらを１回の先進医療による療養❹とみなし、最初にその療養を受けた時に支払事由に該当したものとします。

■支払額の限度は、更新前後の支払額を通算して判定します。

❶詳細は、当社ホームページを参照ください。

❷別表４２参照

❸一連の療養
別表４４参照

❹療養
別表４１参照

先進医療にかかる技術料についての解説

○入院総合保険では、先進医療にかかる費用を先進医療にかかる技術料として、先進医療給付金の支払対象としています。先進医療にかかる費用を除く部分については、先進医療給付金をお支払いできません。

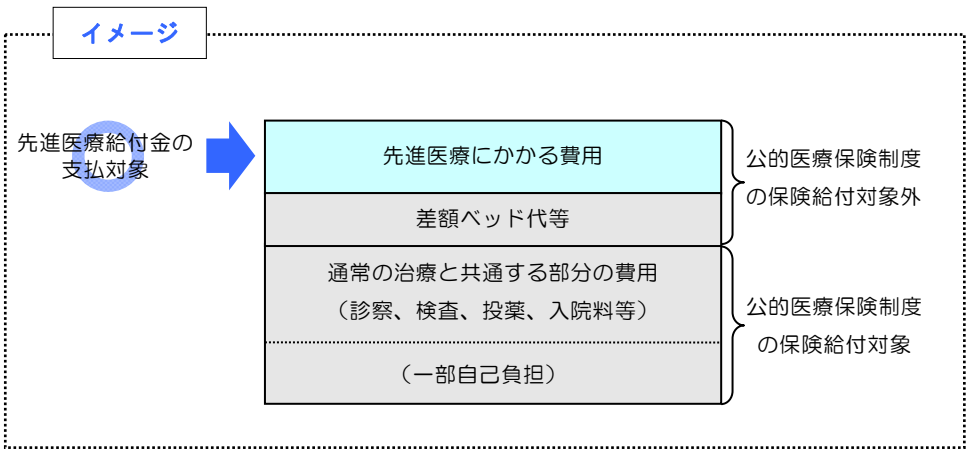

○先進医療を受けたときは、通常、「先進医療にかかる費用」等の金額が記載された領収証が発行されます。

【領収証見本】（この領収証見本はイメージです。病院または診療所により、書式や記載内容は異なります。）

領　収　証

患者番号	氏　名
0123	日生　太郎　様

請求期間（入院の場合）
○年○月○日 ～ ○年○月○日

受診科	入・外	領収書No.	発行日	費用区分	負担割合	本・家	区分
外科	入院	11111	○年○月○日	○○○○	30%	本人	

保険							
初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬
点	××　点	点	点	××　点	××　点	××　点
注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	放射線治療
点	点	点	××　点	点	点	点
病理診断	診断群分類(DPC)	食事療養	生活療養			
点	点	円	円			

保険外負担		
先進医療	室料差額	その他
3,000,000円	××円	
(内訳) ○○○治療費		

	保険	保険（食事・生活）	保険外負担
合計	××　円	××　円	××　円
負担額	××　円	××　円	××　円
領収額合計			××　円

○○病院　領収印

この見本の場合、先進医療給付金の支払額は「３００万円」となります。

⑪ がん医療保険

～がんによる入院・手術等に備える保険～

保障内容

保障の対象と給付金の名称は次のとおりです。
手術・放射線治療は公的医療保険制度の対象となっているもの等を保障します。❶
なお、がん医療保険には、保険料払込期間中の死亡保障や解約払戻金はありません。

	保障の対象	給付金の名称
入院	がん❷の治療のために所定の入院をしたとき	がん入院給付金
手術	１泊２日以上の入院中に、がんの治療のために所定の手術を受けたとき	がん手術給付金（２０倍）
手術	外来や日帰り入院中に、がんの治療のために所定の手術を受けたとき	がん手術給付金（５倍）
放射線治療	がんの治療のために所定の放射線治療を受けたとき	がん放射線治療給付金

注意

■被保険者が死亡した場合には、すみやかに当社に連絡ください。
被保険者が死亡した際に、解約払戻金❸がある場合は、死亡払戻金（解約払戻金と同額）を死亡時支払金受取人❹にお支払いします。
死亡時支払金受取人は、被保険者が死亡した場合に、死亡払戻金に加えて、前納した保険料の残額、積立てた配当金等があるときは、これらを受取ることができます。

■公的医療保険制度等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、がん医療保険の支払事由を変更することがあります。
この場合、支払事由を変更する２カ月前までに契約者宛に連絡します。

❶一部支払対象とならないものがあります。
次ページ以降を確認ください。

❷がん
「用語等の説明」の「１．ご契約のしおり等における表記」参照

❸解約払戻金
「１９．解約と解約払戻金」参照

❹死亡時支払金受取人
死亡時支払金受取人は契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定ください。

がんによる入院の保障

お支払いできる場合

「１８．保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

がんの治療のために被保険者が所定の入院をした場合、給付金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由❶に該当した場合、給付金をお支払いします。

	がん入院給付金
支払事由	次の（１）および（２）をともに満たしたとき （１）責任開始時前を含めて初めてがん❷と診断確定❸されること （２）がんを直接の原因とする入院❹をしたこと
支払額	（入院１回につき） がん医療保険の入院給付日額×入院日数
支払限度	なし
受取人	被保険者❺

○被保険者が、入院中にがんと診断確定された場合、診断確定された日より前の入院日数については、次のとおりとなります。
- がんの治療を目的とした入院と認められる日数　：がん入院給付金の支払対象
- がんの治療を目的とした入院と認められない日数：がん入院給付金の支払対象外

注意

■がんの診断確定とは、がんに罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されることをいいます。病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。❻

■支払対象は治療を目的とする入院であるため、例えば、次の入院は支払対象となりません。
- 病院または診療所❼以外での入院
- 治療を主たる目的としない診断のための検査による入院
- 介護を主たる目的とする入院

❶支払事由の詳細は、約款を確認ください。

❷がん
「用語等の説明」の「１．ご契約のしおり等における表記」参照

❸診断確定
「がんによる入院の保障」の診断確定に関する「注意」参照

❹入院
別表２４参照

❺被保険者
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡時支払金受取人等である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

❻例えば、肝臓がんなど、多くの臨床経験から専門医の合意により確立された最新のガイドラインにもとづき、他の所見による診断確定を基準としているがんについて、画像診断による診断確定を認めることがあります。

❼病院または診療所
別表２５参照

お支払いできない場合

「がんによる手術の保障」、「がんによる放射線治療の保障」にも共通した取扱いです。

がんと診断確定される時期によっては、給付金をお支払いできない場合があります。

≪がんに対する保障のイメージ≫

○がんに対する保障については、責任開始の日から９０日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に保障を開始します。

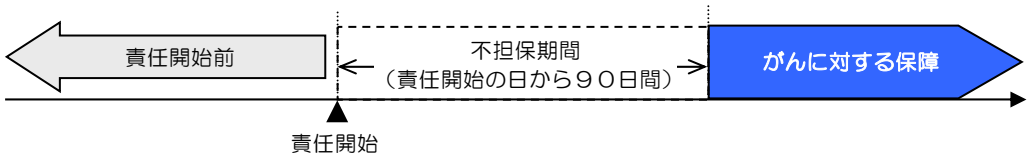

○被保険者が責任開始前にがんと診断確定されていた場合には、がん医療保険は無効となり、給付金はお支払いできません。

この場合、契約者および被保険者が責任開始前にがんと診断確定されていた事実を知らなかったときは、すでに払込まれたがん医療保険の保険料を契約者に払戻します。
契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、がん医療保険の解約払戻金があれば契約者にこれをお支払いします。❶

○被保険者が不担保期間にがんと診断確定された場合には、がん医療保険は無効となり、給付金はお支払いできません。
この場合、すでに払込まれたがん医療保険の保険料を契約者に払戻します。

がんによる手術の保障

お支払いできる場合

「１８．保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

がんの治療のために被保険者が所定の手術を受けた場合、給付金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由❷に該当した場合、給付金をお支払いします。

	がん手術給付金（２０倍）	がん手術給付金（５倍）
支払事由	次の（１）～（３）をすべて満たしたとき （１）責任開始時前を含めて初めてがんと診断確定❸されること （２）がんを直接の原因とする所定の手術を受けたこと （３）１泊２日以上の入院中の手術であること	次の（１）～（３）をすべて満たしたとき （１）責任開始時前を含めて初めてがんと診断確定❸されること （２）がんを直接の原因とする所定の手術を受けたこと （３）外来または日帰り入院中の手術であること
支払額	（手術１回につき） がん医療保険の入院給付日額×２０倍	（手術１回につき） がん医療保険の入院給付日額×５倍
支払限度	なし	
受取人	被保険者❹	
支払対象となる手術	■公的医療保険制度❺にもとづく医科診療報酬点数表❻によって、手術料の算定対象として列挙されている手術 **ただし、次のＡ～Ｇの手術は対象から除外されます。** Ａ．創傷処理　Ｂ．皮膚切開術　Ｃ．デブリードマン Ｄ．骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 Ｅ．外耳道異物除去術　Ｆ．鼻内異物摘出術　Ｇ．抜歯手術 ■先進医療に該当する手術 **ただし、次のア～ウは対象から除外されます。** ア．上記Ａ～Ｇの手術 イ．歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術 ウ．手術に該当しない診療行為（検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為） ■公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって、輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術❼（末梢血幹細胞移植・臍帯血幹細胞移植も骨髄移植とみなします。）	

❶未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

❷支払事由の詳細は、約款を確認ください。

❸がんと診断確定
「がんによる入院の保障」の診断確定に関する「注意」参照

「がん」の用語については、「用語等の説明」の「１．ご契約のしおり等における表記」参照

❹被保険者
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡時支払金受取人等である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

❺公的医療保険制度
別表１８参照

❻医科診療報酬点数表
別表１９参照

❼骨髄移植術
「⑩入院総合保険」の「入院の保障」の「骨髄幹細胞の採取術等についての解説」参照

注意

■先進医療については、次の制限があります。

・支払対象となる先進医療は、手術を受けた時点において、厚生労働大臣が先進医療として定める医療技術・適応症・医療機関に該当している場合に限ります。❶❷

・厚生労働大臣が先進医療として定める医療技術・適応症・医療機関は随時見直しされます。手術を受けた時点において、先進医療に該当しない場合は、支払対象となりません。

■支払対象は治療を直接の目的とする手術であるため、例えば、次の手術は支払対象となりません。

・病院または診療所❸以外での手術

・診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術

・骨髄幹細胞の採取術❹

■複数の手術を受けた場合でも、次の場合には１つの手術についてのみがん手術給付金をお支払いします。

・同一日に複数回の手術を受けた場合

・手術料が一連の治療過程につき１回のみ算定される手術❺を受けた場合

■手術料が１日につき算定される手術❺を受けた場合、その手術を受けた１日目についてのみがん手術給付金をお支払いします。

❶詳細は、当社ホームページを参照ください。

❷別表２１参照

❸病院または診療所
別表２５参照

❹骨髄幹細胞の採取術
「⑩入院総合保険」の「入院の保障」の「骨髄幹細胞の採取術等についての解説」参照

❺対象の手術については、当社ホームページを参照ください。

がんによる放射線治療の保障

お支払いできる場合

「１８．保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

がんの治療のために被保険者が所定の放射線治療を受けた場合、給付金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由❶に該当した場合、給付金をお支払いします。

	がん放射線治療給付金
支払事由	次の（１）および（２）をともに満たしたとき （１）責任開始時前を含めて初めてがんと診断確定❷されること （２）がんを直接の原因とする所定の放射線治療を受けたこと
支払額	（放射線治療１回につき） がん医療保険の入院給付日額×１０倍
支払限度	なし （ただし、６０日の間に１回）
受取人	被保険者❸
支払対象となる放射線治療	■公的医療保険制度❹にもとづく医科診療報酬点数表❺によって、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療 ■先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による放射線治療

注意

■先進医療については、次の制限があります。

- 支払対象となる先進医療は、放射線治療を受けた時点において、厚生労働大臣が先進医療として定める医療技術・適応症・医療機関に該当している場合に限ります。❻❼
- 厚生労働大臣が先進医療として定める医療技術・適応症・医療機関は随時見直しされます。放射線治療を受けた時点において、先進医療に該当しない場合は、支払対象となりません。

■支払対象は治療を直接の目的とする放射線治療となります。

■次の放射線治療は支払対象となりません。

- 病院または診療所❽以外での放射線治療
- 血液照射❾

■すでにがん放射線治療給付金の支払事由に該当している場合には、がん放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日から６０日経過後に受けた放射線治療であることを要します。

❶支払事由の詳細は、約款を確認ください。

❷がんと診断確定
「がんによる入院の保障」の診断確定に関する「注意」参照

「がん」の用語については、「用語等の説明」の「１．ご契約のしおり等における表記」参照

❸被保険者
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡時支払金受取人等である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

❹公的医療保険制度
別表１８参照

❺医科診療報酬点数表
別表１９参照

❻詳細は、当社ホームページを参照ください。

❼別表２１参照

❽病院または診療所
別表２５参照

❾血液照射
被保険者が受ける放射線治療ではなく、輸血用血液に対して放射線照射を行うものであるため、支払対象となりません。

⑫ 特定損傷保険

～不慮の事故による骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療に備える保険～

「１８．保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

お支払いできる場合

被保険者が不慮の事故により骨折、関節脱臼、腱の断裂の治療を受けた場合、被保険者に給付金をお支払いします。
なお、特定損傷保険には、死亡保障や解約払戻金はありません。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由❶に該当した場合、給付金をお支払いします。

	特定損傷給付金
支払事由	責任開始時以後に生じた不慮の事故❷により、 その事故の日からその日を含めて１８０日以内に、 所定の特定損傷❸（骨折、関節脱臼、腱の断裂）の治療❹を受けたとき
支払額	特定損傷保険の給付金額
支払限度	１０回
受取人	被保険者❺

❶支払事由の詳細は、約款を確認ください。

❷不慮の事故
別表１２参照

❸特定損傷
別表２６参照

❹治療
別表２８参照

❺被保険者
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡時支払金受取人等である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

❻病院または診療所
別表２７参照

注意

■次の治療は支払対象となりません。
- 軟骨（鼻軟骨・肋軟骨・半月板等）の損傷による治療
- 筋、靭帯の損傷・断裂による治療
- 病院または診療所❻以外での治療

■同一の不慮の事故による特定損傷給付金のお支払いは１回限りです。
特定損傷給付金をお支払いした場合には、同一の不慮の事故による特定損傷給付金の請求を受けてもお支払いできません。

■特定損傷給付金を支払限度（１０回）までお支払いした場合、特定損傷保険は消滅します。

■支払回数の限度は、更新前後の支払回数を通算して判定します。

■被保険者が死亡した場合には、すみやかに当社に連絡ください。
死亡時支払金受取人❼は、被保険者が死亡した場合に、前納した保険料の残額、積立てた配当金等があるときは、これらを受取ることができます。

❼死亡時支払金受取人
死亡時支払金受取人は契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定ください。

⑬ 保険料払込免除特約

～所定の３大疾病等により所定の事由に該当した場合に保険料の払込みが免除される特約～

保険料の払込みが免除される場合

保険料の払込みを免除できない場合については、「１８．保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が所定の３大疾病、所定の身体障がい状態（身体障害者手帳１～３級）、所定の要介護状態（要介護２以上等）のいずれかにより所定の事由に該当した場合、将来の保険料の払込みが免除されます。

○複数の保険契約を組み合わせている場合で、保険料払込免除特約を付加するときは、組み合わせた複数の保険契約すべてに保険料払込免除特約が付加されます。

○被保険者が保険期間中に次の保険料の払込みの免除事由❶に該当した場合、将来の保険料の払込みが免除されます。

保険料の払込みの免除事由		
	３大疾病	**がん（悪性新生物）**❷ 責任開始時前を含めて初めてがん（悪性新生物）と診断確定❸されたとき **急性心筋梗塞**❹ 責任開始時以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、次の（1）または（2）に該当したとき （１）初めて医師の診療を受けた日から６０日以上労働の制限を必要とする状態❺が継続したと診断されたとき （２）急性心筋梗塞の治療のための手術❻を受けたとき **脳卒中**❼ 責任開始時以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、次の（１）または（２）に該当したとき （１）初めて医師の診療を受けた日から６０日以上他覚的な神経学的後遺症❽が継続したと診断されたとき （２）脳卒中の治療のための手術❻を受けたとき
	身体障がい	次の（１）および（２）をともに満たしたとき （１）責任開始時以後の傷病を原因として、身体障害者福祉法に定める１級、２級または３級の障がいに該当したこと （２）（１）の障がいに対する身体障害者手帳の交付があったこと
	介護	責任開始時以後の傷病を原因として、次の（１）または（２）の状態に該当したとき （１）公的介護保険制度❾に定める要介護２以上❿の状態に該当していると認定されたこと （２）所定の要介護状態⓫に該当した日から１８０日以上要介護状態が継続したことを診断確定されたこと

○３大疾病保険金、身体障がい保険金、介護保険金または初期サポート保険金（１００）の請求があった場合、保険料の払込みの免除についても契約者から請求があったものとして取扱います。

○ご契約に３大疾病保障保険、継続サポート３大疾病保障保険、新３大疾病保障保険、身体障がい保障保険、介護保障保険または生活サポート保険がない場合でも、保険料の払込みが免除されます。

○２つ以上の障がいに該当したことにより、１～３級の身体障害者手帳の交付があった場合も保険料の払込みの免除の対象となります。
例えば、４級の障がいに２つ該当した場合、身体障害者福祉法にもとづき、３級の身体障害者手帳が交付されることがあります。（２０２５年４月現在）

❶免除事由の詳細は、約款を確認ください。

❷**がん（悪性新生物）**
「用語等の説明」の「１．ご契約のしおり等における表記」参照

❸**診断確定**
「⑬保険料払込免除特約」の診断確定に関する「注意」参照

❹**急性心筋梗塞**
別表４参照

❺**労働の制限を必要とする状態**
軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

❻**手術**
別表８参照

❼**脳卒中**
別表５参照

❽**神経学的後遺症**
・言語障がい
・運動失調
・麻痺
等

❾**公的介護保険制度**
別表９参照

❿**要介護２以上**
別表１０参照

⓫**要介護状態**
別表１１参照

注意

■がん（上皮内新生物等）❶と診断確定された場合、保険料の払込みの免除事由には該当しません。
皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは、がん（悪性新生物）ではなく、がん（上皮内新生物等）に該当するため、診断確定されたとしても、保険料の払込みの免除事由には該当しません。

■がん（悪性新生物）の診断確定とは、がん（悪性新生物）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたことをいいます。病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。❷

■保険料の払込みの免除事由に該当した場合、その時までに到来している保険料期間の未払込保険料❸が払込まれなければ、当社は保険料の払込みを免除できません。

■身体障害者福祉法、公的介護保険制度等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、保険料の払込みの免除事由を変更することがあります。
この場合、保険料の払込みの免除事由を変更する２カ月前までに契約者宛に連絡します。

❶がん（上皮内新生物等）
「用語等の説明」の「１．ご契約のしおり等における表記」参照

❷例えば、肝臓がんなど、多くの臨床経験から専門医の合意により確立された最新のガイドラインにもとづき、他の所見による診断確定を基準としているがん（悪性新生物）について、画像診断による診断確定を認めることがあります。

❸複数の保険契約を組み合わせている場合は、組み合わせた保険契約すべての未払込保険料となります。

保険料の払込みが免除される期間について

保険料の払込みが免除される期間は、保険料の払込期間が満了する日までです。
（保険期間が更新型の場合は、自動更新の上限年齢に達する契約応当日の前日までとなります。）

≪例≫

○保険期間が終身の場合

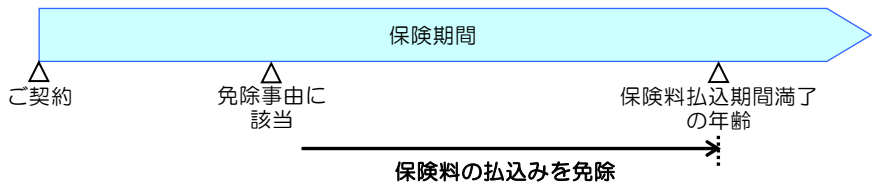

○保険期間が全期型❹の場合

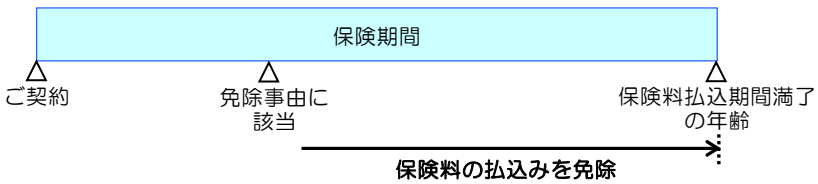

○保険期間が更新型❹の場合

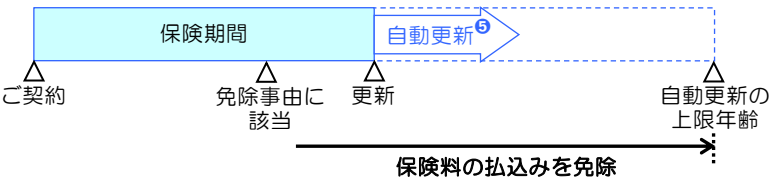

❹全期型、更新型
「１．ニッセイみらいのカタチの特徴」の「『保険期間のタイプ』の選択」参照

❺自動更新
「１０．保険契約の更新」参照

○保険契約の保険期間が有期の場合、保険料の払込みが免除されていても、保険料払込期間が満了する年齢（保険期間が更新型の場合は、自動更新の上限年齢）に到達する時に契約者の申出にもとづき、次の取扱いをするときは、以後の保険料の払込みが必要です。❶
- 現在と同じ保障内容で継続
- 保険期間の変更
- 他の保険種類への変更

❶「２１．ご契約後の保障内容の見直し」の「更新時・指定年齢到達時の保障内容の変更」参照

≪保険料の払込みが必要となる場合の例≫

○保険期間が有期＜全期型＞の場合

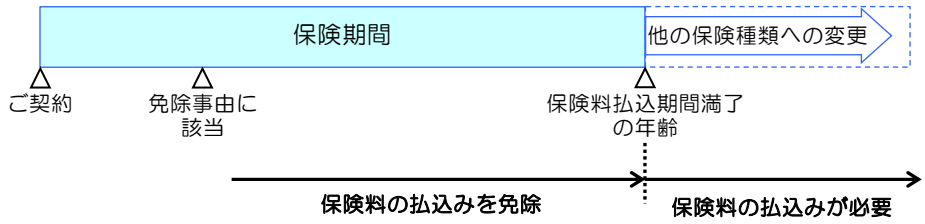

保険料の払込みを免除できない場合

がん（悪性新生物）と診断確定された場合または１～３級の身体障害者手帳の交付があった場合でも、保険料の払込みが免除できない場合があります。

（１）がん（悪性新生物）と診断確定されても保険料の払込みが免除できない場合

○被保険者が責任開始前にがん（悪性新生物）と診断確定されていた場合、保険料の払込みを免除できません。
この場合、責任開始時以後に新たにがん（悪性新生物）と診断確定された場合であっても、保険料の払込みを免除できません。❷

○被保険者が不担保期間（責任開始の日から９０日間）にがん（悪性新生物）と診断確定された場合、保険料の払込みを免除できません。

不担保期間が経過した後に、新たにがん（悪性新生物）と診断確定された場合には、保険料の払込みの免除の対象となります。
ただし、不担保期間が経過した後にがん（悪性新生物）と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん（悪性新生物）の再発・転移等と認められるときは、保険料の払込みを免除できません。

❷不担保期間（責任開始の日から９０日間）が経過した後に診断確定された場合であっても、保険料の払込みは免除できません。

（２）１～３級の身体障害者手帳の交付があっても保険料の払込みが免除できない場合

○２つ以上の障がいに該当したことにより、１～３級の身体障害者手帳の交付があった場合でも、次の場合は、保険料の払込みを免除できません。
- 一部の障がいが免責事由に該当する場合や、障がいの原因が責任開始時前に生じていた場合等で、その障がいを除いた他の障がいが１～３級の障がいに該当しない場合❸

❸詳細は、「１８．保険金等をお支払いできない場合」の事例（３）を確認ください。

⑭ リビング・ニーズ特約

～余命６カ月以内と判断されるときに、死亡保険金の全部または一部を受取ることができる特約～

「１８．保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

お支払いできる場合

余命６カ月以内と判断されるときに、死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いします。

○リビング・ニーズ特約は、次の保険契約に自動的に付加されます。
- 終身保険
- 養老保険
- 定期保険
- 生存給付金付定期保険
- 新３大疾病保障保険（死亡保障１００％型）

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、特約保険金をお支払いします。

	特約保険金
支払事由	余命が６カ月以内と判断されるとき
支払額	〔受取人が指定した保険金額〕－〔請求日から６カ月間の指定した保険金額に対応する利息（所定の利率❶により計算します。）および保険料に相当する金額❷〕
請求金額の限度	死亡保険金額の範囲内、かつ、３，０００万円以内❸の金額
受取人	被保険者❹

注意

■複数の保険契約を組み合わせている場合、各保険契約の保険金額の合計額としての金額を指定ください。
特約保険金の請求があった場合、組み合わせた複数の保険契約すべてについて請求があったものとして、各保険契約の死亡保険金額の割合に応じてお支払いします。

■保険期間満了前１年以内❺の保険契約の死亡保険金額については、特約保険金としてお支払いできません。
複数の保険契約を組み合わせている場合、保険期間満了前１年以内の保険契約を除いた各保険契約の保険金額の合計額としての金額を指定ください。

■特約保険金を受取った後、６カ月以内に被保険者が死亡した場合でも、差引いた６カ月分の利息・保険料相当額については返金しません。

■余命６カ月以内の判断は、当社が行います。
余命６カ月以内の判断は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容、もしくは当社が確認を行った結果にもとづいて行います。
余命６カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が６カ月以内であることをいいます。

■死亡保険金の全部をお支払いした場合、請求日にその保険契約は消滅したものとします。
死亡保険金の一部をお支払いした場合、各保険契約の死亡保険金額は受取人が指定した保険金額分、請求日に減額されたものとします。
この場合、減額部分についての解約払戻金はお支払いできません。

■特約保険金は１回限りのお支払いとなります。

❶所定の利率
利率は金利水準等により変動することがあります。
利率については、当社ホームページを参照ください。

❷保険料に相当する金額
請求日から６カ月以内に更新等がある場合、更新後にかかわる部分は、請求時の保険料率、更新日の被保険者の年齢により計算した保険料を用います。

❸３，０００万円以内
複数の保険契約に加入し、それぞれにリビング・ニーズ特約を付加している場合でも、１人の被保険者につき請求できる金額の限度は３，０００万円となります。

❹被保険者
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡保険金受取人等である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

詳細は、「用語等の説明」の「契約者が法人の場合の保険金等の受取人」を確認ください。

❺保険期間満了前１年以内
特約保険金の請求書類が当社に到達した日が、保険期間満了前１年以内であることをいいます。
また、保険期間満了時に更新等される場合を除きます。

9 個人年金保険料税制適格特約

この項目は年金保険の取扱いに関する記載です。

※２０２５年４月現在の税制･関係法令等にもとづき、税務の取扱い等について記載しています。

個人年金保険料税制適格特約

個人年金保険料税制適格特約を付加することで、払込みいただく年金保険の保険料について、一般生命保険料控除とは別枠で、所得控除の適用が受けられます。❶

○個人年金保険料税制適格特約を付加する場合は、次の税制適格要件をすべて満たすことが必要です。

- 年金受取人は契約者またはその配偶者で、かつ被保険者と同一人であること❷
- 保険料払込期間が１０年以上であること
- 年金開始日❸における被保険者の年齢が６０歳以上で、かつ、年金支払期間が１０年以上であること

個人年金保険料税制適格特約を付加した場合の取扱い

個人年金保険料税制適格特約を付加している場合は、付加していない場合と一部取扱いが異なります。

（１）配当金❹

○年金開始日前に年金保険に割当てられた配当金は、次の契約応当日から所定の利率❺により計算した利息をつけて積立てておき、年金開始日まで年金保険が継続したときは、年金開始日に年金額の増額にあてられます。
年金開始日前に契約者から請求があっても、積立てられた配当金はお支払いできません。
ただし、年金開始日前に年金保険が消滅したときは、契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）にお支払いします。

注意

■複数の保険契約を組み合わせている場合は、年金開始日前に組み合わせた他の保険契約に割当てられた配当金も上記と同様の取扱いとなり、年金開始日前に契約者から請求があってもお支払いできません。
なお、年金開始日前に年金保険が消滅した後も組み合わせた他の保険契約が存続するときは、積立てられた配当金は引続き積立てておき、契約者から請求があったとき、または組み合わせた保険契約すべてが消滅❻したときにお支払いします。

❶「２５．生命保険と税金」の「生命保険料控除」参照

❷年金受取人と契約者が同一人でない年金保険の加入は取扱っておりません。（２０２５年６月現在）

❸年金開始日
被保険者の年齢が、ご契約時に選択した年金開始年齢（指定年齢）に達する契約応当日をいいます。

❹配当金
「１１．配当金」参照

❺所定の利率
利率は金利水準等により変動することがあります。
利率については、当社ホームページを参照ください。

❻消滅
次の保険金が支払われる場合を含みます。
- 継続サポート３大疾病保障保険の３大疾病保険金
- 生活サポート保険の初期サポート保険金（１００）

（２）解約払戻金等

○年金額の減額[1]等所定の場合に当社が支払うべき解約払戻金等があるときは、これを支払うべき日から所定の利率[2]により計算した利息をつけて積立てておき、年金開始日まで年金保険が継続したときは、年金開始日に年金額の増額にあてられます。
年金開始日前に契約者から請求があっても、積立てられた解約払戻金等はお支払いできません。
ただし、年金開始日前に年金保険または個人年金保険料税制適格特約のみが消滅したときは、契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）にお支払いします。

注意

■複数の保険契約を組み合わせている場合は、組み合わせた他の保険契約の解約・保険金額等の減額等所定の場合に当社が支払うべき解約払戻金等も上記と同様の取扱いとなり、年金開始日前に契約者から請求があってもお支払いできません。

❶減額
「２１．ご契約後の保障内容の見直し」の「保険金額等の減額」参照

❷所定の利率
利率は金利水準等により変動することがあります。
利率については、当社ホームページを参照ください。

（３）契約貸付制度[3]による貸付金の元利金の精算

○年金額の減額により当社が支払うべき解約払戻金等から貸付金の元利金は差引精算しません。

○年金開始日の前日までに貸付金の元利金が返済されない場合、契約者の申出により次のいずれかの方法で精算します。

A．貸付金の元利金を当社が支払うべき第１回目の年金から差引く方法

B．年金の一括支払[4]を請求し、貸付金の元利金を支払額から差引く方法
この場合、年金の一括支払を行った時に保険契約は消滅し、年金としてお支払いすることはできません。

注意

■Ａの方法で貸付金の元利金を精算できない場合は、自動的にＢの方法で精算し、保険契約は年金の一括支払を行った時に消滅します。したがって、年金としてお支払いすることはできません。
年金での受取りをご希望の場合は、計画的な返済をおすすめします。

❸契約貸付制度
「２０．契約貸付制度」参照

❹年金の一括支払
「８．保障内容　③年金保険」の「年金等の支払方法の変更」参照

（４）ご契約内容の変更

○次のようなご契約内容の変更はできません。
- 年金受取人の変更
- ５年確定年金への変更
- 契約貸付制度を利用している年金保険における年金額の所定の減額[5]

注意

■次の場合、個人年金保険料税制適格特約は消滅します。
- 年金保険が消滅したとき
- 保険料払込免除特約により、保険料の払込みが免除されたとき
- 契約者を配偶者以外の方に変更されたとき

■個人年金保険料税制適格特約のみを解約することはできません。

❺所定の減額
貸付金の元利金が、減額後の年金保険の解約払戻金の所定の割合をこえる場合は、減額を取扱いません。

10 保険契約の更新

更新

保険期間が満了する際に、診査や告知なしで保障を継続することを更新といいます。保険期間が有期（更新型❶）の場合、指定年齢❶までは、保険期間が満了するたびに、自動的に更新します。❷

○指定年齢までの更新は、保険期間が満了するたびに自動的に行われ、これを自動更新といいます。
更新を希望しない場合は、更新前の保険契約の保険期間満了日の１カ月前までに、契約者から当社に申出ください。

≪更新のイメージ≫

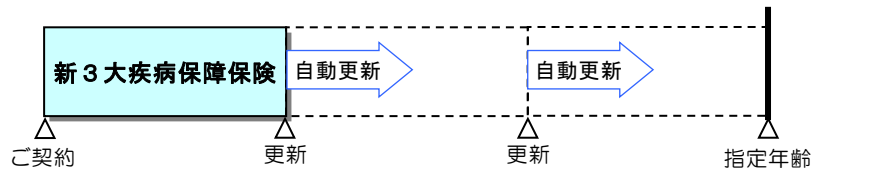

注意

■次の場合は、更新できません。
- 更新前の保険契約に特別条件が適用されている場合❸
- 更新日の前日までの保険料が当社の定める期間内に払込まれていない場合❹
- 生活サポート保険について、生活サポート年金が支払われる場合
- 更新時に当社が各保険契約を取扱っていない場合

更新後の取扱い

自動更新した場合、更新前後の保険期間や保険金額等が同じであっても、通常、保険料は更新前に比べて高くなります。

（１）保険料の取扱い

○更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢❺、保険料率により計算します。
同一の保障内容で更新する場合でも、更新後の保険料は、通常、更新前より高くなります。

○更新後の第１回保険料は、更新日の属する月の１日から末日までに払込みください。

（２）保険金額等の取扱い

○更新後の保険金額等は、更新前と同じです。
更新時に保険金額等の減額を希望する場合、更新前の保険契約の保険期間満了日の１カ月前までに、契約者から当社に申出ください。

注意

■次の場合は、更新時の保険金額等の減額はできません。
- 減額後の保険金額等が当社の定める限度❻を下回る場合❼
- 保険料の払込みが免除された場合

❶更新型、指定年齢
「１．ニッセイみらいのカタチの特徴」の「『保険期間のタイプ』の選択」参照

❷当社所定の範囲内で、更新の際に保障内容を変更することや、指定年齢到達時に保険期間を変更することができます。
詳細は、「２１．ご契約後の保障内容の見直し」を確認ください。

❸次のいずれかに該当する場合は更新できます。
１．保険金削減支払法のみが適用されていて、保険期間満了日までに保険金を削減する期間が満了している場合
２．特定部位不担保法のみが適用されている場合
３．保険金削減支払法、特定部位不担保法の２種類のみが適用されていて、保険期間満了日までに保険金を削減する期間が満了している場合

❹この場合、解除する取扱いではなく、保険期間満了日をもって保険契約は消滅し、更新はされません。

❺更新日における被保険者の年齢
保険料払込免除特約が付加されている場合は、更新日、保険料の払込みが免除される期間の満了日の翌日における被保険者の年齢となります。

❻当社の定める限度
詳細は当社ホームページを参照ください。

❼組み合わせた複数の保険契約のうち、一部の保険契約を減額する場合の制限は、「１．ニッセイみらいのカタチの特徴」の「複数の保険契約を組み合わせて加入する場合の当社所定の取扱い」を確認ください。

（３）保険期間の取扱い

○更新後の保険期間は、更新前と同じです。
更新時に保険期間の変更を希望する場合、更新前の保険契約の保険期間満了日の１カ月前までに、契約者から当社に申出ください。

注意

■保険料の払込みが免除された場合、更新時の保険期間の変更はできません。

○次の場合は、当社が保険期間を変更して更新します。❶
（Ａ）更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が指定年齢をこえる場合
（Ｂ）更新後の保険期間満了日の翌日から指定年齢に到達する契約応当日の前日までの期間が５年未満となる場合

❶２０２５年６月現在の取扱いです。

≪当社が保険期間を変更して更新する場合の例≫

（Ａ）更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が指定年齢をこえる場合
○更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が６３歳となり、指定年齢（６０歳）をこえるため、保険期間を指定年齢までに変更（短縮）して更新します。

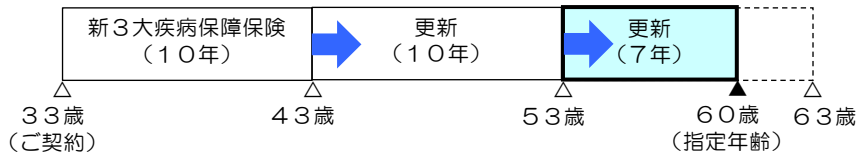

（Ｂ）更新後の保険期間満了日の翌日から指定年齢に到達する契約応当日の前日までの期間が５年未満となる場合
○更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が５７歳となり、指定年齢（６０歳）に到達する契約応当日の前日までの期間が５年未満となるため、保険期間を指定年齢までに変更（延長）して更新します。

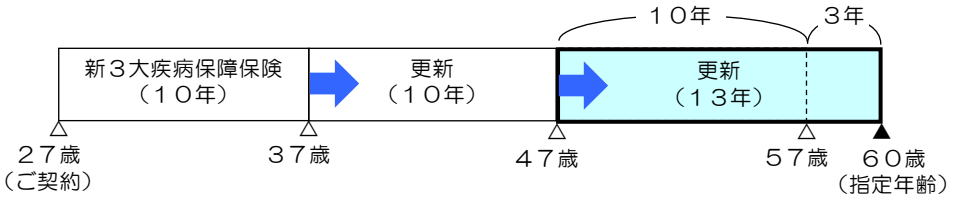

（４）保険契約に適用される約款の取扱い

○更新後の保険契約には、更新日の約款を適用します。
ただし、保険料払込免除特約については、複数の保険契約を組み合わせている場合、更新前に付加されていた特約が引続き適用される場合があります。

11 配当金

当社の決算により剰余金が生じた場合、契約者に配当金をお支払いします。

（１）配当金の取扱い

○配当金は、毎年の決算により生じた剰余金から割当てられ、次の契約応当日から所定の利率❶により計算した利息をつけて積立てます。❷
積立てられた配当金は、次のときに契約者にお支払いします。
- 契約者からの請求があったとき
- 保険契約が消滅したとき
（複数の保険契約を組み合わせている場合は、組み合わせたすべての保険契約が消滅したとき）

○生活サポート保険については、生活サポート年金支払期間中に割当てられた配当金は、生活サポート年金とともに生活サポート年金の受取人にお支払いします。

（２）年金保険に加入している場合の配当金の取扱い

○年金保険に加入している場合、次のとおり、配当金の取扱いが異なります。

＜年金開始日前＞
■年金開始日前に割当てられた配当金は、次の契約応当日から所定の利率❶により計算した利息をつけて積立てます。❷
積立てられた配当金は、次のときに契約者にお支払いします。❸
- 契約者からの請求があったとき
- 年金保険が消滅したとき
（複数の保険契約を組み合わせている場合は、組み合わせたすべての保険契約が消滅したとき）

＜年金開始日＞
■年金開始日が到来した際に積立てられている配当金および年金開始日となる契約応当日の到来により割当てられた配当金は、年金開始日に年金額の増額にあてられます。

＜年金開始日後❹＞
■年金開始日後に年金保険に割当てられた配当金は、年金とともに年金受取人にお支払いします。

注意

■保険料払込免除特約、リビング・ニーズ特約には、配当金がありません。

■当社の決算状況やご契約の収支状況によっては、配当金をお支払いできない場合があります。

■積立てられた配当金の受取人が契約者と異なることがあります。

【単独で保険契約に加入している場合】
保険金のお支払い❺により保険契約が消滅❻した場合、積立てられた配当金を、保険金とともに保険金の受取人にお支払いします。❼

【複数の保険契約を組み合わせている場合】
保険金のお支払い❺により組み合わせたすべての保険契約が消滅❽した場合、積立てられた配当金を、保険金とともに保険金の受取人にお支払いします。❼

❶**所定の利率**
利率は金利水準等により変動することがあります。
利率については、当社ホームページを参照ください。

❷そのほかに、ご契約後所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対し、配当金をお支払いする場合があります。

❸個人年金保険料税制適格特約を付加している場合は、年金開始日前に割当てられた配当金の取扱いが異なります。
詳細は、「９．個人年金保険料税制適格特約」の「個人年金保険料税制適格特約を付加した場合の取扱い」を確認ください。

❹年金保険と組み合わせていた保険契約が、年金開始日後も継続する場合、年金開始日後にその保険契約に割当てられた配当金の取扱いは、「（１）配当金の取扱い」と同様となります。

❺死亡保険金がない保険契約で、被保険者が死亡する場合を含みます。

❻**消滅**
生活サポート保険については、初期サポート保険金（１００）が支払われる場合を含みます。

❼死亡保険金がない保険契約のみのご契約の場合で、被保険者の死亡により消滅したときは、死亡時支払金受取人にお支払いします。

❽**消滅**
次の保険金が支払われる場合を含みます。
- 継続サポート３大疾病保障保険の３大疾病保険金
- 生活サポート保険の初期サポート保険金（１００）

12 保険料の払込方法

保険料の払込経路

保険料の払込経路には、口座振替扱、クレジットカード扱、団体扱、金融機関等への振込扱があります。

○複数の保険契約を組み合わせている場合、すべての保険契約において、保険料の払込経路・取扱内容は同一となります。

払込経路	取扱内容
口座振替扱	銀行等の金融機関❶の口座から、自動的に保険料が振替えられます。❷
クレジットカード扱	クレジットカード❶により、保険料を払込みいただきます。❷
団体扱	当社と団体取扱契約を締結されている勤務先等の団体を経由して、保険料を払込みいただきます。❷❸
金融機関等への振込扱	当社が送付する払込用紙で、指定の金融機関等に保険料を払込みいただきます。

注意

■保険料の払込経路によっては、保険料が異なることがあります。
このため、払込経路を変更する場合、保険料が変更となることがあります。

保険料の払込回数

保険料の払込回数には、月払、年払があります。❹

○月払の場合、毎月１回、保険料を払込みいただきます。
年払の場合、毎年１回、保険料を払込みいただきます。
なお、複数の保険契約を組み合わせている場合、すべての保険契約において、保険料の払込回数は同一となります。

○当社の定める範囲内で、保険料をまとめて払込む方法があります。
なお、組み合わせた複数の保険契約の保険料を一括払込や前納によって払込む場合は、各保険契約の保険料をまとめて払込みください。

まとめて払込む方法	払込回数		しくみ
	月払	年払	
一括払込	○	×	当月分以後の３カ月分～１２カ月分の保険料をまとめて払込みいただきます。この場合、所定の率❺で保険料を割引きます。
前納	×	○	所定の範囲内で保険料をまとめて払込みいただきます。この場合、所定の利率❻で保険料を割引きます。 まとめて払込まれた保険料は、所定の利率❻により計算した利息をつけて積立て、契約応当日ごとに保険料に充当します。
頭金制度❼	○	○	保険契約の申込みの際、保険契約の一部に対応する保険料を、頭金として払込みいただきます。

○一括払込または前納を利用した場合、保険契約が消滅等❽したときには、一括払込または前納した保険料の残額があれば契約者に払戻します。なお、頭金制度を利用した場合、保険契約が消滅等したときでも、頭金として払込まれた保険料は払戻しません。

❶銀行等の金融機関、クレジットカード
当社が指定した銀行等の金融機関、クレジットカード発行会社に限ります。

❷各経路に応じた特約を付加していただきます。
当社が特約の付加を取扱っていない場合は、その経路への変更はできません。

また、組み合わせた複数の保険契約のうち、特定の経路を取扱っていない保険契約がある場合には、組み合わせたすべての保険契約において、その経路は選択できません。

❸第１回目の保険料は、当社が送付する払込用紙で、指定の金融機関等に払込みいただきます。

❹保険料の払込回数は相互に変更することができます。
この場合、当社所定の契約応当日から保険料の払込回数を変更します。
なお、保険料の払込みが免除されたときは変更できません。

❺所定の率
率については、当社ホームページを参照ください。

❻所定の利率
利率は金利水準等により変動することがあります。
利率については、当社ホームページを参照ください。

❼頭金制度
頭金制度を利用した保険料の払込みは、終身保険・養老保険・年金保険のみの取扱いです。

❽消滅等
保険契約の減額や保険料の払込みの免除等を含みます。

注意

■頭金として払込む保険料が当社の定める範囲外となる場合は頭金制度を利用できません。

■組み合わせた複数の保険契約において、一部の保険契約や保険料払込免除特約を解約した場合、または保険金額等を減額した場合は、一括払込・前納の効力は失われます。この場合、組み合わせた保険契約すべての一括払込または前納した保険料の残額をあわせて契約者に払戻します。

■保険金のお支払い❶により保険契約が消滅❷する場合、その消滅する保険契約に対応する部分の一括払込または前納した保険料の残額は、保険金とともに保険金の受取人にお支払いします。❸❹

■年金保険に加入の場合で、保険契約の申込時に前納を希望するときには、当社の定める範囲内で、全保険料払込期間に対応する保険料の前納のみ取扱います。

■金利情勢等によっては、一括払込・前納・頭金制度を利用できない場合があります。

保険契約の消滅等による払戻し（年払契約の場合）

保険契約の消滅等❺により保険料の払込みが不要となった場合、払込まれた保険料の一部に相当する額を契約者に払戻します。

保険料相当額を払戻す場合	年払契約で、保険料が払込まれた後に、保険契約の消滅等❺により保険料の払込みが不要になった場合
払戻す金額	すでに払込まれた保険料のうち、次の期間に対応する保険料相当額 期間：保険料の払込みが不要となった日の翌日以後、最初に到来する月ごと応当日から、その月ごと応当日の属する保険料期間❻の末日までの月数

≪保険契約の消滅等による払戻しの例≫

【年払契約】契約応当日：１月１日　　月ごと応当日：各月１日
保険料の払込み：１月２０日　　解約：５月２５日

○保険料の払込みが不要となった日は保険契約を解約した５／２５であり、その翌日以後最初に到来する月ごと応当日は６／１となります。
したがって、６／１から１２／３１までの７カ月分の保険料相当額を払戻します。

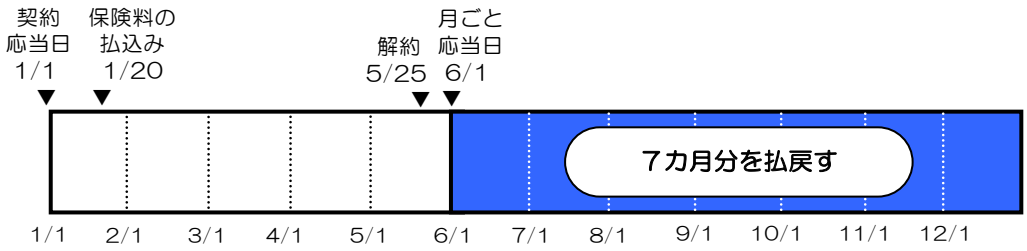

注意

■保険料の払込回数が月払の保険契約、または頭金制度を利用した保険契約の一時払部分については、上記「保険契約の消滅等による払戻し（年払契約の場合）」の取扱いはありません。

■保険金のお支払い❶により消滅❷する保険契約に対応する部分の保険料相当額は、保険金とともに保険金の受取人にお支払いします。❸❹

❶死亡保険金がない保険契約で、被保険者が死亡する場合を含みます。

❷消滅
生活サポート保険については、初期サポート保険金（１００）が支払われる場合を含みます。

❸死亡保険金がない保険契約のみのご契約の場合で、被保険者の死亡により消滅したときは、死亡時支払金受取人にお支払いします。

❹組み合わせた保険契約が保険金のお支払いにより消滅（継続サポート３大疾病保障保険については３大疾病保険金が支払われる場合、生活サポート保険については、初期サポート保険金（１００）が支払われる場合を含みます。）すると同時に他の保険契約の保険料の払込みが免除される場合、契約者にお支払いします。

❺消滅等
保険契約の減額や保険料の払込みの免除等を含みます。

❻保険料期間
「１３．保険料の払込期月・保険料期間」の「保険料期間」参照

13 保険料の払込期月・保険料期間

保険料の払込期月

毎回の保険料を払込みいただく期間のことを、払込期月といいます。
保険料は払込期月内に払込みください。

○保険料の払込期月は次のとおりです。

	払込期月
第１回目の保険料	責任開始の日から翌月の末日まで
第２回目以後の保険料	月ごと応当日（年払の場合は契約応当日）の属する月の１日から末日まで

○複数の保険契約を組み合わせた場合、それらの保険料はあわせて払込むこととなります。

≪保険料の払込期月の例≫

【月払契約】契約日：４月１日　　月ごと応当日：各月１日

○第１回目の保険料は、３／２０から４／３０の間に払込みください。
○第２回目の保険料は、５／１から５／３１の間に払込みください。

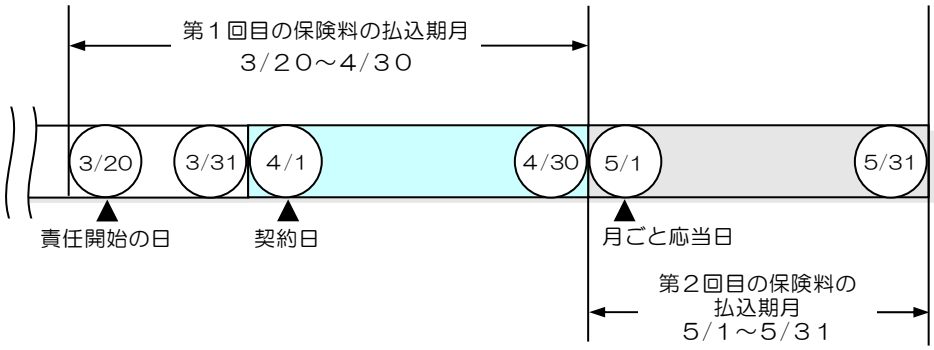

注意

■払込期月内に保険料の払込みがない場合、当社は保険料の払込みを案内します。

■組み合わせた複数の保険契約のうち一部の保険契約のみの保険料を払込むことはできません。

保険料期間

払込まれた保険料が充当される期間を、保険料期間といいます。

○保険料期間は、月ごと応当日（年払の場合は、契約応当日）からその翌月の月ごと応当日（年払の場合は、その翌年の契約応当日）の前日までの期間です。❶

○月払契約については、契約日が月の１日の場合、払込期月と保険料期間は同じ期間ですが、契約日が月の１日でない場合は、払込期月と保険料期間は異なる期間になります。

❶第１回目の保険料の保険料期間は、契約日からその翌月の月ごと応当日（年払の場合は、その翌年の契約応当日）の前日までの期間です。

≪保険料期間の例１≫

【月払契約】契約日：４月１日　　月ごと応当日：各月１日

○払込期月と保険料期間は同じ期間になります。

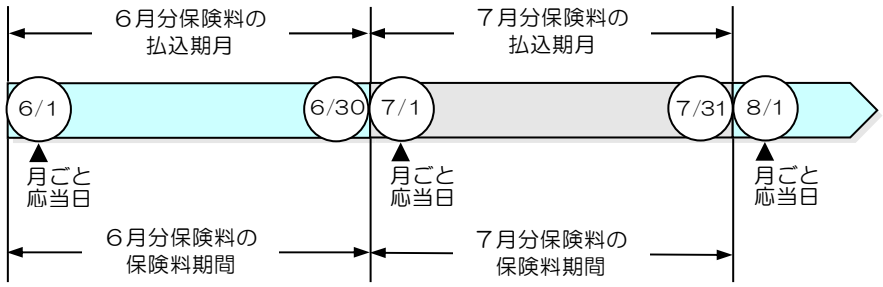

・６月分保険料で、６／１～６／３０の期間を保障します。
・７月分保険料で、７／１～７／３１の期間を保障します。

≪保険料期間の例２≫

【月払契約】契約日：４月１０日　　月ごと応当日：各月１０日

○払込期月と保険料期間は異なる期間になります。

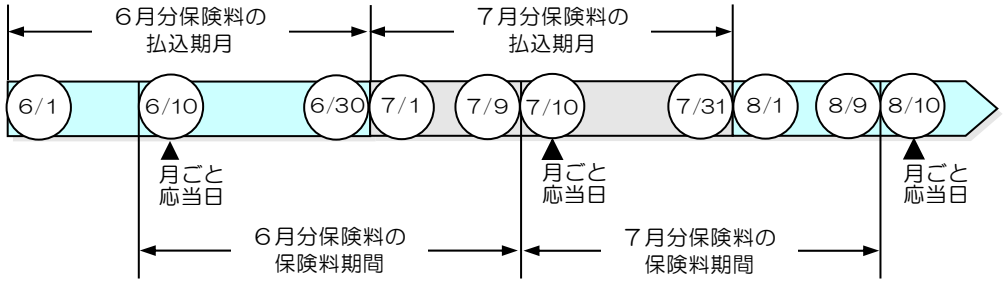

・６月分保険料で、６／１０～７／９の期間を保障します。
・７月分保険料で、７／１０～８／９の期間を保障します。

14 保険料の払込みの案内と保険契約の解除

保険料の払込みの案内と解除の取扱い

保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えた場合、保険契約は解除されます。

○払込期月内に契約者から保険料の払込みがない場合、当社は次の内容を契約者に通知します。
- 保険料の払込みの案内（催告❶）
- 解除予定日の前日までに保険料が払込まれなければ、解除予定日の到来をもって保険契約を解除すること

○解除予定日は、払込期月の経過後３カ月目の月における月ごと応当日です。

≪保険料の払込みの案内と保険契約の解除の例≫

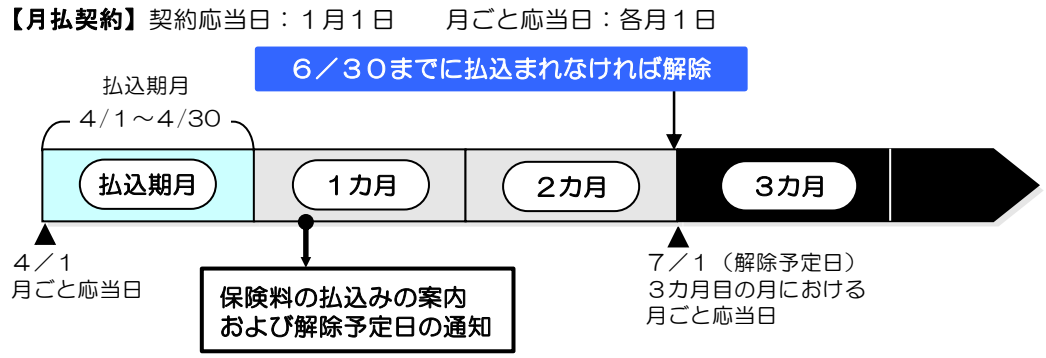

○解約払戻金がある場合は、解約払戻金から解除日までに到来している保険料期間の未払込保険料を差引いてお支払いします。

注意

■組み合わせた複数の保険契約のうち一部の保険契約のみの保険料を払込むことはできません。
そのため、保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えた場合、組み合わせた複数の保険契約のうち、保険料払込済の保険契約以外はすべて解除されます。

■頭金制度を利用した場合で、保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えたときは、頭金として払込まれた部分も含め、保険契約は解除されます。

■この保険には、保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。
契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。❷

■当社に登録いただいた住所について引越し等により変更がある場合、必ず連絡ください。❸
住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に保険料の払込みの案内および解除予定日の通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、保険契約が解除されることになります。

■解除予定日の前日が営業日❹でない場合であっても、解除予定日は変更されません。

■解除された保険契約を元に戻すことはできません。

❶**催告**
払込期月内に保険料の払込みがない保険契約の契約者に対し、当社が保険料の払込みを請求することをいいます。

❷詳細は、「２０．契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

❸詳細は、「２４．住所等の変更に伴う手続き」を確認ください。

❹**営業日**
営業日とは、次の日を除く日をいいます。
- 土曜日、日曜日
- 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- １２月３１日から翌年１月３日

（２０２５年４月現在の取扱いです。）

15 保険金等の請求

保険金等の請求手続の流れ

保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由に該当した場合には、すみやかに当社に連絡ください。

○保険金等は次の請求手続の流れに沿って保険金等の受取人から行ってください。❶

お客様 ／ **日本生命（当社）**

1 事前に確認ください

●連絡いただいた際には、右記の事項についてお伺いしますので、事前に確認ください。

※ご契約内容や請求内容によっては、右記以外の事項をお伺いすることがあります。

・契約番号
・契約者名・被保険者名
・事故や病気等、請求の原因

【死亡した場合】
・死亡した日
・受取人のお名前
・入院・手術の有無

【入院・手術等の場合】
・請求内容［入院、手術（名称）等］
・入院日と退院日
・受傷日

2 当社に連絡ください

●ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口または保険金・給付金ダイヤルに連絡ください。
●受取人が請求できない事情によっては、あらかじめ指定した指定代理請求人、または所定の法定相続人から請求できます。❷

連絡 →

3 請求方法を案内します

●お客様に準備いただく書類等、詳しい説明をします。
●記入いただく書類は郵送または担当者が案内します。

← 案内

4 必要書類を提出ください

●当社へ提出いただく書類に必要事項を記入・押印ください。
※書類の準備にかかる費用はお客様のご負担となります。
●すべての書類の準備が整いましたら当社へ提出ください。

提出 →

5 提出いただいた書類の内容を確認し、保険金等を送金します

●提出いただいた書類の内容を当社にて確認します。
※確認の結果によっては、保険金等をお支払いできない場合があります。
●提出いただいた書類の他に事実の確認を必要としない場合は、書類が当社に到達した日❸の翌日から５営業日以内に保険金等をお支払いします。
※被保険者を診療した医師への照会等、事実の確認のため日数を要する場合は、５営業日以内のお支払いができないことがあります。❹
●保険金等は請求時に指定いただいた金融機関の口座に送金します。

送金 →

6 受取内容（金額）を確認ください

●支払額の明細書が届きましたら、受取内容（金額）を確認ください。

○お客様情報、申込内容、告知内容または保険金等の請求内容等の確認のため、当社の確認担当職員❺が、契約者・被保険者・受取人に訪問や電話をすることがあります。
また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認することがあります。

❶次の保険金等については、請求手続が異なる場合があります。
・満期保険金
・年金
・生存給付金

詳細は、次を確認ください。
・「１５．保険金等の請求」の「満期保険金等の請求時における簡便な取扱い」
・「８．保障内容 ⑤生存給付金付定期保険」の「生存給付金の支払方法」

❷詳細は、「１６．指定代理請求人・法定相続人による請求」を確認ください。

❸書類が当社に到達した日
完備された書類が当社に到達した日をいいます。

❹５営業日以内のお支払いができない場合については、次ページを確認ください。

❺確認担当職員
当社が委託した確認担当者を含みます。

保険金等のお支払いの時期

保険金等の請求があった場合、当社は必要書類が当社に到達した日の翌日から５営業日以内に保険金等をお支払いします。
ただし、当社に提出いただいた書類だけではお支払いするための確認ができない場合、５営業日以内にお支払いできないことがあります。

○当社に提出いただいた書類だけでは確認ができず、５営業日❶以内にお支払いできない場合は、次の取扱いとなります。

	保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
（１）	保険金等をお支払いするために確認が必要な次の場合❷ ア．保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 イ．保険金等のお支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 ウ．告知義務違反に該当する可能性がある場合 エ．重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	書類が当社に到達した日の翌日から４５日以内
（２）	上記（１）の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 ア．弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 イ．刑事手続の結果についての捜査機関または裁判所への照会が必要な場合❸ ウ．日本国外における確認が必要な場合	書類が当社に到達した日の翌日から１８０日以内

○支払期限をこえて保険金等をお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。

注意

■保険金等をお支払いするための確認等に際し、契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、またはその確認等に応じなかった場合❹は、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いできません。

❶営業日
営業日とは、次の日を除く日をいいます。
・土曜日、日曜日
・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
・１２月３１日から翌年１月３日
（２０２５年４月現在の取扱いです。）

❷（２）に該当しない場合に限ります。

❸（１）の「イ」および「エ」の確認を行う場合に限ります。

❹当社の指定した医師による必要な診断に応じなかった場合を含みます。

保険金・給付金ダイヤル

保険金・給付金に関するダイヤルを開設しています。

※２０２５年６月現在の取扱いを記載しています。

■保険金・給付金ダイヤル

0120－279－481　通話料無料

〔受付時間〕月～金曜日　９：００～１８：００
土曜日　９：００～１７：００
（祝日、１２/３１～１/３を除く）
※電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

社外弁護士相談制度

当社の説明に納得いただけず、第三者に相談をお考えのお客様には、社外弁護士❶を紹介し、無料でご相談いただける「社外弁護士相談制度」を開設しています。

❶社外弁護士
当社とは顧問契約を締結していない弁護士をいいます。

※２０２５年６月現在の取扱いを記載しています。

○社外弁護士相談制度の利用を希望される場合は、次の事務局までお問合せください。

■社外弁護士相談制度事務局

0120－227－580　通話料無料

〔受付時間〕月～金曜日　９：００～１７：００　（祝日、１２/３１～１/３を除く）
※上記の事務局へ予約のうえでのご相談となりますので、ご了承ください。
※電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

○保険金・給付金の受取内容について再査定が必要な場合は、「支払サービス審査会❷」にて審議を行います。

❷支払サービス審査会
保険金・給付金に関するお客様からの異議等を受け支払査定の適切性の審査等を行い、支払担当部門に保険金・給付金に関する勧告を行う機関です。

満期保険金等の請求時における簡便な取扱い

一定の条件を満たす場合、必要書類を提出いただかなくても、当社は満期保険金等の受取人から請求があったものとして、あらかじめ指定いただいた金融機関の口座に満期保険金等❶を送金します。

❶満期保険金等
満期保険金等とともに支払われる金銭を含みます。

○当取扱いの対象は、次の満期保険金等です。この場合、それぞれの条件をすべて満たす必要があります。
満期保険金等のお支払いに際し、事前にお支払いについての案内を送付し、当取扱いの対象かどうかの案内や送金する金融機関の口座の確認等を行います。

	満期保険金等	条件
（1）	養老保険の満期保険金	・契約者と満期保険金受取人が同一人であること ・契約者が法人でないこと ・死亡保険金の支払事由に該当した旨の通知が保険期間満了日の翌日までにないこと ・その他当社の定める基準を満たすこと
（2）	年金保険の年金	①第１回目の年金 ・契約者、被保険者、年金受取人が同一人であること ・死亡保険金の支払事由に該当した旨の通知が第１回年金支払基準日までにないこと ・その他当社の定める基準を満たすこと ②第２回目以後の年金 ・被保険者と年金受取人が同一人であること ・死亡一時金の支払事由に該当した旨の通知がそれぞれの年金支払基準日までにないこと ・その他当社の定める基準を満たすこと
（3）	生存給付金付定期保険の保険期間満了時の生存給付金❷	・契約者が法人でないこと ・死亡保険金の支払事由に該当した旨の通知が保険期間満了日の翌日までにないこと ・その他当社の定める基準を満たすこと

❷保険期間満了時の生存給付金が自動的に据置かれる場合は当取扱いを行いません。

生存給付金が自動的に据置かれる場合の詳細は、「８．保障内容　⑤生存給付金付定期保険」の「生存給付金の支払方法」を確認ください。

当取扱いの対象となる場合、満期保険金等の受取人からその満期保険金等の請求があったものとして取扱います。
この場合、それぞれ次の（1）～（3）の日に、請求があったものとして取扱います。

	満期保険金等	請求があったものとする日
（1）	養老保険の満期保険金	保険期間満了日の翌日
（2）	年金保険の年金	①第１回目の年金　　：第１回年金支払基準日 ②第２回目以後の年金：それぞれの年金支払基準日
（3）	生存給付金付定期保険の保険期間満了時の生存給付金	保険期間満了日の翌日

○当取扱いを行った場合、それぞれの満期保険金等❶の支払時期は次のとおりです。

	満期保険金等	支払時期
（1）	養老保険の満期保険金	保険期間満了日の翌々日から５営業日以内
（2）	年金保険の年金	①第１回目の年金 第１回年金支払基準日の翌日から５営業日以内 ②第２回目以後の年金 それぞれの年金支払基準日の翌日から５営業日以内
（3）	生存給付金付定期保険の 保険期間満了時の生存給付金	保険期間満了日の翌々日から５営業日以内

支払時期をこえて満期保険金等をお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。

❶**満期保険金等**
満期保険金等とともに支払われる金銭を含みます。

注意

■満期保険金等をお支払いした場合で、すでに死亡保険金または死亡一時金の支払事由に該当していたときには、当社は満期保険金等を受取った人にそれらの返還を請求することができます。❷
この場合、死亡保険金を支払うときは、死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いし、死亡一時金を支払うときは、後継年金受取人に死亡一時金をお支払いします。

■死亡保険金または死亡一時金の支払事由に該当した場合は、すみやかに当社に連絡ください。

❷年金については、死亡保険金または死亡一時金の支払事由が生じた後に到来する年金支払基準日に対応する年金が対象となります。

保険金の支払方法の選択

保険金について、一時金でのお支払いのほか、年金支払・据置支払を選択できます。

（１）年金支払（死亡保険金・新３大疾病保障保険の３大疾病保険金のみの取扱いです。）

○保険金の全部または一部を年金基金にあてて、毎年、年金としてお支払いします。

（２）据置支払（死亡保険金・養老保険の満期保険金のみの取扱いです。）

○保険金の全部または一部を据置き、据置期間満了時または受取人から請求があったときにお支払いします。

注意

■年金支払・据置支払をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。
年金支払・据置支払は、当社の定める範囲内で選択できます。
なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

■年金額・据置金額が当社の定める限度を下回る場合、年金支払・据置支払を選択できません。

16 指定代理請求人・法定相続人による請求

指定代理請求人による請求

被保険者が受取人の場合で、受取人が保険金等を請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求を行うことができます。

○契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ指定代理請求人を指定ください。❶

○指定代理請求の内容は、次のとおりです。

代理請求できる場合	受取人が保険金等を請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。 ・保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合 ・当社が認める傷病名を知らされていない場合 ・その他保険金等を請求できない特別な事情があると当社が認めた場合
指定代理請求人の範囲	以下の範囲内で１名❷を指定代理請求人に指定できます。 （１）被保険者と次の関係にある人 （ア）戸籍上の配偶者 （イ）直系血族 （ウ）兄弟姉妹 （エ）同居または生計を一にしている被保険者の３親等内の親族 （２）上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人 （オ）同居または生計を一にしている人 （カ）財産管理を行っている人 （キ）死亡保険金受取人、死亡時支払金受取人または後継年金受取人 （ク）上記（オ）～（キ）と同等の関係にある人 なお、保険金等の請求時においても、この範囲内であることを要します。
代理請求できる保険金等	・満期保険金❸　・年金❹　・生存給付金❺ ・３大疾病保険金　・特定疾病診断保険金　・がん要精検後検査等給付金 ・特定重度疾病保険金　・生活サポート年金　・初期サポート保険金（１００） ・初期サポート保険金（５０）・認知症診断保険金　・軽度認知障がい診断保険金 ・入院総合保険の給付金❻　・がん医療保険の給付金❼・特定損傷給付金 ・保険料の払込みの免除❺　・リビング・ニーズ特約の特約保険金

○契約者は、被保険者の同意を得て、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。❶
指定代理請求人を新たに指定または変更する必要がある場合には、当社まで必ず連絡ください。

○指定代理請求人には、支払事由、免除事由および代理請求できる旨を伝えてください。

注意

■指定代理請求人はあくまでも保険金等を被保険者の代理で請求できる方であり、保険金等の受取人は被保険者ご自身となります。

■指定代理請求人として保険金等を請求できない場合があります。
故意に保険金等の支払事由を生じさせた人、または故意に受取人を請求できない状態にした人は、指定代理請求人として保険金等を請求できません。

■保険金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金等を請求いただいてもお支払いできません。

■代理請求できる保険金等の受取人が法人となる場合は、指定代理請求制度の利用はできません。

❶複数の保険契約を組み合わせている場合の取扱いについては、「1．ニッセイみらいのカタチの特徴」の「複数の保険契約を組み合わせて加入する場合の当社所定の取扱い」を確認ください。

❷保険料払込免除特約、リビング・ニーズ特約の指定代理請求人の指定・変更は、これらの特約が付加される保険契約と同一の指定・変更をしてください。

❸満期保険金
被保険者と満期保険金受取人が同一人である場合に限ります。

❹年金
被保険者と年金受取人が同一人である場合に限ります。

❺生存給付金、保険料の払込みの免除
契約者と被保険者が同一人である場合に限ります。

❻入院総合保険の給付金
入院給付金、外来手術給付金、先進医療給付金、先進医療サポート給付金をいいます。

❼がん医療保険の給付金
がん入院給付金、がん手術給付金、がん放射線治療給付金をいいます。

指定代理請求制度を利用することで、保険金等の受取人が保険金等の請求を行う意思表示が困難な場合でも、指定代理請求人が代わって請求を行うことができます。
そのほか、法律上の制度として、認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々を保護・支援する成年後見制度があります。成年後見制度を利用することで、判断能力が不十分な場合でも、後見人等を介して、契約などの法律行為をすることができます。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の２つがあります。

■法定後見制度
既に判断能力が不十分な方々を保護・支援するための制度で、判断能力の程度など本人の事情に応じて、３つの制度（後見・保佐・補助）に分かれています。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人に代わって法律行為をするなどして、本人を保護・支援します。

■任意後見制度
十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に財産管理等に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。本人の判断能力が低下した後に、家庭裁判所によって選ばれた任意後見監督人の監督のもと、任意後見人が、本人に代わって法律行為をするなどして、本人を保護・支援します。

詳しくは法務省のホームページなどをご覧ください。

（２０２５年４月現在）

法定相続人による給付金等の請求

被保険者が死亡した場合、被保険者が受取人となっている給付金等については、被保険者の法定相続人のうち、他の法定相続人を代理する１人から請求ください。

○他の法定相続人を代理する１人は、次の順位で定まります。
①死亡保険金受取人❶
②指定代理請求人
③配偶者
④法定相続人の協議により定めた人

❶死亡保険金受取人
死亡保険金がない保険契約のみのご契約の場合は、死亡時支払金受取人となります。

○請求できる給付金等は次のとおりです。
- がん要精検後検査等給付金
- 特定重度疾病保険金
- 生活サポート年金
- 初期サポート保険金（１００）
- 初期サポート保険金（５０）
- 軽度認知障がい診断保険金
- 入院総合保険の給付金
- がん医療保険の給付金
- 特定損傷給付金

注意

■故意に給付金等の支払事由を生じさせた人、または故意に被保険者を死亡させた人は、給付金等を請求できません。

■給付金等をお支払いした場合、その後、他の法定相続人から重複してその給付金等を請求いただいてもお支払いできません。

17 保険金等のお支払い時の保険料の精算

保険金等をお支払いする際、未払込保険料がある場合は、保険金等から未払込保険料を差引いてお支払いします。

○保険金等の支払事由に該当した場合で、その時までに到来している保険料期間の未払込保険料❶がある場合は、当社はお支払いする保険金等から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。❷

≪未払込保険料がある場合の保険金等のお支払い例≫

- 保険金額：１，０００万円
- ４月、５月、６月分の保険料（月額１万円）が未払込み
- 被保険者が６／２０に死亡

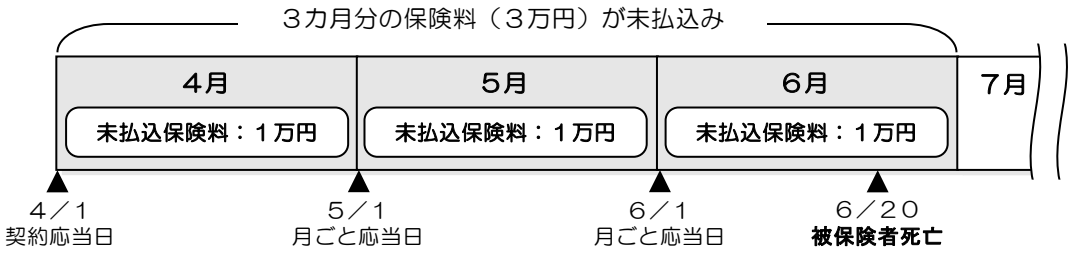

死亡保険金	１，０００万円
－）未払込保険料	３万円
支払額	９９７万円

注意

■お支払いする保険金等から未払込保険料を差引くことができない場合は、未払込保険料を全額払込みください。
未払込保険料の払込みがない場合には、保険金等をお支払いできません。

❶未払込保険料
複数の保険契約を組み合わせている場合、組み合わせた保険契約のすべての未払込保険料となります。

❷次の保険金等からは、未払込保険料を差引きません。
- 生存給付金付定期保険の保険期間中の３年ごとの契約応当日に生じた生存給付金
- 新３大疾病保障保険のがん要精検後検査等給付金
- 年金保険の第２回目以後の年金
- 生活サポート保険の生活サポート年金

18 保険金等をお支払いできない場合

お支払いできない場合

支払事由に該当しない場合や免責事由に該当した場合等は、当社は保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除をすることができません。❶

❶お支払いできない場合や払込みを免除できない場合の詳細は、約款を確認ください。

○新３大疾病保障保険・認知症保障保険・入院総合保険・がん医療保険のお支払いできない場合や、保険料払込免除特約の保険料の払込みを免除できない場合については、「８．保障内容」のそれぞれのページもあわせて確認ください。

（１）支払事由に該当しない場合

○保険金等は、約款に定める支払事由に該当しない場合はお支払いできません。
また、保険料の払込みの免除事由に該当しない場合は保険料の払込みを免除できません。

例えば、次の保険金等は、責任開始❷時前に生じた傷害や疾病等を原因とする場合には、支払事由に該当しないため、お支払いできません。この場合、保険料の払込みの免除もできません。

❷**責任開始**
「７．責任開始（保障の開始）と契約日」の「責任開始（保障の開始）」参照

責任開始時前に生じた傷害や疾病等を原因とする場合に、お支払いできない保険金等		
●３大疾病保険金	●特定疾病診断保険金	●特定重度疾病保険金
●生活サポート年金	●初期サポート保険金（１００）	●初期サポート保険金（５０）
●認知症診断保険金	●軽度認知障がい診断保険金	●入院給付金
●外来手術給付金	●先進医療給付金※	●特定損傷給付金

※原因となる傷害や疾病が責任開始時前に生じ、先進医療給付金がお支払いできない場合は、先進医療サポート給付金もお支払いできません。

注意

■傷害や疾病が責任開始時前に生じている場合でも、次の場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなし、保険金等の支払対象となります。

- 責任開始時前に生じた疾病を原因とする場合で、ご契約時に、その疾病について告知があった場合
- 責任開始時前に生じた疾病を原因とする場合で、責任開始時前に医師の診療や検査等の結果で異常指摘を受けたことがなく、その疾病による症状について契約者および被保険者に認識や自覚がない場合
- 入院給付金、外来手術給付金および先進医療給付金のお支払いについて、責任開始の日から２年経過後に入院を開始し、または外来手術や先進医療による療養を受けた場合

「告知義務」と「責任開始時前に生じた傷害や疾病等を原因とする場合で、保険金等をお支払いできない場合」の関係についての解説

○「告知書」で当社がお伺いすることについて、事実をありのままに正確にもれなく記入（告知）❶いただいた場合でも、責任開始時前に生じた傷害や疾病等を原因とする場合は、支払対象外となることがあります。

具体例

責任開始時前に発病した「白内障」について「告知書」に記載の事項の対象外であったため、告知せずに加入し、責任開始の日から１年後に悪化し手術した場合は、支払事由に該当しないため支払対象外となります。

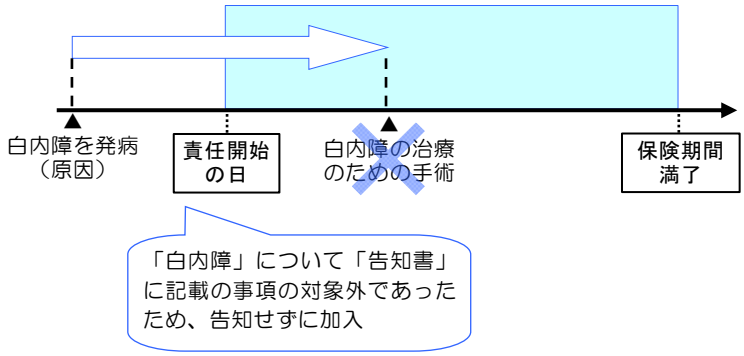

○生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態のよくない人が無条件に加入したり、生命保険に加入する前に生じた傷害や疾病等を支払対象にすると、保険料負担の公平性が保たれません。

○したがって、ご加入時には健康状態等について当社に告知する義務があります。また、生命保険に加入した後に生じた傷害や疾病等のみを支払対象とし、生命保険に加入する前（責任開始時前）に生じた傷害や疾病等を原因とする場合は支払対象となりません。

○上記の「告知義務」と「責任開始時前に生じた傷害や疾病等を原因とする場合で、保険金等をお支払いできない場合」は、公平性を保つための制度ですが、別の制度です。

（２）免責事由に該当した場合

○免責事由に該当した場合には、支払事由に該当しても保険金等をお支払いできません。
免責事由は、保険金等の種類によって、次のとおりとなります。

＜死亡保険金の免責事由＞

次の免責事由に該当した場合には、支払事由に該当しても死亡保険金をお支払いできません。
この場合、契約者に責任準備金または解約払戻金をお支払いします。❷

	免責事由	契約者にお支払いする払戻金
A	責任開始の日から３年以内の被保険者の自殺	責任準備金
B	契約者の故意による被保険者の死亡 （上記Ａを除きます。）	解約払戻金❸
C	死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡❹ （上記ＡおよびＢを除きます。）	責任準備金

❶「６．健康状態等の告知義務」参照

❷免責事由に該当した時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、当社が支払うべき金額から未払込保険料を差引きます。複数の保険契約を組み合わせている場合、組み合わせたすべての保険契約の未払込保険料を差引きます。

❸新３大疾病保障保険（死亡保障１０％型）、特定重度疾病保障保険および保険料払込期間中の認知症保障保険の場合は、解約払戻金がないため、契約者にお支払いする払戻金はありません。

❹**死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡**
故意に被保険者を死亡させた人が、死亡保険金の一部の受取人である場合には、当社はその残額を他の受取人にお支払いします。

＜死亡保険金以外の保険金等の免責事由＞

各保険金等について、「●」が記載されているケースに該当した場合、保険金等をお支払いできません。

免責事由 ＼ 死亡保険金以外の保険金等	生活サポート年金	初期サポート保険金（100）	初期サポート保険金（50）	認知症診断保険金	軽度認知障がい診断保険金	入院給付金	外来手術給付金	先進医療給付金※	特定損傷給付金	リビング・ニーズ特約保険金	保険料の払込みの免除❶
被保険者の犯罪行為			●			●		●	●		●
被保険者の薬物依存			●			●		●			●
契約者または被保険者の故意または重大な過失❷			●			●		●	●	●❸	●
指定代理請求人の故意										●	
被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故						●		●	●		
被保険者の泥酔の状態を原因とする事故						●		●	●		
被保険者が無免許で運転❹している間に生じた事故						●		●	●		
被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故						●		●	●		
頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見❺のないもの（原因を問いません。）						●					

※先進医療給付金の免責事由に該当し、先進医療給付金がお支払いできない場合は、先進医療サポート給付金もお支払いできません。

（３）告知義務違反❻による解除の場合

○契約者や被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、当社は保険契約または特約を解除することがあります。
この場合、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、契約者に解約払戻金をお支払いします。❼ また、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
ただし、保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、告知義務違反の原因と直接関係のない場合には、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行います。

（４）詐欺による取消の場合

○契約者、被保険者または保険金等の受取人の詐欺により保険契約の締結が行われたものと認められる場合、当社は保険契約または特約を取消すことがあります。
この場合、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

（５）不法取得目的による無効の場合

○契約者が保険金等（保険料の払込みの免除を含みます。）を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的で保険契約の締結が行われたものと認められる場合、保険契約または特約は無効となります。
この場合、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

❶所定の身体障がい状態（身体障害者手帳１～３級）、所定の要介護状態（要介護２以上等）に該当した場合に限ります。

❷「被保険者の故意」には自殺行為、自傷行為を含みます。

❸免責事由は、「契約者または被保険者の故意」になります。

❹無免許で運転
法令に定める運転資格を持たない運転をいいます。
したがって、運転免許の効力停止中も含みます。

❺他覚所見
医師が視診、触診や画像診断等によって症状を裏付けることができるものをいいます。

❻告知義務違反
「６．健康状態等の告知義務」の「告知義務違反」参照

❼未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

（６）重大事由による解除の場合

○次の（Ａ）～（Ｅ）の事項に該当した場合、当社は保険契約または特約を解除することがあります。
この場合、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、契約者に解約払戻金をお支払いします。❶ また、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
ただし、（Ｄ）の事由にのみ保険金等の受取人だけが該当した場合で、複数の保険金等の受取人のうちの一部の保険金等の受取人が（Ｄ）の事由に該当したときに限り、保険金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金等を除いた額を、他の保険金等の受取人にお支払いします。
この場合、（Ｄ）の事由に該当した一部の保険金等の受取人にお支払いすることとなっていた保険金等に対応する解約払戻金を、契約者にお支払いします。❶

（Ａ）契約者、被保険者❷または保険金等の受取人が保険金等（保険料の払込みの免除を含みます。）を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で故意に保険事故を発生させたとき❸

（Ｂ）保険金等（保険料の払込みの免除を含みます。）の請求に関して、その受取人に詐欺があったとき❸

（Ｃ）保険契約の重複により給付金額等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき

（Ｄ）契約者、被保険者、保険金等の受取人または死亡時支払金受取人が、反社会的勢力❹に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係❺を有していると認められるとき

（Ｅ）上記（Ａ）～（Ｄ）のほか、当社の契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、当社が保険契約または特約の存続が困難と判断する、上記（Ａ）～（Ｄ）と同等の重大な事由があるとき

（７）保険金等を削減して支払う場合

○戦争その他の変乱が原因で支払事由に該当した場合、該当する被保険者の数の増加が各保険契約のそれぞれの計算の基礎に影響を及ぼすときは、次の保険金等を削減してお支払いする場合があります。また、保険料の一部または全部について、払込みを免除しない場合があります。
- 死亡保険金
- 生活サポート年金❻
- 初期サポート保険金（１００）❻
- 初期サポート保険金（５０）❻
- 認知症診断保険金
- 軽度認知障がい診断保険金❻
- リビング・ニーズ特約の特約保険金

○地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱が原因で支払事由に該当した場合、該当する被保険者の数の増加が各保険契約のそれぞれの計算の基礎に影響を及ぼすときは、次の給付金を削減してお支払いする場合またはお支払いしない場合があります。
- 入院総合保険の給付金❼
- 特定損傷給付金

❶未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

❷被保険者
死亡保険金の場合は被保険者を除きます。

❸未遂の場合を含みます。

❹反社会的勢力
暴力団、暴力団員（脱退後５年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

❺反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係
反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者、保険金等の受取人もしくは死亡時支払金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

❻生活サポート年金、初期サポート保険金（１００）、初期サポート保険金（５０）および軽度認知障がい診断保険金はお支払いしない場合もあります。

❼入院総合保険の給付金
入院給付金、外来手術給付金、先進医療給付金、先進医療サポート給付金をいいます。

保険金等をお支払いできる場合・お支払いできない場合の事例

※保険金等をお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。
なお、次の事例に記載の内容以外に他の事実関係が認められる場合には、異なる取扱いとなることがあります。

（１） 責任開始時前の発病または責任開始時以後の発病

○ お支払いできる場合

責任開始時以後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院した場合。

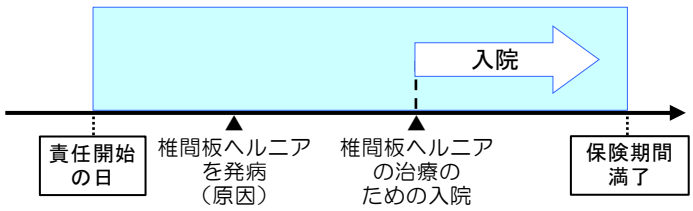

原因となる傷害や疾病が責任開始時以後に生じているため、入院給付金をお支払いします。

✖ お支払いできない場合

責任開始時前に発病した「椎間板ヘルニア」について告知せずに加入し、責任開始の日から１年後に悪化し入院した場合。

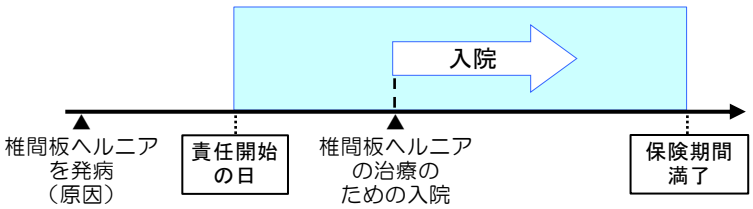

原因となる傷害や疾病が責任開始時前に生じているため、入院給付金をお支払いできません。

解　説

○入院給付金等は、その原因となる傷害や疾病が責任開始時以後に生じた場合にお支払いします。
したがって、原因となる傷害や疾病が責任開始時前に生じている場合は、入院給付金等をお支払いできません。

○ただし、入院給付金、外来手術給付金および先進医療給付金のお支払いについて、責任開始の日から２年経過後に入院を開始し、または手術や先進医療による療養を受けた場合や、ご契約時に、責任開始時前に生じた疾病について告知があった場合等は、責任開始時以後の原因によるものとみなします。

（２）告知義務違反

○ お支払いできる場合

「慢性Ｃ型肝炎」での通院について、正しく告知を行い、特別条件付で加入し、責任開始の日から１年後に「慢性Ｃ型肝炎」と因果関係のある「肝がん」で死亡した場合。

ご契約に際し、告知義務違反がないため、死亡保険金をお支払いします。

✕ お支払いできない場合

「慢性Ｃ型肝炎」での通院について、告知せずに加入し、責任開始の日から１年後に「慢性Ｃ型肝炎」と因果関係のある「肝がん」で死亡した場合。

告知義務違反に該当し、保険契約は解除となるため、死亡保険金をお支払いできません。

解　説

○ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障がい状態等について事実を正確にもれなく告知いただく必要があります。❶

○故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始の日から２年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。
ただし、責任開始の日から２年を経過していても、責任開始の日から２年以内に解除の原因となる事実により、保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由が発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。
この場合、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。

○保険契約または特約を解除した場合でも、保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行います。

❶詳細は、「６．健康状態等の告知義務」を確認ください。

（３）初期サポート保険金（５０）

○ お支払いできる場合

責任開始時以後の交通事故を原因として、身体障害者福祉法に定める７級の上肢の不自由に該当した。その後、疾病を原因として、身体障害者福祉法に定める７級の下肢の不自由に該当し、６級の身体障害者手帳の交付を受けた場合。

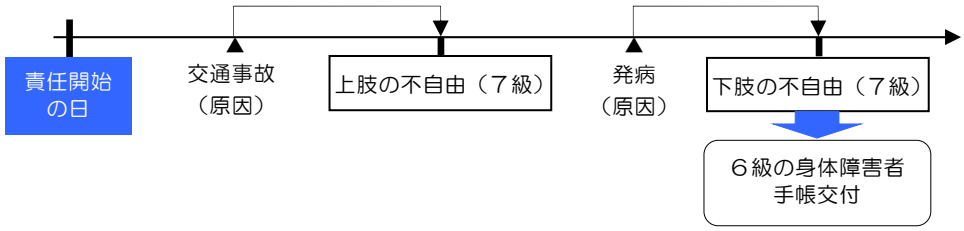

責任開始時以後に、７級の障がいに２つ該当したことにより、身体障害者福祉法にもとづき、６級の身体障害者手帳が交付されたため、初期サポート保険金（５０）をお支払いします。

✖ お支払いできない場合

責任開始時前の交通事故を原因として、責任開始時以後に身体障害者福祉法に定める７級の上肢の不自由に該当した。その後、責任開始時以後に発病した疾病を原因として、身体障害者福祉法に定める７級の下肢の不自由に該当し、６級の身体障害者手帳の交付を受けた場合。

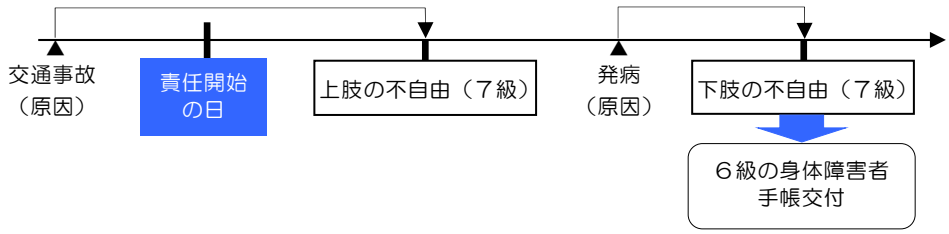

身体障害者福祉法にもとづき、６級の身体障害者手帳が交付されたものの、１つの障がいの該当の原因が責任開始時前にあり、その障がいを除いた他の障がいが４～６級の障がいに該当しないため、初期サポート保険金（５０）をお支払いできません。

解　説

○２つ以上の障がいに該当したことにより、４～６級の身体障害者手帳の交付があった場合は、支払対象となります。
例えば、７級の障がいに２つ該当した場合、身体障害者福祉法にもとづき、６級の身体障害者手帳が交付される場合があります。　（２０２５年４月現在）

○ただし、一部の障がいが免責事由に該当する場合や、障がいの原因が責任開始時前に生じていた場合等で、その障がいを除いた他の障がいが４～６級の障がいに該当しない場合には、初期サポート保険金（５０）をお支払いできません。

（４）－１　入院給付金

○ お支払いできる場合

肺炎の治療のために入院した場合。

↓

治療を目的とする入院のため、入院給付金をお支払いします。

✕ お支払いできない場合

睡眠時無呼吸症候群の検査により入院したものの、治療しない場合（治療の必要がなかった場合）。

↓

治療を主たる目的としない診断のための検査による入院のため、入院給付金をお支払いできません。

解　説

○入院給付金のお支払いの対象は、治療を目的とする入院です。そのため、例えば、次の入院は支払対象外となります。

- 美容上の処置による入院
- 治療を主たる目的としない診断のための検査による入院
- 介護を主たる目的とする入院
- 正常分娩による入院（異常分娩による入院は支払対象となります。）

（４）－２　入院給付金

○ お支払いできる場合

１０日の入院（入院Ａ）をした後、退院日の翌日から６０日経過後に１０日の入院（入院Ｂ）をした場合。❶

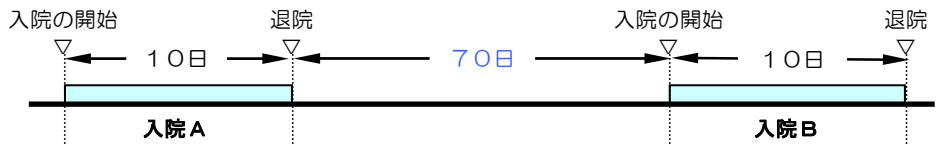

入院Ｂは入院Ａの退院日の翌日から６０日経過後に開始した入院のため、入院Ｂは入院Ａとは別の入院として、入院Ｂについても入院１日目の入院給付金をお支払いします。

✖ お支払いできない場合

１０日の入院（入院Ａ）をした後、退院日の翌日から６０日以内に１０日の入院（入院Ｂ）をした場合。❶

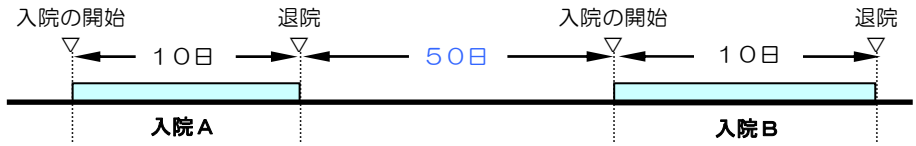

入院Ｂは入院Ａの退院日の翌日から６０日以内に開始した入院のため、入院Ｂと入院Ａを１回の入院であるとみなして、各入院の入院日数を合算します。この場合、入院Ｂについては入院１日目の入院給付金をお支払いできません。
また、合計入院日数が２０日（入院Ａ：１０日＋入院Ｂ：１０日＝２０日）となるため、入院３０日目の入院給付金もお支払いできません。

❶入院Ａで初めて入院給付金のお支払いがあったものとします。

解　説

○入院１日目の入院給付金が支払われることとなった入院の退院日の翌日から６０日以内に再び入院をした場合、その入院の原因にかかわらず、それらの入院を１回の入院とみなします。
また、６０日経過後に入院をした場合は１回の入院とみなさないため、入院１日目の入院給付金の支払対象となります。

（５）外来手術給付金

○ お支払いできる場合

入院を伴わない内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術を受けた場合。

手術を受けられた時点において、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術のため、外来手術給付金をお支払いします。

✖ お支払いできない場合

レーザー屈折矯正手術（レーシック）を受けた場合。

手術を受けられた時点において、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されていない手術のため、外来手術給付金をお支払いできません。

※上記事例は２０２５年４月現在の医科診療報酬点数表にもとづいた事例であり、今後変更になることがあります。

解　説

○外来手術給付金のお支払いの対象となる「手術」は、手術を受けられた時点において、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であることを要します。

- 医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる輸血や検査料の算定対象となる臓器穿刺や組織採取などは、手術料の算定対象として列挙されている手術ではないため、外来手術給付金をお支払いできません。（２０２５年４月現在）
- ただし、医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術、骨髄幹細胞の採取術については、外来手術給付金をお支払いします。

○抜歯手術は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術ですが、支払対象外となります。

（6）リビング・ニーズ特約の特約保険金

○ お支払いできる場合

請求時において、日本で一般に認められた手術等の治療を行っても治療の効果がなく、余命６カ月以内と判断された場合。

請求時において、余命６カ月以内と判断されたため、リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いします。

✖ お支払いできない場合

医師から余命６カ月と診断されたものの、請求時において、日本で一般に認められた手術等の治療を受ける予定があり、請求後にその治療を実施した結果、余命６カ月以内の状態を脱している場合。

請求時において余命６カ月以内と判断できないため、リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いできません。

解　説

○リビング・ニーズ特約の特約保険金は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容、もしくは当社が確認した結果にもとづいて、余命６カ月以内と当社が判断した場合にお支払いします。
また、余命６カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても、余命６カ月以内であることをいいます。

○したがって、医師から余命６カ月以内と診断された場合であっても、請求時の治療状況や健康状態、実施予定の治療による回復の可能性等を考慮したうえで、請求時において余命６カ月以内と判断できない場合は、お支払いできません。

19 解約と解約払戻金

解約と解約払戻金

契約者はいつでも保険契約の解約を請求することができます。❶❷❸
解約した場合、解約払戻金があるときは、当社はこれをお支払いします。

○解約の請求にあたっては、所定の手続きが必要となります。手続方法を案内しますので、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

○生命保険では払込まれた保険料が預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、一部は死亡保険金等のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられます。
したがって、解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**特に、ご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。なお、保険種類によっては、解約払戻金がまったくないものや、あってもごくわずかなものもあり、また、保険期間の途中で減少し、保険期間満了時にはなくなるものもあります。**

○解約払戻金額は保険種類、契約時の年齢、性別、保険期間、保険料払込期間等により異なります。

○解約請求時までに到来している保険料期間❹の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。
例えば、月払契約で、解約請求日当月の保険料が払込まれていない場合、当社は、１カ月単位で保障の提供を行うため、お支払いする解約払戻金からその月の未払込保険料を差引きます。

≪解約請求時の未払込保険料の取扱例≫

【例】契約応当日：４/１　　解約日：５/２０　　保険料の払込回数：月払

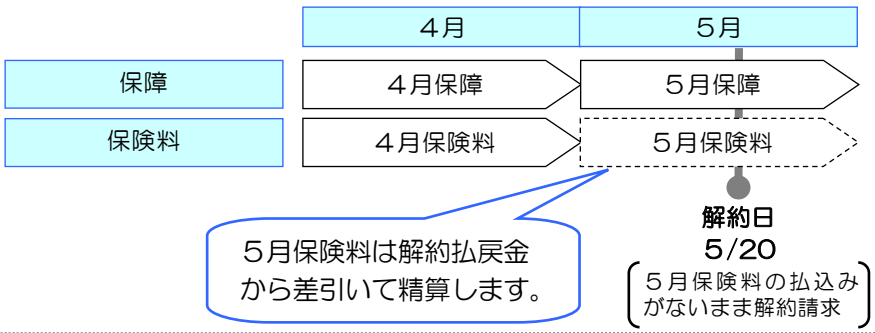

注意

■認知症保障保険、入院総合保険、がん医療保険は、保険期間が終身かつ保険料払込期間経過後の場合を除き、解約払戻金がありません。
保険期間が終身かつ保険料払込期間経過後の場合には、次の解約払戻金があります。
・認知症保障保険：認知症診断保険金額の１０％の金額
・入院総合保険：入院給付金額と同額
・がん医療保険：入院給付日額の５倍の金額

■保険料払込免除特約のみを解約することができます。なお、複数の保険契約を組み合わせている場合、組み合わせたすべての保険契約に付加されている保険料払込免除特約を解約する必要があります。
ただし、保険料の払込みが免除された場合は、保険料払込免除特約のみを解約することはできません。

■新３大疾病保障保険（死亡保障１０％型）、特定重度疾病保障保険、生活サポート保険、特定損傷保険、保険料払込免除特約、リビング・ニーズ特約には、解約払戻金がありません。

次ページにつづく

❶解約せず保険料の負担を軽減する方法については、「２１．ご契約後の保障内容の見直し」の「保障内容を見直すことにより、保険料の負担を軽減することができます。」を確認ください。

❷第１回年金支払基準日が到来している年金保険および生活サポート年金支払期間中の生活サポート保険は、解約できません。

❸複数の保険契約を組み合わせている場合で、一部の保険契約を解約するときの制限は、「１．ニッセイみらいのカタチの特徴」の「複数の保険契約を組み合わせて加入する場合の当社所定の取扱い」を確認ください。

❹保険料期間
「１３．保険料の払込期月・保険料期間」参照

注意

■**新３大疾病保障保険（死亡保障１００％型）の解約払戻金額については、給付の種類の型（がん要精検後検査等給付金の有無）による差異はありません。**
契約時の年齢、性別、保険期間、保険料払込期間等がすべて同じ場合、がん要精検後検査等給付金あり型の新３大疾病保障保険（死亡保障１００％型）の解約払戻金額と、がん要精検後検査等給付金なし型の新３大疾病保障保険（死亡保障１００％型）の解約払戻金額は、同じ金額となります。

■**特定損傷保険を組み合わせている場合に、他の保険契約の解約により特定損傷保険のみを継続させることはできない等、解約に際しては所定の取扱い❶があります。**

❶所定の取扱い
「１．ニッセイみらいのカタチの特徴」の「複数の保険契約を組み合わせて加入する場合の当社所定の取扱い」参照

解約後の保障期間

当社は、１カ月単位で保障の提供を行うため、解約後の所定の期間は保障が継続されます。

○解約後も「解約日直後の月ごと応当日の前日」までは保障が継続するため、その間に被保険者が支払事由に該当した場合は、保険金等の支払対象となります。
ただし、保険料払込免除特約、リビング・ニーズ特約については解約後の保障の継続はありません。

≪死亡保険金の例≫

【例】解約日：４/２０　　保険料の払込回数：月払

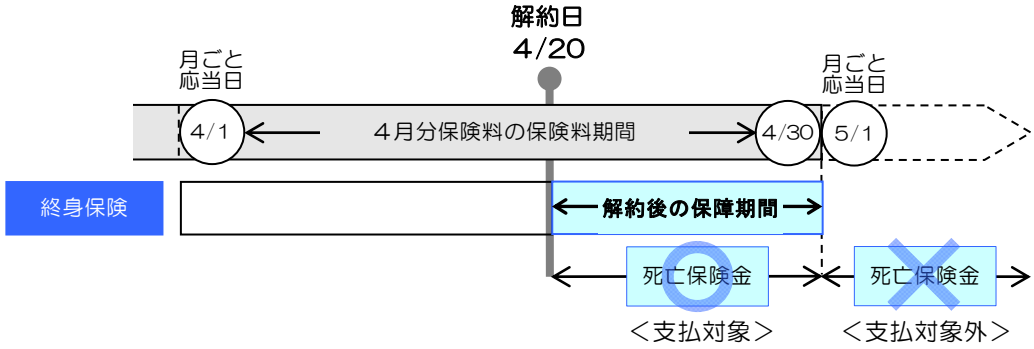

○死亡保険金お支払い時のご留意点
- 解約払戻金をお支払いした後に死亡保険金をお支払いする場合、支払額は死亡保険金額から解約時の解約払戻金と同額を差引いた金額となります。
- 解約の際に解約払戻金から差引くことができなかった、解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合は、その金額を差引きます。

○生活サポート保険について、解約後の保障期間中に第１回生活サポート年金、初期サポート保険金（１００）の支払事由に該当し、第１回生活サポート年金、初期サポート保険金（１００）が支払われる場合は、第２回以後の生活サポート年金の保障も継続し、第１回生活サポート年金の支払事由該当日の毎年の応当日に被保険者が生存していたとき、ご契約時に指定した年齢または年数を限度に生活サポート年金をお支払いします。

○解約後の保障は「解約日直後の月ごと応当日の前日」までのため、次のような場合の保険金等は支払対象外となります。

＜生活サポート年金、初期サポート保険金（１００）＞

・所定の要介護状態に該当したものの、「解約日直後の月ごと応当日」以降に、所定の要介護状態に該当した日から１８０日以上要介護状態が継続したことを診断確定されたときは、生活サポート年金、初期サポート保険金（１００）の支払対象外となります。

・身体障害者福祉法に定める１～３級の障がいに該当したものの、「解約日直後の月ごと応当日」以降に、その障がいに対する身体障害者手帳の交付があったときは、生活サポート年金、初期サポート保険金（１００）の支払対象外となります。

＜初期サポート保険金（５０）＞

身体障害者福祉法に定める４～６級の障がいに該当したものの、「解約日直後の月ごと応当日」以降に、その障がいに対する身体障害者手帳の交付があったときは、初期サポート保険金（５０）の支払対象外となります。

＜特定重度疾病保険金＞

糖尿病に罹患したと医師によって診断され、その糖尿病の治療のため、医師の指示によるインスリン治療を受けたものの、その治療を開始した日から１８０日以上継続して受けた時が「解約日直後の月ごと応当日」以降であるときは、特定重度疾病保険金の支払対象外となります。

＜３大疾病保険金＞

急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けたものの、「解約日直後の月ごと応当日」以降に、その診療を受けた日から６０日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたときは、３大疾病保険金の支払対象外となります。
また、脳卒中を発病した場合も同様の取扱いとなります。

≪３大疾病保険金の例≫

【例】解約日：４/２０　　保険料の払込回数：月払

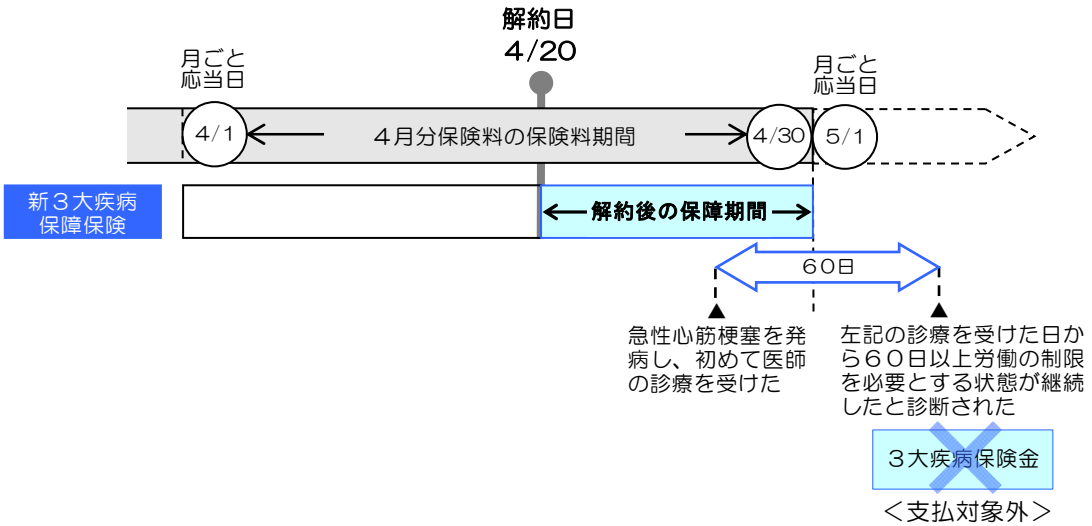

＜がん要精検後検査等給付金＞

所定のがん検診を受診し、要精密検査等と診断されたものの、その診断に関する精密検査による通院等をした時が「解約日直後の月ごと応当日」以降であるときは、がん要精検後検査等給付金の支払対象外となります。

この場合、所定のがん検診を受診した日からその日を含めて１８０日以内に精密検査による通院等をした場合であっても、がん要精検後検査等給付金の支払対象外となります。

なお、「解約日直後の月ごと応当日の前日」までに精密検査による通院等をした場合は、がん要精検後検査等給付金の支払対象となります。

≪がん要精検後検査等給付金の例≫

【例】解約日：４/２０　　保険料の払込回数：月払

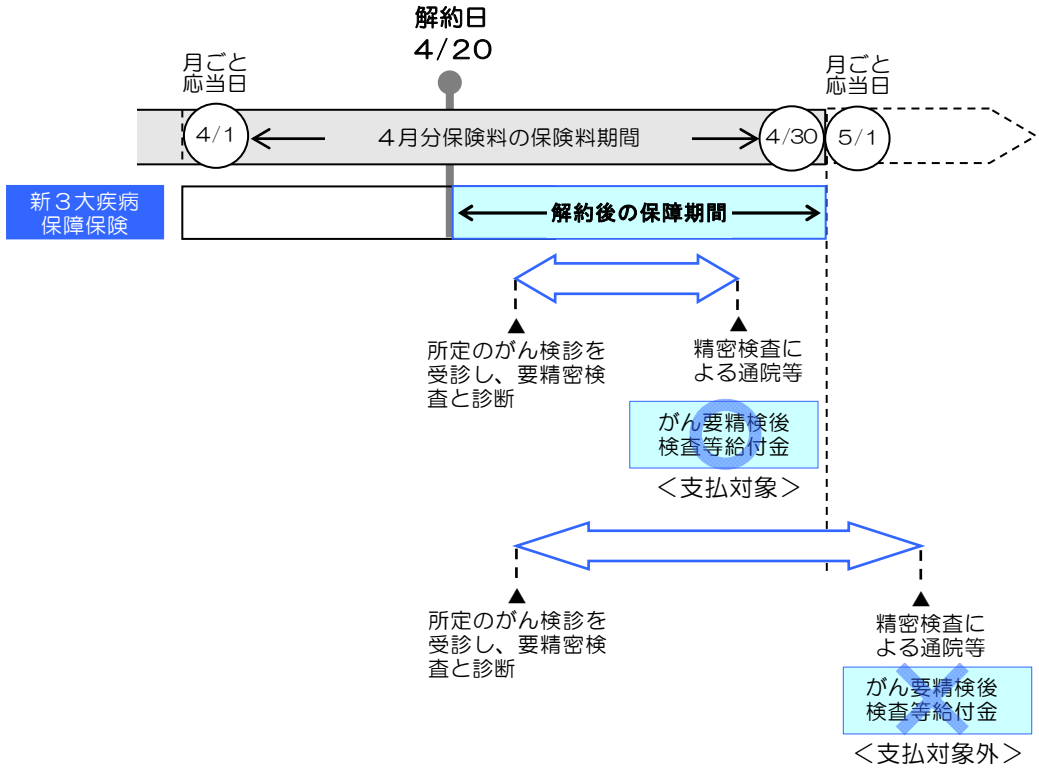

＜入院給付金＞

「解約日直後の月ごと応当日」以降の入院については入院給付金の支払対象外となります。

なお、「解約日直後の月ごと応当日の前日」までの入院については、解約後の保障期間中の入院であるため、その間に被保険者が支払事由に該当した場合は、入院給付金の支払対象となります。

≪入院給付金の例≫

【例】解約日：４/２０　　保険料の払込回数：月払

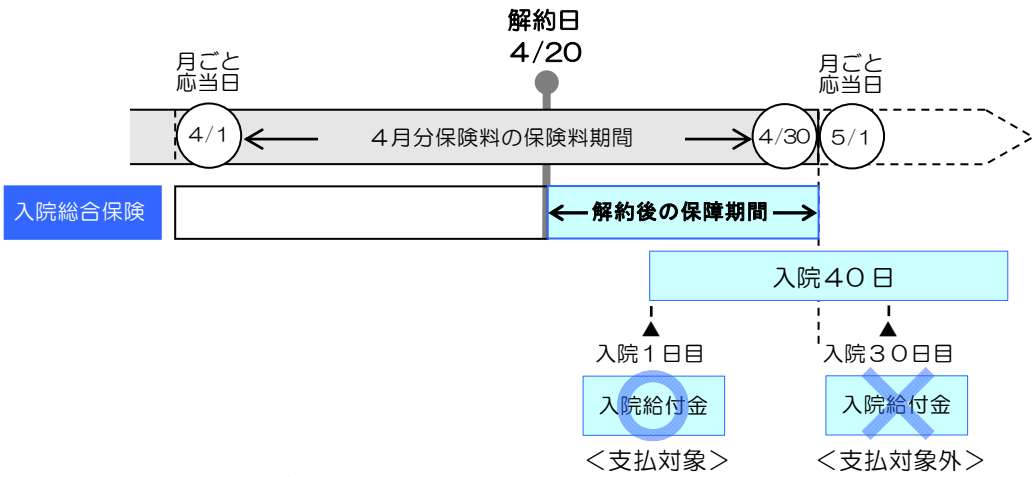

○給付金お支払い時のご留意点

・解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、その金額を差引きます。

○組み合わせた一部の保険契約の解約後の保障期間中において、他の保険契約の保険金等の受取人等を変更し、その後に支払事由に該当し保険金等を支払うときは、解約されていなかったとすればその変更に伴い受取人となる人に保険金等を支払います。

≪解約後の保障期間中に死亡時支払金受取人を変更した例≫

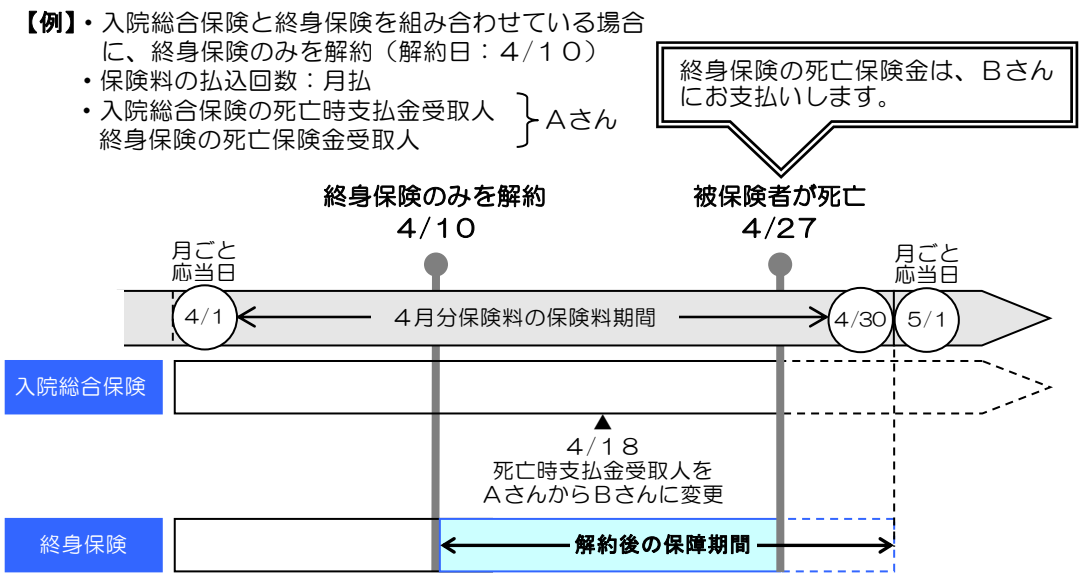

被保険者による契約者への解約請求

被保険者は契約者に対し、保険契約の解約を請求することができます。

○被保険者と契約者が異なる保険契約の場合、一定の条件❶に該当するときには、被保険者は契約者に対して、保険法（第５８条、第８７条）にもとづき保険契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、保険契約の解約を行う必要があります。

○被保険者の解約請求により解約された場合、「解約後の保障期間」の取扱いはないため、解約後の保障の継続はありません。

❶**一定の条件**
被保険者が保険契約の申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変更した場合等をいいます。
例）契約者と被保険者との間の親族関係の終了

注意

■被保険者は当社に対し、直接保険契約の解約を請求することはできません。
解約の請求は、契約者が当社に行う必要があります。

債権者等による解約

契約者の債権者等から解約の請求があっても、保険金等の受取人は所定の手続きを行うことで、保険契約を存続させることができます。

○債権者等❶による保険契約❷の解約❸は、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から１カ月を経過した日に効力を生じます。
解約の効力が生じた日の直後の月ごと応当日の前日までに、被保険者が支払事由に該当した場合は、保険金等の支払対象となります。
なお、特定損傷保険は当取扱いの対象となりません。

○解約の請求書が当社に到達した日において、次のすべてを満たす保険金等の受取人❹は保険契約を存続させる権利があります。
- 契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- 契約者でないこと

○保険金等の受取人が保険契約を存続させるためには、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から１カ月以内に、次のすべての手続きを行う必要があります。
（A）契約者の同意を得ること
（B）解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば、当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
（C）上記（B）について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること

❶**債権者等**
・差押債権者
・破産管財人　等

❷年金保険の場合は、年金開始日前の場合に限ります。

❸保険金額等の減額を含みます。

❹**保険金等の受取人**
満期保険金受取人・年金受取人を除きます。

20 契約貸付制度

この項目は終身保険・養老保険・年金保険の取扱いに関する記載です。

契約貸付制度

「契約貸付制度」は、契約者の申出により、当社が資金の貸付をする制度です。❶
なお、貸付金には所定の利息が付利されます。
（当制度を利用できる保険種類は、終身保険、養老保険、年金保険です。）

○契約貸付制度の内容は、次のとおりです。

貸付金額の範囲	貸付は、次の範囲で行います。 貸付金額の上限： ＜終身保険の場合の取扱い＞ 終身保険の解約払戻金額の８割から終身保険の３カ月分の保険料相当額を差引いた金額❷❸ ＜養老保険の場合の取扱い＞ 養老保険の解約払戻金額の８割から養老保険の３カ月分の保険料相当額を差引いた金額❷❸ ＜年金保険の場合の取扱い＞ 年金保険の解約払戻金額の８割から年金保険の３カ月分の保険料相当額を差引いた金額❷❸ 貸付金額の下限：当社の定める金額
貸付期間	貸付日からその日を含めて１年間です。❹❺ ただし、貸付期間の満了日までに返済がない場合は、利息を元金に繰入れ、貸付期間を１年間延長します。
利息	所定の利率❻により複利で計算します。 利率が変更された場合には、すでに行われている契約貸付についても、変更後の利率を適用します。
返済	全額返済のほか、一部返済も取扱います。
精算	＜終身保険・養老保険の場合の取扱い＞ ・次の保険金等のお支払い時に貸付金の元利金が返済されていない場合は、保険金等から貸付金の元利金を差引精算します。 終身保険の場合：死亡保険金❼、解約払戻金等 養老保険の場合：死亡保険金❼、満期保険金、解約払戻金等 ＜年金保険の場合の取扱い＞ ・年金開始日の前日までに貸付金の元利金が返済されていない場合は、責任準備金から貸付金の元利金を差引精算します。❽ 精算後の責任準備金により計算される年金額が当社の定める限度を下回る場合は、年金のお支払いを行わず、精算後の責任準備金を一時に契約者にお支払いします。この場合、年金開始日の前日に保険契約は消滅し、その時までに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、その未払込保険料を支払うべき金額から差引きます。 ・年金保険の死亡保険金、解約払戻金等のお支払い時に貸付金の元利金が返済されていない場合は、死亡保険金、解約払戻金等から貸付金の元利金を差引精算します。

❶年金保険にご加入の場合、貸付は年金開始日前に限り行います。

❷貸付時期が次の場合、保険料相当額の差引きは行いません。
・保険料払込済後
・保険料の払込みが免除されている期間

❸年払契約の場合に差引く金額は、年払保険料相当額の１２分の３になります。

❹養老保険について、貸付期間の満了日が保険期間満了日の翌日以後となる場合、貸付期間の満了日は保険期間満了日になります。
貸付期間を延長する場合も同様です。

❺年金保険について、貸付期間の満了日が年金開始日以後となる場合、貸付期間の満了日は年金開始日の前日になります。
貸付期間を延長する場合も同様です。

❻所定の利率
利率は金融情勢等により変動することがあります。
利率については、当社ホームページを参照ください。

❼死亡保険金
リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いする場合を含みます。

❽個人年金保険料税制適格特約が付加されている場合の取扱いは、「９．個人年金保険料税制適格特約」を確認ください。

○貸付期間満了時までに新たに貸付を受ける場合は、次の取扱いとなります。
- すでに貸付を受けている金額の元利金と追加の貸付金額の合計額を新たな貸付金額とします。
- 貸付期間は、新たな貸付を受けた日からその日を含めて１年間です。❶❷

注意

■契約貸付制度は、預貯金のように契約者がご自身のお金を引出すものではなく、当社が資金の貸付をする制度です。
そのため、貸付金には利息が付利され、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的な返済をおすすめします。

■実際に契約貸付制度をご利用の際は、手続き時に案内する確認事項等をあわせて確認ください。

貸付金の元利金額の超過によるご契約の解除

貸付金の元利金の返済がなされず、基準日❸においてその金額が解約払戻金額❹を超過した場合、当社はご契約を解除します。

○解約払戻金額の増加額に比べ、貸付金の元利金額の増加額が大きい場合、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過することがあります。

○貸付金の元利金額の超過によるご契約の解除は、次の流れに沿った取扱いとなります。
当社が通知した返済期限までに返済をお願いします。

≪ご契約が解除されるまでの例≫

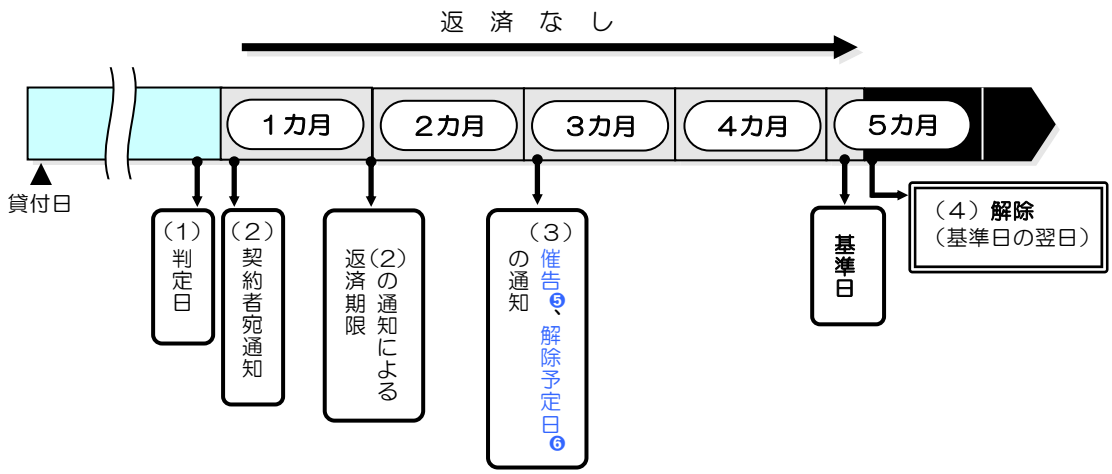

（１）判定日	基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過しないかを毎月判定します。
（２）契約者宛通知	貸付金の元利金額が超過すると判定した場合、判定日の翌月末日までに返済が必要である旨を契約者に通知します。
（３）催告、解除予定日の通知	（２）の通知に記載の返済期限までに返済がない場合、次の内容を契約者に通知します。 ・貸付金の元利金の返済の催告 ・基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過している場合は、解除予定日にご契約を解除すること
（４）解除	基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過している場合、（３）の通知に記載の解除予定日にご契約は解除されます。 この場合、支払うべき金額から貸付金の元利金を差引精算します。

❶養老保険について、貸付期間の満了日が保険期間満了日の翌日以後となる場合、貸付期間の満了日は保険期間満了日になります。

貸付期間を延長する場合も同様です。

❷年金保険について、貸付期間の満了日が年金開始日以後となる場合、貸付期間の満了日は年金開始日の前日になります。

貸付期間を延長する場合も同様です。

❸基準日
「毎月の判定日の５カ月後の月における月ごと応当日の前日」をいいます。

❹解約払戻金額
各保険契約（終身保険、養老保険または年金保険）の解約払戻金額をいいます。

❺催告
貸付金の元利金額が所定の日において解約払戻金額を超過すると判定されたご契約の契約者に対し、当社が貸付金の元利金の返済を請求することをいいます。

❻解除予定日
「基準日の翌日」をいいます。

○契約者が貸付金の元利金の一部を返済した場合、当社はあらためて所定の基準にもとづき、返済後の貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過しないかの判定を行います。
判定の結果、再び貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過する場合は、新たな基準日❶をもとに、催告および解除予定日の通知をします。

❶新たな基準日
「超過状態となった直後の月ごと応当日の前日」をいいます。

注意

■解除により保障は失われます。解除されたご契約を元に戻すことはできません。
契約貸付制度を利用される場合は、計画的な返済をおすすめします。

■解除される場合、契約貸付制度を利用できる保険契約だけでなく、組み合わせた複数の保険契約はすべて解除されます。
契約貸付制度を利用できる保険契約以外の保険契約に解約払戻金がある場合であっても、組み合わせた複数の保険契約はすべて解除され、それらの解約払戻金をお支払いします。
解除日までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合は、解約払戻金から差引きます。

■組み合わせた複数の保険契約すべてが解除される場合、解約払戻金等の支払うべき金額の合計額から貸付金の元利金を差引きます。

■当社に登録いただいた住所について引越し等により変更がある場合、必ず連絡ください。❷
住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に貸付金の元利金の返済の催告および解除予定日の通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除されることになります。

❷詳細は、「２４．住所等の変更に伴う手続き」を確認ください。

契約貸付制度を利用した保険料の払込み

契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、貸付金を保険契約の未払込保険料に振替えることができる場合があります。❸
（終身保険・養老保険・年金保険に加入している場合の取扱いです。）

❸複数の保険契約を組み合わせている場合は、保険料払込期間中のすべての保険契約の未払込保険料が、振替えの対象となります。

○保険料の払込みが困難な場合、契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。
この取扱いは、貸付金を保険料に直接振替えるため、銀行振込み等の手続きは不要です。

注意

■保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。

■保険料の払込経路によっては、契約貸付制度を利用した保険料の払込みができない場合があります。

21 ご契約後の保障内容の見直し

※２０２５年６月現在の取扱いを記載しています。

ライフステージの変化等にあわせて必要な保障内容への見直しができます。
（保障内容の見直しの利用にあたっては、当社の承諾が必要となります。）

（１）保障見直し制度

○現在のご契約の責任準備金等（見直し価格）を新しいご契約の保険料の一部に充当して、当社所定の基準にもとづき、保障内容を見直すことができます。

（２）一部保障見直し制度

○組み合わせた複数の保険契約のうち、一部の保険契約のみを、当社所定の基準にもとづき、異なる保障内容に見直すことができる制度です。
この場合、見直し対象となる保険契約の責任準備金等（見直し価格）を、見直し後の保険契約の保険料の一部に充当します。

（３）保障追加制度

○当社所定の基準にもとづき、現在のご契約に、新たに加入する保険契約を追加で組み合わせることができます。

（４）保険期間が終身の保険契約への変更（終身変更制度）

○契約応当日を変更日とし、当社所定の基準にもとづき、診査や告知なしで定期保険を保険金額が同額以下の終身保険にする等の変更ができます。

（５）更新時・指定年齢❶到達時の保障内容の変更

○保険期間満了の日の翌日を変更日とし、当社所定の基準にもとづき、診査や告知なしで変更前の保険契約の保険金額等と同額以下で、保険期間の変更等ができます。

注意

■上記（１）～（５）による保障内容の見直しをご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。
なお、例えば次の場合には、これらの保障内容の見直しを利用することができません。
- 申出時に当社がこれらの保障内容の見直しを取扱っていない場合
- 被保険者の健康状態等についての告知や診査が必要な場合で、その結果、保障内容の見直しができないとき
- 保険料が払込まれていない等、当社所定の基準を満たさない場合

■その他にも、上記（１）（２）については、次の場合のように取扱いできないことがあります。
- 契約日等❷から２年が経過していない場合

■保険料払込免除特約を引続き付加したうえで、上記（５）による保障内容の見直しをご希望の場合、診査や告知が必要な場合があります。そのため、健康状態等によっては取扱いできない場合があります。

■上記（４）または（５）による保障内容の見直しを行う場合、支払日数や回数の限度は、変更前後・更新前後の支払日数、支払回数や支払額を通算して判定します。

❶指定年齢
「１．ニッセイみらいのカタチの特徴」の「『保険期間のタイプ』の選択」参照

❷契約日等
上記（１）利用時の契約日、（２）（３）利用時の追加契約日、（４）（５）利用時の変更日、更新日を含みます。

（６）年金支払への移行

○終身保険の死亡保障に代えて、年金を受取る取扱いです。
（当制度を利用できる保険種類は、終身保険です。）

○終身保険の全部または一部について、将来の死亡保険金のお支払いに代えて、年金支払に移行することができます。
（通常、年金額の総額は、年金支払の移行対象となる死亡保険金額より小さくなります。）

注意

■年金支払への移行をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。
なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

■当制度は終身保険の保険料払込期間経過後のいずれかの契約応当日に取扱います。❶

■次に該当する場合、年金支払への移行はできません。
- 年金支払に移行する部分の年金額が当社の定める限度を下回る場合
- 継続する終身保険の死亡保険金額が当社の定める限度を下回る場合
- すでに当制度が利用されている終身保険の場合　等

■年金支払に移行した場合、高額割引制度❷の割引額が変更されることや、割引の適用がなくなることがあります。
年金支払に移行した部分は、割引および割引適用基準額の対象となる保険契約には含まれなくなります。

❶払済保険に変更した保険契約の場合、契約日等から５年経過後のいずれかの契約応当日に取扱います。

❷高額割引制度
「１．ニッセイみらいのカタチの特徴」の「高額割引制度」参照

保障内容を見直すことにより、保険料の負担を軽減することができます。

（１）保険金額等の減額

○保険金額等を減額し、保険料の負担を軽くしたい場合の取扱いです。
（減額した場合、減額分について減額後の所定の期間は保障が継続します。❶）

○減額した場合、当社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金があるときは、これを契約者にお支払いします。

○解約払戻金をお支払いする場合で、減額の請求があった時までに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料があるときは、当社は、減額分に対応する未払込保険料を解約払戻金から差引いてお支払いします。

注意

■次に該当する場合、保険金額等の減額はできません。
- 減額後の保険金額等が当社の定める限度❷を下回る場合❸
- 保険料の払込みが免除された場合
- 年金開始日が到来している年金保険の場合
- 生活サポート年金支払期間中の生活サポート保険の場合

（２）払済保険への変更

○保険料の払込みを中止したうえで、保険契約を継続させたい場合の取扱いです。
（当制度の利用にあたっては、当社の承諾が必要となります。
また、当制度を利用できる保険種類は、終身保険・養老保険です。）

○解約払戻金を一時払の保険料に充当して、保険料払込済の保険契約に変更できます。
この場合、通常、保険金額等は小さくなります。

○払済保険金額は、払済保険に変更する保険契約の解約払戻金額、払済保険への変更日における被保険者の年齢および契約日❹の保険料率により計算します。

注意

■払済保険への変更をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。
なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

■終身保険、養老保険以外の保険契約については、払済保険への変更はできません。年金保険についても払済保険への変更はできません。

■次に該当する場合、払済保険への変更はできません。
- 払済保険へ変更後の保険金額等が当社の定める限度❺を下回る場合
- 払済保険への変更の対象となる契約に、特別条件のうち、特別保険料領収法が適用されている場合

■払済保険に変更した場合、組み合わせた複数の保険契約のうち、払済保険に変更する終身保険、養老保険以外の保険料払込中の保険契約は消滅します。
また、消滅する保険契約に解約払戻金があるときは、その金額が、払済保険金額を計算する際の解約払戻金額に含まれます。

※上記（１）または（２）のほか、保険料の払込みが困難な場合、契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。❻
この場合、保障内容を変更することなく、保障を継続することができます。

❶減額後の減額分の保障については、解約時と同様の取扱いとなります。
詳細は、「１９．解約と解約払戻金」の「解約後の保障期間」を確認ください。

❷当社の定める限度
詳細は当社ホームページを参照ください。

❸組み合わせた複数の保険契約のうち、一部の保険契約を減額する場合の制限は、「１．ニッセイみらいのカタチの特徴」の「複数の保険契約を組み合わせて加入する場合の当社所定の取扱い」を確認ください。

❹契約日
払済保険へ変更する前の保険契約が、他の保険種類から変更された終身保険の場合、終身保険に変更された日となります。

❺当社の定める限度
詳細は当社ホームページを参照ください。

❻詳細は、「２０．契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

22 年金開始に伴う取扱い

この項目は年金保険の取扱いに関する記載です。

年金開始前の取扱い

年金開始の手続きの際に申出ることにより、年金の支払期間、年金の種類、第１回年金支払基準日を変更することができます。
また、契約者は年金開始の手続きの際に、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を１人指定ください。❶

❶それぞれの変更・指定の申出は、年金開始日の前日まで受付けます。

（１）年金の支払期間の変更

○次の中から、所定の範囲内で年金の支払期間を変更することができます。

・５年確定年金　・１０年確定年金　・１５年確定年金

注意

■年金の支払期間の変更をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。
なお、申出時に当社が取扱っている年金の支払期間に限ります。

■年金の支払期間の変更後の年金額が当社の定める限度を下回る場合、年金の支払期間の変更はできません。

（２）年金の種類の変更

○特約を付加することにより、所定の範囲内で年金の種類を１０年保証期間付終身年金へ変更することができます。

○年金の種類を１０年保証期間付終身年金に変更する場合、次のとおり取扱います。

- 第１回年金支払基準日❷以後、被保険者が生存している間、毎年、同額の年金額を終身にわたってお支払いします。
  また、第１回年金支払基準日から第１０回目の年金支払基準日の前日までの間に被保険者が死亡した場合には、保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額（死亡一時金）をお支払いします。
- 「年金開始日」における基礎率（予定利率、予定死亡率等）により年金額を計算します。したがって、年金額はご契約時点で定まるものではありません。

❷第１回年金支払基準日
第１回年金支払基準日の変更（繰延べ）をした場合は、変更後の第１回年金支払基準日となります。

注意

■１０年保証期間付終身年金への変更をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。
１０年保証期間付終身年金への変更にあたっては、当社の承諾が必要となります。
なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

■次に該当する場合、年金種類の変更はできません。
- 年金種類の変更後の年金額が当社の定める限度を下回る場合
- ご契約時に選択した年金開始年齢（指定年齢）が当社の定める範囲外となる場合

■１０年保証期間付終身年金に変更する場合、第１回年金支払基準日の変更（繰延べ）をしたとしても、繰延べ前の「年金開始日」における基礎率（予定利率、予定死亡率等）により年金額を計算します。

（３）第１回年金支払基準日の変更（繰延べ）

○特約を付加することにより、所定の範囲内で第１回年金支払基準日を最長５年間、繰延べることができます。

・第１回年金支払基準日を変更され、変更後の第１回年金支払基準日の前日までに被保険者が死亡した場合には、死亡日における責任準備金を年金受取人にお支払いします。

注意

■第１回年金支払基準日の変更をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

第１回年金支払基準日の変更にあたっては、当社の承諾が必要となります。
なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

■第１回年金支払基準日の変更は、１回に限り取扱います。

（４）後継年金受取人の指定

○契約者は年金開始の手続きの際に、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を１人指定ください。年金開始日以後に年金受取人が死亡した場合は、年金受取人の権利・義務すべてを後継年金受取人が引継ぎ、以後、後継年金受取人が年金受取人となります。

○契約者と被保険者と年金受取人が同一人の場合は、契約者からの申出がないときは、死亡保険金受取人が後継年金受取人となります。❶

❶死亡保険金受取人が２人以上いる場合等は、死亡保険金受取人が後継年金受取人とならないため、後継年金受取人を指定する必要があります。

23 保険金等の受取人の変更

保険金等の受取人を変更する場合の取扱い

契約者は、保険金等の受取人を変更することができます。
また、受取人の変更は契約者の遺言によって行うこともできます。

○保険金等の受取人の変更❶にあたっては、被保険者の同意を得たうえで、当社に必要書類❷を提出ください。
ただし、変更できるのは、被保険者が死亡するまでの期間です。
なお、年金受取人の変更にあたっては、変更後の年金受取人は契約者と被保険者のうちから１人を指定ください。ただし、年金開始日以後は、変更後の年金受取人は被保険者に限ります。

○遺言❸による保険金等の受取人の変更にあたっては、契約者が死亡した後、契約者の相続人が当社に必要書類をすみやかに提出ください。
なお、遺言による保険金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。

❶生活サポート保険、入院総合保険、がん医療保険、特定損傷保険の場合は、死亡時支払金受取人の変更となります。

❷**必要書類**
別表１参照

❸**遺言**
法律上有効な遺言に限ります。

死亡保険金受取人が死亡した場合の取扱い

死亡保険金受取人が死亡した場合は、すみやかに受取人を変更ください。

○新たな死亡保険金受取人への変更が行われるまでの間は、死亡保険金受取人が死亡した時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。❹❺

≪死亡保険金受取人の例≫

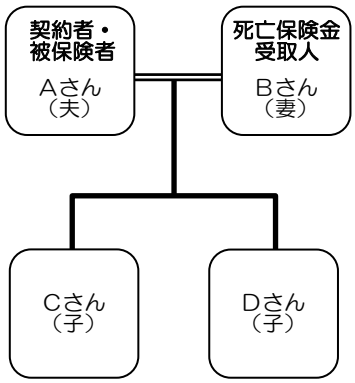

Aさんより先にBさん（死亡保険金受取人）が死亡し、死亡保険金受取人の変更が行われていない間

Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、Cさん、Dさんが死亡保険金受取人となります。

その後、新たな死亡保険金受取人への変更が行われないまま、受取人となったAさんが死亡した場合

Aさんの死亡時の法定相続人であるCさんとDさんが死亡保険金受取人となります。❻
（なお、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合はそれぞれ５割ずつとなります。）

❹養老保険の満期保険金の場合は、満期保険金受取人となります。
生活サポート保険、入院総合保険、がん医療保険、特定損傷保険の場合は、死亡時支払金受取人となります。

❺受取人となった人が２人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。

❻被保険者であるAさんの受取人としての地位は、Aさんの死亡時の法定相続人であるCさん、Dさんに移行するため、Aさんは実際に受取人にはなれません。

注意

■死亡保険金受取人、死亡時支払金受取人を変更する場合は、組み合わせた各保険契約について同一の変更の請求をすることが必要です。
また、死亡保険金受取人を変更する場合は、死亡時支払金受取人も同一人に変更することが必要です。

■保険金等の受取人の変更の通知が当社に到達する前に変更前の保険金等の受取人に保険金等❼をお支払いしたときは、その後、変更後の保険金等の受取人から保険金等の請求を受けても、当社は保険金等を変更後の保険金等の受取人にお支払いできません。

❼死亡時支払金受取人の変更の場合は、死亡払戻金となります。

24 住所等の変更に伴う手続き

こんなときはお知らせください

当社に登録いただいた住所等の情報について、引越しや結婚等により変更がある場合には、すみやかに当社に連絡ください。手続きを案内します。
住所変更のご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせをお届けできなくなることがあります。

○次のような場合は、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

こんなとき…

- 住所・電話番号の変更
- 保険金等の受取人の変更
- 契約者の変更
- 改姓・改名
- 年金受取人・後継年金受取人の変更
- 指定代理請求人の変更
- 保険料払込方法の変更
- 生命保険料控除証明書の再発行　等

一部の手続きについては、日本生命アプリ・当社ホームページからも実施いただけます。
日本生命アプリ・当社ホームページから実施いただける手続きについて、こちらより確認いただけます。

注意

■住所変更について当社へご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせ等の通知をお届けできなくなるため、必ず連絡ください。

■住所変更のご連絡がない場合、当社は変更前の住所に通知を送付しますので、変更後の住所に届かないことがあります。
この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなします。

例えば、当社から変更前の住所に送付した保険料の払込みの案内および解除予定日の通知❶が、到達したものとみなされた場合で、保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えたときは、保険契約が解除されることになります。

❶保険料の払込みの案内および解除予定日の通知
「１４．保険料の払込みの案内と保険契約の解除」参照

25 生命保険と税金

※税務の取扱い等については２０２５年４月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しています。
今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱い等については、（顧問）税理士や所轄の国税局・税務署等に確認ください。

生命保険料控除

払込みいただいた保険料に応じて、一定額がその年の所得から控除されるため、所得税と住民税が少なくなります。

（１）生命保険料控除の具体内容

○生命保険料控除の対象となるご契約・保険料

・控除の対象となるご契約　⇒　納税する人が保険料を支払い、保険金等の受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約

・控除の対象となる保険料　⇒　１月から１２月までに払込まれた保険料の合計額から、その期間に支払われた配当金を差引いた額

○生命保険料控除の種類

保険契約によって適用される生命保険料控除の種類が異なります。

保険契約	適用される生命保険料控除
終身保険、養老保険、定期保険、生存給付金付定期保険、新３大疾病保障保険（死亡保障１００％型）、特定重度疾病保障保険、認知症保障保険	一般生命保険料控除
新３大疾病保障保険（死亡保障１０％型）、生活サポート保険、入院総合保険、がん医療保険	介護医療保険料控除
年金保険❶	個人年金保険料控除
特定損傷保険	（生命保険料控除の対象外）

❶年金保険
個人年金保険料税制適格特約が付加されている年金保険をいいます。
個人年金保険料税制適格特約が付加されていない場合は、一般生命保険料控除が適用されます。

○生命保険料控除額

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除それぞれについて、控除額が所得から控除されます。

＜所得税＞

年間正味払込保険料	控除額　＊
20,000 円以下	全額
20,000 円超 40,000 円以下	正味払込保険料×1/2＋10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	正味払込保険料×1/4＋20,000 円
80,000 円超	一律　40,000 円

＊　各保険料控除の合計適用限度額は、合計１２万円となります。

＜住民税＞

年間正味払込保険料	控除額　＊
12,000 円以下	全額
12,000 円超 32,000 円以下	正味払込保険料×1/2＋6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	正味払込保険料×1/4＋14,000 円
56,000 円超	一律　28,000 円

＊　各保険料控除の合計適用限度額は、合計７万円となります。

（２）生命保険料控除の手続き

○生命保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」（以下、「控除証明書」といいます。）を発行しますので、次の要領で申告ください。

給与所得者	毎年１２月の給与の支払われる前日までに、「給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。 ただし、団体扱契約の場合は、勤務先の代表者等の確認印でよいため、「控除証明書」は発行しません。
申告納税者	事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「控除証明書」を添付のうえ税務署に提出し、控除を受けてください。

≪「控除証明書」の送付時期≫

「控除証明書」の送付時期は毎年１１月頃です。❶
ただし、ご契約初年度については、契約日が１０月１日以降の保険契約の場合、保険契約を引受け後に送付します。

❶保険料の前納中の保険契約等については、取扱いが異なります。

保険金等の税法上の取扱い

保険金等の受取りにあたっては、税金がかかるもの、また非課税となるものがあります。

（１）死亡保険金等の課税取扱

○死亡保険金、満期保険金、年金の受取りにあたっては、次のとおり税金がかかります。
税の種類は、契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

・死亡保険金

ご契約内容	例 ＊			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
契約者と受取人が同一人の場合	夫	妻	夫	所得税❶（一時所得）
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税

・満期保険金

ご契約内容	例 ＊			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と受取人が同一人の場合	夫	夫	夫	所得税❶（一時所得）
	夫	妻	夫	
契約者と受取人が異なる場合	夫	夫	妻	贈与税
	夫	妻	子	

・年金

ご契約内容	例 ＊			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と受取人が同一人の場合	夫	夫	夫	所得税❶（雑所得）
	夫	妻	夫	
契約者と受取人が異なる場合	夫	妻	妻	贈与税❷
				所得税❶❸（雑所得）

＊　上記例では、契約者が夫の場合を例示していますが、契約者が妻の場合にも同様の取扱いとなります。
（具体的には、上記例の「妻」と「夫」を入替えた形となります。）

（２）死亡保険金❹の非課税限度額

○契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が契約者の法定相続人にあたる場合には、死亡保険金に対して相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。

（３）保険金等の非課税扱

○次の保険金等について、受取人が被保険者の場合には全額非課税となります。

- ３大疾病保険金
- がん要精検後検査等給付金
- 生活サポート年金
- 初期サポート保険金（５０）
- 軽度認知障がい診断保険金
- がん医療保険の給付金❻
- リビング・ニーズ特約の特約保険金
- 特定疾病診断保険金
- 特定重度疾病保険金
- 初期サポート保険金（１００）
- 認知症診断保険金
- 入院総合保険の給付金❺
- 特定損傷給付金

❶所得税に加え、復興特別所得税が別途課税されます。（２０２５年４月現在）

❷年金受給権取得時に相続税法上の年金の受給権評価額に対して課税されます。

❸年金受取時に課税されます。１回目の年金は非課税となり、２回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

❹死亡保険金
契約が２件以上の場合は合計します。

❺入院総合保険の給付金
入院給付金、外来手術給付金、先進医療給付金、先進医療サポート給付金をいいます。

❻がん医療保険の給付金
がん入院給付金、がん手術給付金、がん放射線治療給付金をいいます。

26 その他生命保険に関するお知らせ

個人情報の取扱い

当社では、お客様からいただいた個人情報を以下の目的の範囲内で利用いたします。

◆各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
◆関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
◆ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
◆その他保険に関連・付随する業務

■お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報

お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報は、ご本人の同意なしに取得せず、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。また、当該情報は、保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務遂行上必要な範囲内で、各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、保険商品の開発等の目的のために取得・利用いたします。
なお、保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

■お申込みいただいたご契約が不成立となった場合の情報管理

お申込みいただいたご契約が不成立となった場合においても、お客様からいただいた個人情報は、ご契約が成立しなかった理由にかかわらず、当社において上記目的の範囲内で利用いたします。なお、ご提出いただいた申込書・告知書・診査書等の書類につきましては、ご契約の成立・不成立にかかわらずご返却いたしませんのでご了解ください。

■再保険会社への情報提供

当社は、お引受けする保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

■被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者への個人情報の提供

当社は、お客様との間の保険契約について、保険契約の継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いを目的に、契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報を、契約者を同一とする契約の被保険者・受取人（後継年金受取人・死亡時支払金受取人を含む）・指定代理請求人・後継保険契約者に提供する場合があります。

注意

■取引時に確認したお客様の情報（住所／所在地・氏名／事業者名・職業／事業の内容等）に変更があった場合には、すみやかに当社まで連絡ください。

個人情報保護方針（お客様の個人情報の取扱い）❶

❶２０２５年６月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。
最新の内容については、当社ホームページを確認ください。

ニッセイでは、お客様から信頼いただける保険会社を目指すため、個人情報の取扱いに関する方針を定め、お客様からお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護に努めています。また、適正な個人情報保護を実現するため、この方針を継続的に維持・改善してまいります。

１．情報の収集
お客様の個人情報は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他業務上必要な範囲で収集します。

２．収集する情報の種類
各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に必要な個人情報として主に、お客様の住所・氏名・生年月日の他、お客様の健康状態、職業について収集させていただいております。また、ニッセイが提供する各種商品・サービス等に関連し、業務上必要な範囲でお客様の個人情報をご提供いただく場合があります。

３．情報の収集方法
ニッセイでは、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報を収集いたします。主には、申込書・契約書・請求書・アンケート等（電磁的方法を含む）により収集させていただいております。また、キャンペーン等の実施により、インターネット・はがき等で収集させていただく場合があります。

４．利用目的
お客様の個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます）に定める個人番号を除きます）は、以下の業務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。
（１）各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
（２）関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
（３）ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
（４）その他保険に関連・付随する業務
なお、お客様にご案内したメール等のメッセージやビラ等のコンテンツ・当社のウェブサイトやアプリの閲覧履歴、お客様の取引履歴等の情報を分析して、各種商品・サービスのご案内・提供（広告等の配信を含む）をさせていただく場合がございます。
お客様の個人番号については、番号法に基づき、以下の事務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。
（１）保険取引に関する支払調書作成事務
（２）企業年金に関する支払調書・源泉徴収票作成事務
（３）投資信託に関する口座開設事務および支払調書作成事務
（４）不動産取引に関する支払調書作成事務
（５）報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
（６）その他法令等に定める個人番号関係事務等
これらの利用目的は、個人情報保護方針をホームページ、ディスクロージャー誌等に掲載することにより公表いたします。また、書面等によりお客様から直接お客様の個人情報を収集する場合には、あらかじめお客様にこれらの利用目的を明示いたします。

５．情報の管理・安全管理措置
お客様の個人情報を正確かつ最新なものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

６．情報の提供
ニッセイでは、以下の場合を除き、お客様の個人情報（個人番号を除きます）を第三者に提供いたしません。
（１）あらかじめお客様の同意がある場合
（２）法令に基づく場合のほか、個人情報の保護に関する法律（「個人情報保護法」）によりお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を第三者に提供することが認められている場合
（３）ニッセイの業務遂行上必要な範囲で、お客様の個人情報をニッセイの業務の委託先に提供する場合
（４）個人情報保護法に従ってお客様の個人情報の共同利用を行う場合
（５）その他個人情報保護法に基づきお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を提供することが認められている場合
お客様の個人番号については、個人番号利用事務実施者への提出、個人番号の取扱いの全部または一部の委託を行う場合等、番号法で認められた場合を除き、第三者に提供いたしません。

7．情報の開示・訂正等

お客様からお客様ご自身に関する個人情報の開示・訂正等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応いたします。

8．関係法令等の遵守

お客様の個人情報については、個人情報保護法および番号法その他の関連法令・ガイドラインや一般社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等の定義、考え方、取扱い等を遵守して対応いたします。

9．コンプライアンス・プログラムの策定・改善

お客様の個人情報の取扱いが適正に行われることを確保するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、ニッセイの従業者・業務の委託先その他関係者に周知徹底させるとともに、必要かつ適切な監督を行ってまいります。

また、本指針およびコンプライアンス・プログラムの内容を適宜見直し、改善いたします。

10．個人情報に関するお客様申出

お客様からの個人情報の取扱いに関するお申し出については、当社個人情報申出窓口等で適切かつ迅速に対応いたします。

ニッセイコールセンター：0120-201-021（通話料無料）
＜ご高齢のお客様専用（シニアほっとダイヤル）＞：0120-147-369（通話料無料）
受付時間：月～金曜日　9:00～18:00
土曜日　9:00～17:00
（祝日、12/31～1/3 を除く）

○当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について
当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。
同協会では対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受付けております。
＜お問合せ先＞
一般社団法人生命保険協会　生命保険相談所：
ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp

※最新の個人情報保護方針は当社ホームページ（https://www.nissay.co.jp）をご確認ください。

当社は生命保険契約者保護機構に加入しています

○当社は、お客様への保険金等のお支払いを確実に行うため、リスク管理と健全性の確保に努めています。
○保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
○なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

❶２０２５年４月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。
最新の内容については、当社ホームページを確認ください。

生命保険契約者保護機構❶

○「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）の概要は以下のとおりです。
●保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
●保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
●保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（＊１）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（＊２）を除き、責任準備金等（＊３）の９０％とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の９０％が補償されるものではありません。（＊４））
●なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

＊１　特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。
＊２　破綻時に過去５年間で常に予定利率が基準利率（※１）を超えていた契約を指します（※２）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率　＝　90％－{（過去５年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷2}
（※１）基準利率は、生保各社の過去５年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。
（※２）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
＊３　責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
＊４　個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その 90％が補償されるものではありません。

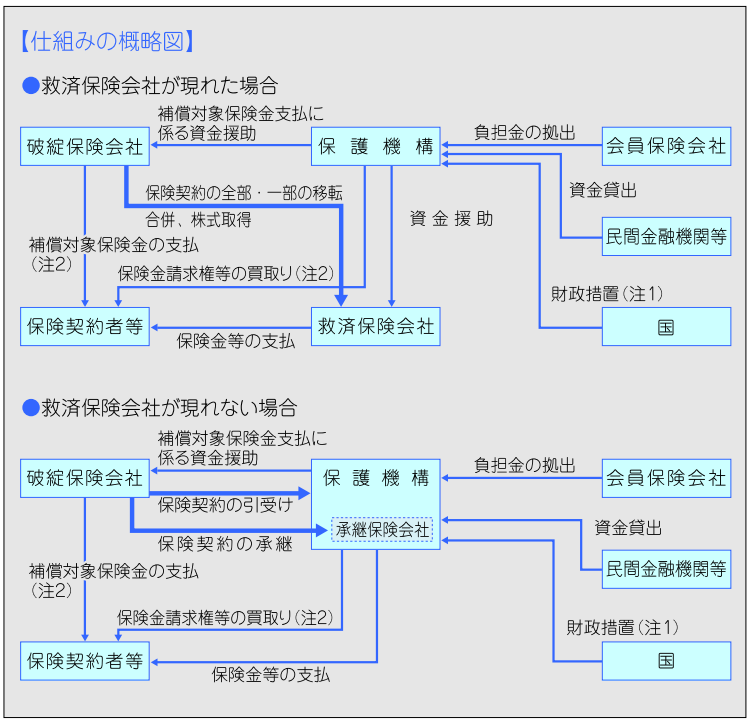

（注１）上記の「財政措置」は、２０２７年３月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

（注２）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、＊２に記載の率となります。）

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て２０２５年４月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。（最新の内容については、当社ホームページ（https://www.nissay.co.jp）で確認できます。）

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関する詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

●生命保険契約者保護機構

ＴＥＬ　０３－３２８６－２８２０

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前９時～正午、午後１時～午後５時

ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp

契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度（他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用）❶

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、以下のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

❶２０２５年４月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。
最新の内容については、当社ホームページを確認ください。

■契約内容登録制度・契約内容照会制度

お客様のご契約内容が登録されることがあります。
当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する以下の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日❷（以下「契約日等」といいます。）から５年間（被保険者が１５歳未満の保険契約等については、「契約日等から５年間」と「契約日等から被保険者が１５歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

❷当冊子に記載の保険契約には、復活、増額、特約の中途付加はありません。

ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】
２０２４年３月３１日以前の登録事項
（１）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
（２）死亡保険金額および災害死亡保険金額
（３）入院給付金の種類および日額
（４）契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
（５）取扱会社名

２０２４年４月１日以降の登録事項❶❷❸❹
（１）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
（２）普通死亡保険金❶の金額
（３）入院給付金❷の種類および入院給付金❷の日額または入院給付金❷の一時金額
（４）災害死亡保険金の金額
（５）がん給付金❸の一時金額
（６）就業不能保障給付金の月額
（７）先進医療保障給付❹の件数
（８）契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日❺
（９）取扱会社名

※２０２４年４月１日以降に復活、増額または特約の中途付加❺、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号❻に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記（２）～（７）に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp）の「加盟会社」をご参照ください。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（https://www.nissay.co.jp）をご確認ください。

❶当冊子に記載の保険契約では、終身保険契約、養老保険契約、定期保険契約、生存給付金付定期保険契約、新３大疾病保障保険（死亡保障１００％型）契約、新３大疾病保障保険（死亡保障１０％型）契約、特定重度疾病保障保険契約および認知症保障保険契約の死亡保険金が登録対象となります。

❷当冊子に記載の保険契約では、入院総合保険契約の入院給付金が登録対象となります。

❸当冊子に記載の保険契約では、新３大疾病保障保険（死亡保障１００％型）契約および新３大疾病保障保険（死亡保障１０％型）契約の３大疾病保険金が登録対象となります。

❹当冊子に記載の保険契約では、入院総合保険契約の先進医療給付金が登録対象となります。

❺当冊子に記載の保険契約には、復活、増額、特約の中途付加はありません。

❻当社では、契約番号となります。

■支払査定時照会制度

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。
当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する以下の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会を行い、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は以下のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】
次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後５年を経過した契約に係るものは除きます。
（１）被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
（２）保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から５年以内のものとします。）
（３）保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp）の「加盟会社」をご参照ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（https://www.nissay.co.jp）をご確認ください。

財産的基礎の充実

○当社はお客様への保険金支払余力のより一層の向上と、保険相互会社としての「財産的基礎の充実」を図るため、総代会決議に基づき、基金の募集を行っております。

○基金とは、保険業法に基づく拠出者からの資金であり、お客様のご契約をはじめとする保険相互会社の債務を担保することから、保険相互会社にとっての資本とみなされます。なお、近年の募集状況は以下のとおりです。

	２０１５年度	２０１７年度	２０１９年度	２０２１年度
①募集額	５００億円	５００億円	５００億円	５００億円
②償却期間	４年	４年	５年	５年
③金利	市場実勢金利（固定）	市場実勢金利（固定）	市場実勢金利（固定）	市場実勢金利（固定）

○これにより、基金償却積立金とあわせ、基金の総額は１兆４,５００億円となっております。

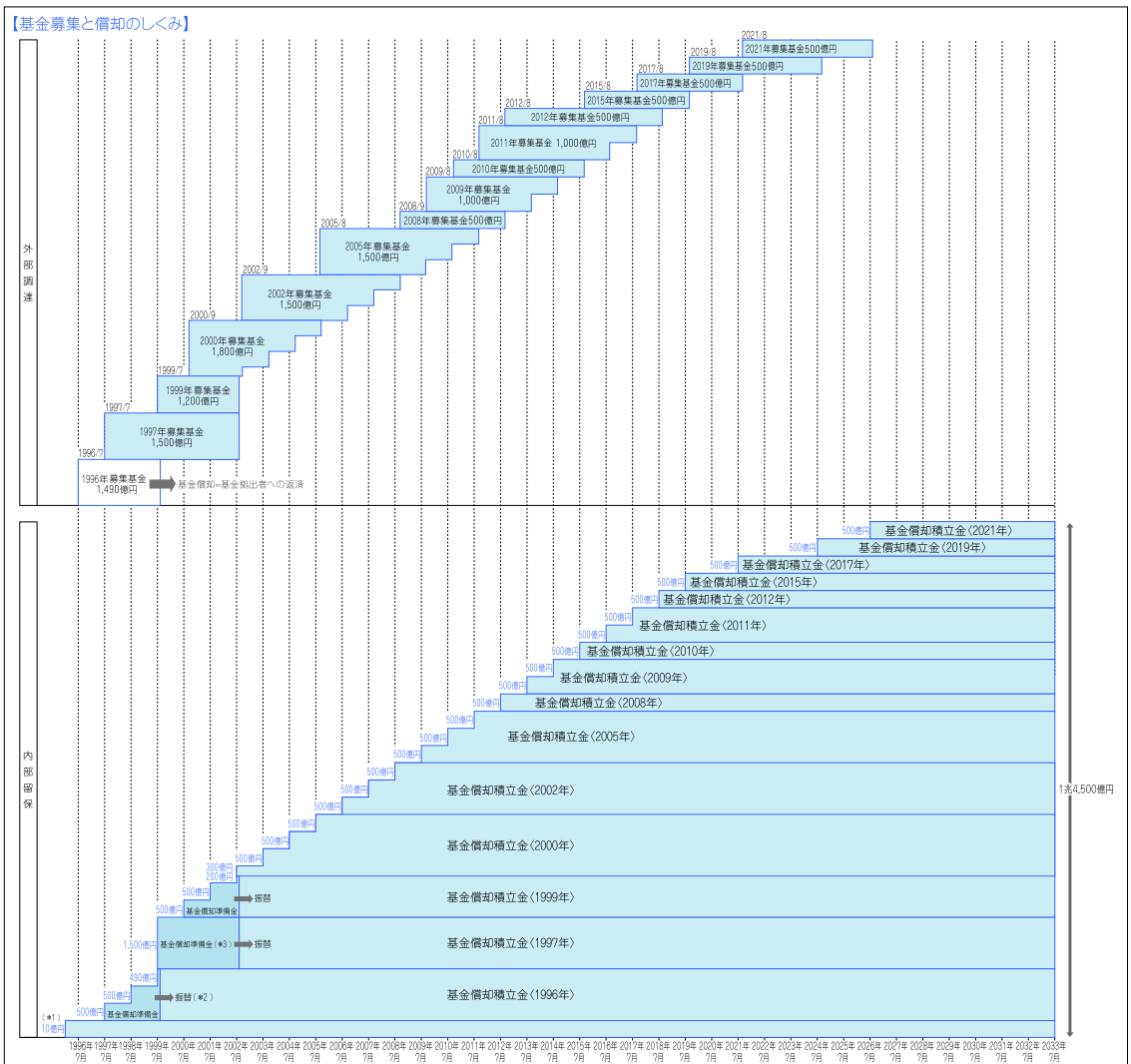

*1　保険業法に定める基金の総額の最低額10億円です。
*2　保険業法第56条の規定により、基金を償却するときは、その償却する金額に相当する金額を、基金償却積立金として積立てることが定められています。
基金償却の準備財源として任意積立金に基金償却準備金があり、基金償却時に基金償却積立金に振替えられます。
*3　1999～2001年度決算に予定していた基金償却準備金1,500億円の積立を前倒しで実施しました。

（２０２５年６月現在）

相互会社運営

【相互会社】

○保険会社の会社形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は、ご契約者同士が助け合う相互扶助の考え方にもとづく相互会社の形態をとっています。

○相互会社では、有配当保険のご契約者が保険加入と同時に会社の構成員である「社員」となります。

○当社は、相互会社制度を通じ、“「社員」の皆様の声にもとづく経営”を行っています。

【総代会の位置づけと運営】

○「総代会」は、株式会社における株主総会に代わるべき機関として設置され、「社員」の中から選出された総代により構成されます。経営に関する重要事項（定款の変更、剰余金の処分、取締役の選任等）の審議と決議を行うとともに、幅広いご意見・ご要望を伺います。

○「社員」は、総代会を傍聴することができます。傍聴者の資格や申し込み方法などの詳細については、毎年５～６月に当社の支社等の店頭に掲示するポスターや当社ホームページ（https://www.nissay.co.jp）にてお知らせします。

（注）傍聴者は、次の資格を満たす必要があります。

・「社員」のうち、前年度末において１年以上有効に継続しており、かつ総代会当日に引続き有効に継続している保険契約の契約者であること、またはその法定代理人であること。

・総代会当日に、年齢が満１８歳に達していること。

○総代会の議事録および議事要旨（質疑応答の要旨）は、当社ホームページ（https://www.nissay.co.jp）にてご覧いただけます。

【総代とその選出】

（総代）

○総代の任期は４年（重任限度は通算８年）です。

○総代は、社員を代表し、多様な視点から経営のチェックを行うため、全国各地より、職業・年齢などの面で幅広く選出されています。また、総代は、実際に総代会へ出席し、実質的な審議を行うことが求められています。

（総代の選出）

○総代の選出にあたっては、総代会に社員の総意を適正に反映させる観点より、社員の中から、特定の社員の利益に偏ることなく、社員全体の利益を代表しうる方を選出することが求められています。このため、総代候補者選考委員会が候補者を推薦し、その候補者に対して社員の意思を直接反映できるよう社員投票を実施する方式を採用しています。

○具体的には、以下の方法により、総代が選出されます。

・社員の中から総代会で選任された選考委員で構成される総代候補者選考委員会が総代候補者を選考します。

・総代候補者選考委員会で選考された個々の総代候補者について、全社員による社員投票を行います。個々の候補者に対する不信任投票の数が、社員総数の１０％に達しない場合は、これらの候補者が総代として選出されます。（社員投票は、２年に１度実施しており、投票書類を全社員に送付します。）

【社員の権利義務】

○社員の権利には、社員配当金請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権、総代会検査役選任請求権等があります。
また、上記のとおり、社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。

○社員は、同時に契約者として、保険約款に基づく保険金等の請求権や、保険料の払込義務等の権利義務を有します。

【ニッセイ懇話会】

○「ニッセイ懇話会」は、全国各地のご契約者に、当社の事業活動を説明し、経営全般や商品・サービスなどに関するご意見・ご要望をお伺いする場として、１９７５年から毎年開催しています。
主なご意見・ご要望とその対応は、総代会にも報告しています。

○ニッセイ懇話会の開催は、ホームページ、支社等へのポスター掲示や営業職員を通じてお客様へお渡ししている情報提供冊子等でご案内し、幅広くご出席者を募集しています。

【相互会社運営に関する意見等の申出方法】

○総代数・総代の選考方法をはじめ、相互会社運営に関するご意見・ご要望等がございましたら、以下の宛先まで、文書にてお寄せください。

〒１００－８２８８　東京都千代田区丸の内１－６－６　日本生命保険相互会社　企画総務部

契約者が法人の場合の保険金等の受取人

「８．保障内容」の「⑥新３大疾病保障保険」、「⑦特定重度疾病保障保険」、「⑨認知症保障保険～⑫特定損傷保険」および「⑭リビング・ニーズ特約」において「被保険者」が受取人となっている保険金等について、次の場合は「法人（契約者）」が受取人となります。

・契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡保険金受取人（死亡保険金がない保険契約の場合は、死亡時支払金受取人）である場合

ただし、組み合わせた複数の保険契約に養老保険または年金保険がある場合、次のとおり取扱います。

＜組み合わせた複数の保険契約に養老保険がある場合＞

契約者が法人であり、かつ、契約者が満期保険金受取人および死亡保険金受取人である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

＜組み合わせた複数の保険契約に年金保険がある場合＞

契約者が法人であり、かつ、契約者が年金受取人および死亡保険金受取人である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

用 語 の 説 明

１．ご契約のしおり等における表記

（１）「障がい」の表記

「ご契約のしおり」や「契約内容通知書」等では、「障害」を「障がい」と表記しています。

例）身体障害状態　⇒　身体障がい状態

なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語については「障害」とそのまま表記する場合があります。

（２）「がん」の表記

「ご契約のしおり」に記載されている「がん（悪性新生物）」、「がん（上皮内新生物等）」、「がん」とは次のとおりです。

名称	内容
（１）「がん（悪性新生物）」	「別表３　対象となる悪性新生物」に定める「悪性新生物」をいい、「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物（皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物）」は含みません。
（２）「がん（上皮内新生物等）」	「別表６　対象となる上皮内新生物等」に定める「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物（皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物）」をいいます。
（３）「がん」	「別表２３　対象となるがん」に定める「がん」をいい、（１）と（２）をあわせたものをいいます。

≪「がん」の具体例≫

がん（悪性新生物）　⇒　悪性リンパ腫、甲状腺がん、肺がん、白血病、皮膚の悪性黒色腫　等
がん（上皮内新生物等）　⇒　非浸潤がん、食道上皮内がん、大腸粘膜内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん　等

２．保険用語の説明

	保険用語	説明
か	**解除** （かいじょ）	告知義務違反があった場合や、所定の期日内に保険料の払込みがない場合等に、保険期間の途中で当社が保険契約または特約を消滅させることをいいます。
	解約 （かいやく）	保険期間の途中で、契約者の意思により保険契約または特約を消滅させることをいいます。
	解約払戻金 （かいやくはらいもどしきん）	保険契約を解約された場合等に、契約者に払戻すお金をいいます。
き	**給付金** （きゅうふきん）	入院をしたときや、所定の手術を受けたとき等にお支払いするお金をいいます。
け	**契約応当日** （けいやくおうとうび）	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日をいいます。 また、月ごと応当日は、各月の契約日に対応する日をいいます。 〔例〕６月１日契約の場合 契約応当日　⇒　毎年の６月１日 月ごと応当日　⇒　毎月の１日
	契約者 （けいやくしゃ）	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（例えば、契約内容変更等の請求権）と義務（例えば、保険料支払義務）を有する人をいいます。
	契約内容通知書 （けいやくないようつうちしょ）	保険契約の保険金等の金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものをいいます。
	契約年齢 （けいやくねんれい）	契約日における被保険者の年齢をいいます。この年齢は満年齢で計算し、１年未満の端数は切捨てます。この年齢の計算方式を「満年齢方式」といいます。 〔例〕３５歳７カ月の被保険者の方の契約年齢は３５歳になります。 ※当しおりにおける年齢は、「契約年齢」または「ご契約後の被保険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。
	契約日 （けいやくび）	保険期間等の計算の基準日をいいます。
こ	**更新** （こうしん）	保険期間が満了を迎えても、その翌日（更新日）以後、診査や告知なしで保障を継続できる制度のことをいいます。 更新後の保険料は、更新日の被保険者の年齢・保険料率により再計算します。 （同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は、通常、更新前より高くなります。）
	告知義務 （こくちぎむ）	契約者や被保険者は保険契約の申込みに際して、過去の傷病歴、現在の健康状態等、「告知書（告知入力画面）」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく記入（告知）いただくことを要します。また、当社指定の医師が口頭で告知を求める場合にも同様に、事実をありのまま正確にお伝え（告知）いただくことを要します。 これらを告知義務といいます。
	告知義務違反 （こくちぎむいはん）	「告知書（告知入力画面）」の質問事項または医師からの質問に対して、事実が告げられなかったときには、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。

	保険用語	説明
	告知書 （こくちしょ）	保険契約の申込みに際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態等について記入していただく書面のことをいいます。 ※当社所定の端末にて告知いただく場合には、「告知入力画面」といいます。
	ご契約後の被保険者の年齢 （ごけいやくごのひほけんしゃのねんれい）	毎年の契約応当日に契約年齢に１歳ずつ加えて計算した年齢をいいます。 ※当しおりにおける年齢は、「契約年齢」または「ご契約後の被保険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。
さ	**催告** （さいこく）	払込期月内に保険料の払込みがないご契約の契約者や、契約貸付制度による貸付金の元利金額が所定の日において解約払戻金額を超過すると判定されたご契約の契約者に対し、当社が保険料の払込みや貸付金の元利金の返済を請求することをいいます。
し	**指定代理請求人** （していだいりせいきゅうにん）	所定の保険金等について、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない所定の事情があるとき、保険金等の受取人に代わって請求を行うために、被保険者の戸籍上の配偶者等、所定の範囲内で、被保険者の同意を得てあらかじめ契約者が指定した人をいいます。
	支払限度 （しはらいげんど）	約款で定める、保険金等のお支払いに関する通算の支払回数や支払額の限度のことをいいます。
	支払事由 （しはらいじゆう）	約款で定める、保険金等をお支払いする事由をいいます。 この支払事由に該当した場合に、保険金等をお支払いします。
	支払事由該当日 （しはらいじゆうがいとうび）	保険金等の支払事由に該当した日のことをいいます。
	死亡一時金 （しぼういちじきん）	第１回年金支払基準日以後に被保険者が死亡した場合にお支払いするお金をいいます。
	死亡時支払金受取人 （しぼうじしはらいきんうけとりにん）	契約者が被保険者の同意を得て指定した人で、被保険者が死亡した場合に、死亡払戻金、保険料前納金の残額、積立てた配当金等があるときに、これらを受取ることができる人をいいます。 （生活サポート保険・入院総合保険・がん医療保険・特定損傷保険の場合に指定する人です。）
	診査 （しんさ）	医師扱の保険契約を申込まれた場合に、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただくことをいいます。 また、健康診断または人間ドックの結果資料を提出いただくことで診査に代える方法等もあります。
せ	**生活サポート年金** （せいかつさぽーとねんきん）	生活サポート年金は次のとおりです。 ●第１回生活サポート年金 被保険者が所定の身体障がい状態に該当して１～３級の身体障害者手帳の交付があった場合、または公的介護保険制度にもとづく要介護２以上と認定された場合もしくは所定の要介護状態が１８０日以上継続した場合にお支払いする年金をいいます。 ●第２回以後の生活サポート年金 第２回以後は第１回生活サポート年金の支払事由該当日（第１回生活サポート年金が支払われる場合に限ります。）の毎年の応当日に被保険者が生存していたとき、ご契約時に指定した年齢または年数を限度にお支払いする年金をいいます。
	生活サポート年金支払期間 （せいかつさぽーとねんきんしはらいきかん）	第１回生活サポート年金の支払事由該当日（第１回生活サポート年金が支払われる場合に限ります。）からご契約時に指定した年齢または年数により定められた日までの期間をいいます。

	保険用語	説明
	責任開始時／責任開始の日 （せきにんかいしじ／せきにんかいしのひ）	当社がご契約上の保障を開始する時点を責任開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始の日といいます。
	責任準備金 （せきにんじゅんびきん）	将来の保険金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金をいいます。
	前納 （ぜんのう）	年払契約において、将来の年払保険料を、所定の方法により、あらかじめ指定した回数分だけまとめて払込みいただくことをいいます。 この場合、所定の利率で保険料を割引きます。
つ	**月ごと応当日** （つきごとおうとうび）	⇒「契約応当日」を参照ください。
て	**定款** （ていかん）	当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載したものをいいます。
と	**特別条件** （とくべつじょうけん）	保険契約を引受けるにあたり、被保険者の現在の健康状態や過去の傷病歴等に応じて保険契約につける条件（保険料を割増して払込みいただく等）のことをいいます。
	特約 （とくやく）	契約者の申出にもとづいた手続きをするためや、普通保険約款（契約基本約款と各給付約款から構成されます。）に記載されている内容と異なる特別なお約束をする目的で付加するものをいいます。
ね	**年金** （ねんきん）	年金支払期間中の毎年の年金支払基準日に被保険者が生存している場合等にお支払いするお金をいいます。
	年金開始日 （ねんきんかいしび）	被保険者の年齢が、ご契約時に選択した年金開始年齢に達する契約応当日をいいます。
	年金原資 （ねんきんげんし）	年金開始日の前日における責任準備金をいいます。
	年金支払基準日 （ねんきんしはらいきじゅんび）	年金支払基準日は次のとおりです。 ●第１回目 年金開始日 ●第２回目以後 第１回年金支払基準日の毎年の応当日
	年金の現価 （ねんきんのげんか）	将来の年金をお支払いするために必要な現在の積立金をいいます。 （将来の年金額を所定の利率で割引いて計算します。）
は	**配当金** （はいとうきん）	決算によって生じた剰余金から契約者等に分配されるお金をいいます。
	払込期月 （はらいこみきげつ）	毎回の保険料を払込みいただく期間をいい、具体的な払込期月は次のとおりです。 ●第１回目の保険料 責任開始の日から翌月の末日まで ●第２回目以後の保険料 月ごと応当日（年払の場合は契約応当日）の属する月の１日から末日まで
ひ	**被保険者** （ひほけんしゃ）	その人の生死等が保険の対象とされる人をいいます。
	被保険者の年齢 （ひほけんしゃのねんれい）	⇒「ご契約後の被保険者の年齢」を参照ください。

	保険用語	説明
ほ	**保険期間** （ほけんきかん）	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に死亡や入院・手術等の支払事由が発生した場合等に、保険金等の支払対象となります。
	保険金 （ほけんきん）	被保険者が死亡した場合等に、お支払いするお金をいいます。
	保険金等の受取人 （ほけんきんとうのうけとりにん）	保険金、年金、給付金、死亡一時金を受取る人をいいます。
	保険年度 （ほけんねんど）	保険期間の始期（契約日）から起算して、満１カ年を第１保険年度といいます。以下順次、第２保険年度、第３保険年度……と保険年度を定めます。
	保険料 （ほけんりょう）	契約者に払込みいただくお金をいいます。
	保険料期間 （ほけんりょうきかん）	保険料が充当される期間のことをいいます。 月ごと応当日（年払の場合は、契約応当日）からその翌月の月ごと応当日（年払の場合は、その翌年の契約応当日）の前日までの期間となります。 ＊第１回目の保険料の保険料期間は、契約日からその翌月の月ごと応当日（年払の場合は、その翌年の契約応当日）の前日までの期間です。
	保険料払込期間 （ほけんりょうはらいこみきかん）	保険料を払込みいただく期間のことをいいます。
	保険料率 （ほけんりょうりつ）	保険料を計算する際に用いる率のことをいいます。保険料は、基準となる保険金等の金額に保険料率を乗じて計算されます。
み	**未払込保険料** （みはらいこみほけんりょう）	すでに到来している保険料期間に対応する保険料のうち、まだ払込まれていない保険料のことをいいます。
め	**免責事由** （めんせきじゆう）	約款で定める、保険金等をお支払いできない事由をいいます。 支払事由に該当した場合でも、この免責事由に該当した場合には保険金等をお支払いできません。
や	**約款** （やっかん）	ご契約のご加入から消滅までのとりきめを記載したもので、普通保険約款（契約基本約款と各給付約款から構成されます。）と特約約款があります。
よ	**予定利率** （よていりりつ）	保険料を算出するにあたり、将来の資産運用による一定の運用収益をあらかじめ見込み、その分の保険料を割引くときの割引率をいいます。

生命保険のお手続きやお問合せ

（2025年6月現在）

ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口、ニッセイコールセンターまたは保険金・給付金ダイヤルに連絡ください。

●お客様番号（お客様ID）もしくは契約番号（証券記号番号）をご用意のうえ、契約者ご本人からお問合せください。

電話でのお手続き

ニッセイコールセンター

0120-201-021（通話料無料）

〈ご高齢のお客様専用（シニアほっとダイヤル）〉

0120-147-369（通話料無料）

保険金・給付金ダイヤル

0120-279-481（通話料無料）

受付時間	月～金曜日	9:00～18:00
	土曜日	9:00～17:00

※祝日、12／31～1／3を除く

※お電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実などの観点から録音をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※なお、その他お電話にあたっての留意事項は、当社ホームページを参照ください。

窓口でのお手続き

ニッセイ・ライフプラザの住所・地図などの店舗情報をご確認いただけます。

日本生命アプリ・当社ホームページでのお手続き

パソコン　https://www.nissay.co.jp　日本生命　検索

スマートフォン

利用可能時間

月曜日	8:00～24:00	出金手続・一部変更手続について	
火～土曜日	24時間	月～土曜日	8:00～23:45
日曜日・祝日	0:00～20:00	日曜日・祝日	8:00～20:00

※毎月25日直前の日曜日（19～25日のうちの日曜日）、12／31～1／3、5／3～5／5を除く

ダウンロードはお済みですか？

まだお済みでない方は「日本生命アプリ」をいますぐダウンロード！

NISSAY

※上記以外にも、一部でご利用いただけない時間帯がございます。詳しくは、当社ホームページを参照ください。

説明事項ご確認のお願い

「注意喚起情報」および「ご契約のしおり一定款・約款」は、ご契約に伴う大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分に確認のうえ、ご契約を申込みいただくようお願いします。
なお、後ほど交付する契約内容通知書とともに大切に保管し、活用ください。

特に…

しおりのページ

クーリング・オフ制度（契約申込みの撤回）…… P17

健康状態等の告知義務 …… P40

責任開始（保障の開始）と契約日 …… P43

保険料の払込方法 …… P110

保険料の払込期月・保険料期間 …… P112

保険料の払込みの案内と保険契約の解除 …… P114

保険金等をお支払いできない場合 …… P123

解約と解約払戻金 …… P134

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらです。
告知および保険料の受領など職員の役割を含めて、説明の中でわかりにくい点がございましたらニッセイコールセンターにお問合せください。

引受保険会社

NISSAY

日本生命保険相互会社

本　　店
〒541-8501　大阪市中央区今橋3-5-12

東京本部
〒100-8288　東京都千代田区丸の内1-6-6

生命保険のお手続きやお問合せにつきましては
0120-201-021（ニッセイコールセンター）（通話料無料）
〈ご高齢のお客様専用（シニアほっとダイヤル）〉
0120-147-369（通話料無料）

ホームページ　https://www.nissay.co.jp

上記募集人はお客様と左記引受保険会社の保険契約の締結の媒介を行うものであり、保険契約締結の代理権はありません。

[㊞日本25-1713] [登録年月日25/6/23] (商品開発部2025.6.85,000 №.5880)㊷